

2024（R6）年度

豊田市子どもの権利擁護委員

・

とよた子どもの権利相談室

# 活動報告書



2025年6月

こことよ

とよた子どもの権利相談室

## はじめに（巻頭言）

こどもの権利を「知っている」から「行動している」へ  
～「こども・若者計画」と「ユニセフ日本型 CFCI 実践自治体」の両輪で推進～

豊田市子どもの権利擁護委員  
代表擁護委員 渡邊 佐知子

豊田市では、2025 年 3 月「こども・若者計画」（2025～2029 年度）を策定しました。こどもや若者の意見を踏まえた計画にするため、計画をつくる 2 年間にこどもワークショップを 3 回開催するとともに、基本理念である「こどもたちの笑顔があふれるまち」と「よた」もこどもの意見をもとに決めています。

重点プロジェクトの 1 番目に「こどもの権利プロジェクト」が掲げられ、①市民との共働によるこどもの権利啓発、②こどもの意見表明・反映の仕組みづくり、③地域資源を活用したこどもの支援体制の充実に取り組んでいきます。この他に、「こどもの居場所プロジェクト」では、居場所をつくる・居場所につなげる仕組みづくりを重点的に進めることになっています。

2025 年 1 月には、中部地方初のユニセフ日本型 CFCI 実践自治体に承認されました。今後はユニセフの世界的基準に基づいて、市政の広範囲にわたるこどもに関係する施策を評価・「見える化」して子どもの権利条約を具現化する活動を推進することにより、「こども・若者計画」と両輪で「こどもにやさしいまち」の実現に大きく動き出しています。

このことよでは、2024 年度に名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育行政学研究室にご協力をいただき、2020 年度に続き、「第 2 回 子どもの権利に関する高校生意識調査」を実施しました。市内の高校に通うすべての高校生を対象に、今回から Web で回答いただき、前回の約 5 倍の回収率となりました。ご協力いただいた高校生と教職員のみなさまに心からお礼申し上げます。

この調査は、子ども条例と子どもの権利条約に関する認知度に回答していただくことで、子どもの権利の内容を具体的に知ることができるものになっています。また、困りごとがあれば相談できる場所が豊田市にはあることも分かるようになっています。自己の意見を表明できる場として「自由記述」を設けていますので、学校・家庭・地域で活用していただきたいと思います。

2024 年度の取組みとして、擁護委員の仕事を補助する相談員の専門職化を進めるとともに、相談員に指導・助言を行うスーパーバイザーを配置して、専門性の向上を図るなど体制強化をしています。

2024年度におけることよへの相談は、新規相談件数が119件で、前年度(138件)より19件減少しています。延べ相談回数は933回で、前年度(1044回)より111回件の減少となっています。延べ相談回数を主訴別にみると、いじめ、家庭内虐待、教職員等の指導上の問題の順に多くなっています。

また、関係機関との調整や連携をする活動は30件で、前年度よりやや減少したものの高止まりとなっています。2回以上の継続相談は87件で、前年度45件の約2倍に増えています。相談を継続する中で初回相談の主訴とは別の問題が見えてくることもあり、子どもの権利に軸を置いて支援を続けることで、様々な権利侵害に気づくことができるのではないかと考えています。これからも、子どもの声を聴き、子どもの「思い・考え・意見」を伝えることにより、子どもの最善の利益について、みなさまと一緒に考え、実現していきたいと思っています。

## も く じ

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| はじめに（巻頭言）                        | 1      |
| 豊田市子どもの権利擁護委員 代表擁護委員 渡邊 佐知子      |        |
| 1 豊田市子どもの権利擁護委員制度                | 4      |
| 2 相談の状況                          | 9      |
| （1）2024 年度の概況                    |        |
| （2）相談状況の統計                       |        |
| （3）相談の特徴と傾向                      |        |
| （4）相談事例                          |        |
| 3 調査・調整活動                        | 22     |
| （1）申立案件                          |        |
| （2）発意案件                          |        |
| （3）その他の調査・調整                     |        |
| 4 発意に基づく支援活動                     | 28     |
| 5 広報・啓発活動                        | 29     |
| 6 研究・研修・会議                       | 50     |
| 7 擁護委員からのメッセージ                   | 55     |
| 児童虐待への対応について<br>～子どもの権利の観点から考える～ |        |
|                                  | 渡邊 佐知子 |
| 子どもの権利と「適切な指導」                   |        |
|                                  | 米津 直希  |
| 大人も子どもの権利を知ろう！                   |        |
|                                  | 山谷 奈津子 |
| <第2回子どもの権利に関する高校生意識調査>           | 73     |
| <参考資料>                           |        |
| 豊田市子ども条例                         | 129    |
| 豊田市子ども規則                         | 141    |
| 2024 年度擁護委員・相談員・室長名簿             | 150    |
| あとがき                             | 151    |

## 1 豊田市子どもの権利擁護委員制度

豊田市が目指す「子どもにやさしいまちづくり」の具体的な取り組みとして、子どもの権利が侵害されたとき、市から独立した機関によって、その救済と回復を支援するために設置されたのが、**豊田市子どもの権利擁護委員**です。

### ●豊田市子ども条例の目的（豊田市子ども条例第1条）

この条例は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。



### ●擁護委員の仕事

（豊田市子ども条例第22条）

- ①子ども又はその関係者から相談を受け、必要な情報を収集し助言や支援などを行うこと。
- ②救済の申立て又は自らの判断で、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- ③必要と認めるときに、是正の勧告や制度などの改善を要請すること。

### ●豊田市子どもの権利擁護委員の設置（豊田市子ども条例第21条）

市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員を置きます。

### ●とよた子どもの権利相談室の設置

（豊田市子ども規則第15条）

子どもの権利の擁護に必要な支援をするため、とよた子どもの権利相談室を設置し、電話や面談等で相談に応じています。

相談室は、嫌な思いをしたり、苦しんだり、悩んだりしている子どもの気持ちや考えを受け止め、子どもと一緒に、子どもの最善の利益となる解決を目指します。

### ●相談室の運営体制

子どもの権利擁護委員 3名

人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が選びます。2024年度は、弁護士、大学教員、児童福祉の専門家等が擁護委員を務めました。

子どもの権利相談員＜常勤＞ 4名

擁護委員の仕事を補助するために置かれ、電話や面談等で相談に応じています。

相談室には常時2～3名が勤務しています。

子どもの権利相談員（専門員） 3名

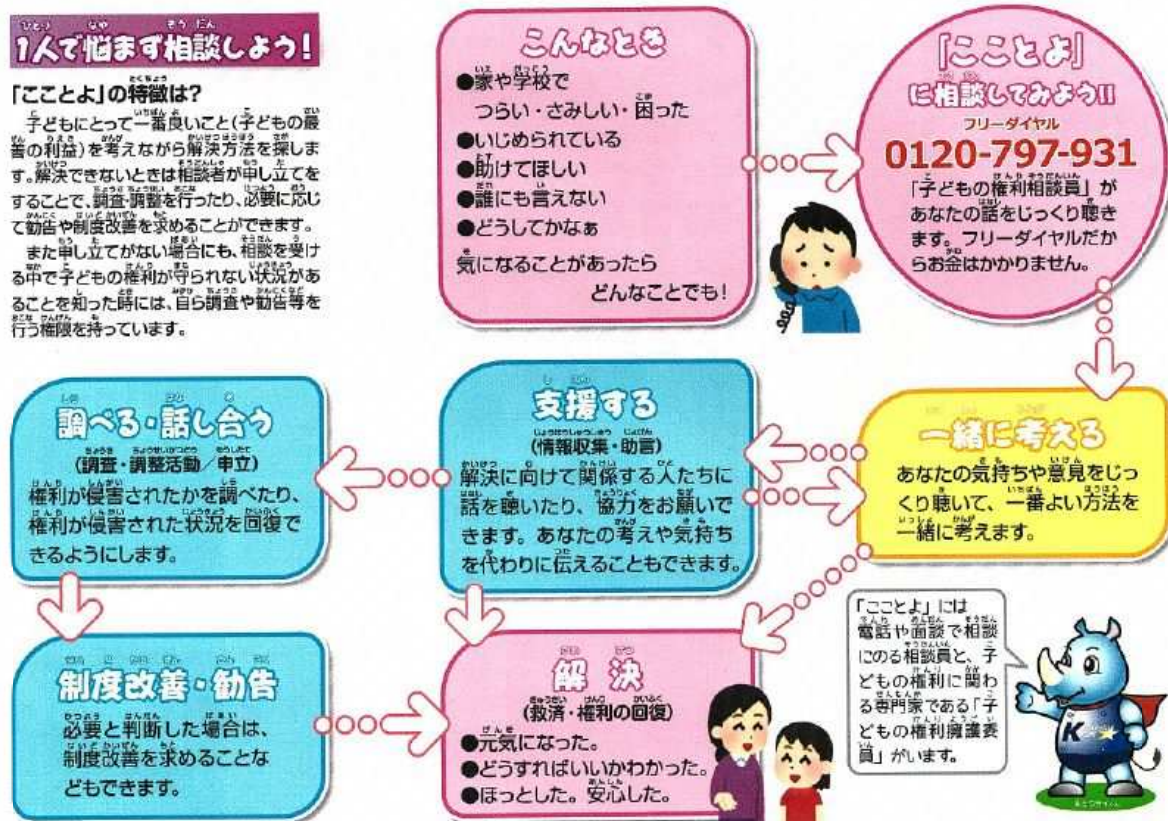
子どもの権利擁護委員を補助し、過去の経験や専門性を活かして事案の調査や助言を行ないます（退任擁護委員）。

室長 1名、室長代理 1名＜常勤＞

室長は、こども・若者政策課長が兼務、相談室の事務担当として、室長代理を置いています。



## ＜相談の主な流れ＞



\*リーフレットより\*

この図は、相談から解決（救済・権利の回復）までの主な流れをイメージしたものです。

「つらい」「苦しい」「困った」「くやしい」とき、「いじめられている」「助けてほしい」「だれにも言えない」とき、あるいは「だれかに聞いてもらいたい」ときは、相談室に電話をしましょう。

お友だちのこと、学校のこと、家族のことなど、どんなことでもお話をききます。子どものことなら大人でも相談できます。

電話での相談は、フリーダイヤルですので通話料はかかりません。相談も無料です。面談（会って話すこと）もできます。相談は、FAX・メール・手紙でもしています。

※相談電話番号 0120-797-931

(水～日、午後1時～午後6時(金は午後8時まで))

※FAX番号 0565-33-9314

※メールアドレス

kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp

※手紙宛先（住所）

〒471-0034

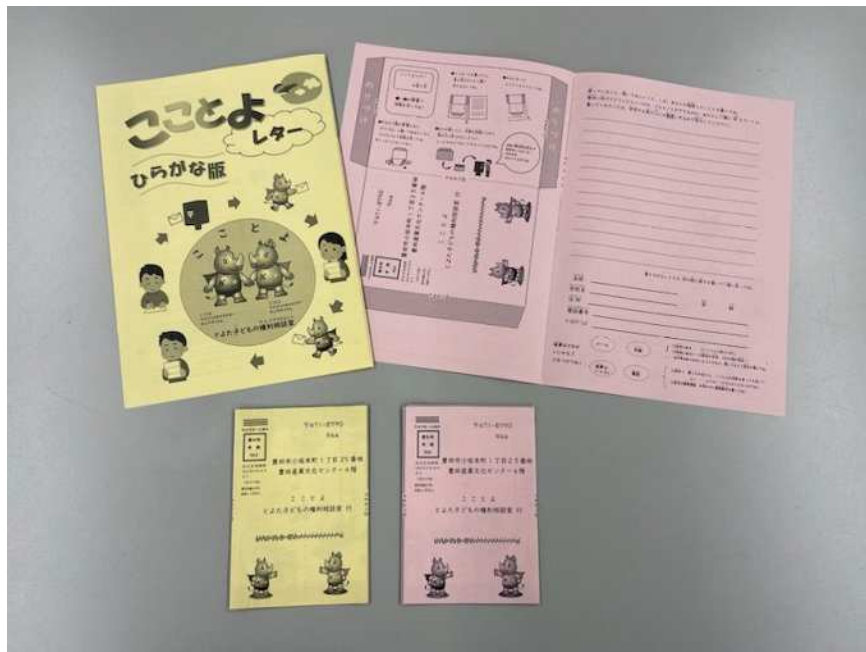
豊田市小坂本町1丁目25番地 豊田産業文化センター4階

こことよ 又は とよた子どもの権利相談室

2020年5月から当相談室の愛称「こことよ」の使用を始めました。子どもの「心」を「豊かに」という意味が込められています。また、子ども会議の子ども委員が、愛称に「ここにいるよ」「ここがあるよ」という意味を付加してくれました。

### ※こことよレター

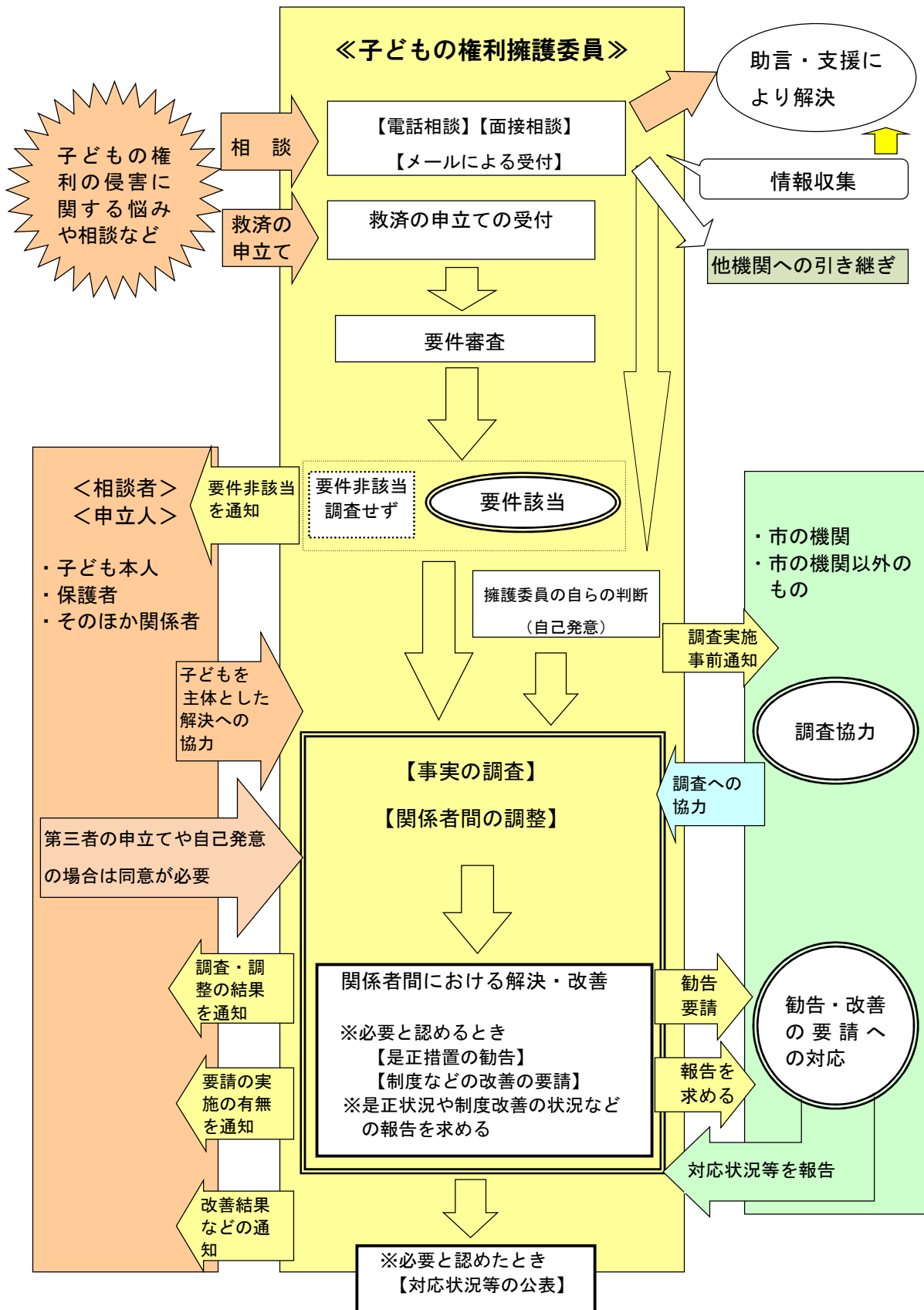
2022年度から、誰でも無料で、手紙で相談できるように「こことよレター」を作成し、学校での権利学習の時や、市役所及び豊田産業文化センターで配布しています。



配布にご協力いただける方は、  
こことよまでご連絡ください。



## ＜子どもの権利の侵害に対する救済・回復制度の仕組み＞





## 2 相談の状況

### (1) 2024 年度の概況

2024 年度に受け付けた新規（※注 1）の相談案件は 119 件でした。

2023 年度と比較すると 19 件減少しています。また 119 件のうち子ども本人から直接相談があったのは 73 件で全体の 61%、親からの相談は 27 件で全体の 23%でした。

結果的に 1 回の電話や面談で終わる相談もありますが、何回か電話相談を重ねる案件や、必要に応じて面談をする案件もあります。また、学校や関係機関への聴き取り等も合わせて延べ回数（※注 2）としています。

2024 年度の延べ回数は 933 回で、2023 年度の 1,044 回より減少、2022 年度の 722 回より多い状況でした。

2024 年度は相談者からの「申立案件」はありませんでした。また、擁護委員の判断で調査を開始する「発意案件」は、2024 年度の新規はありませんでしたが、2023 年度からの調査・調整中案件が 1 件ありました。また、「情報収集」のため関係機関へ調査・調整を行った案件は 30 件ありました。

なお、短時間であっても相談者と会話したものは相談案件として扱っていますが、性別や学齢、主訴が不明になっている場合があります。

電話がつながっても相手が無言のまま切れるものがあります。こうした無言電話は相談件数として扱っていません。

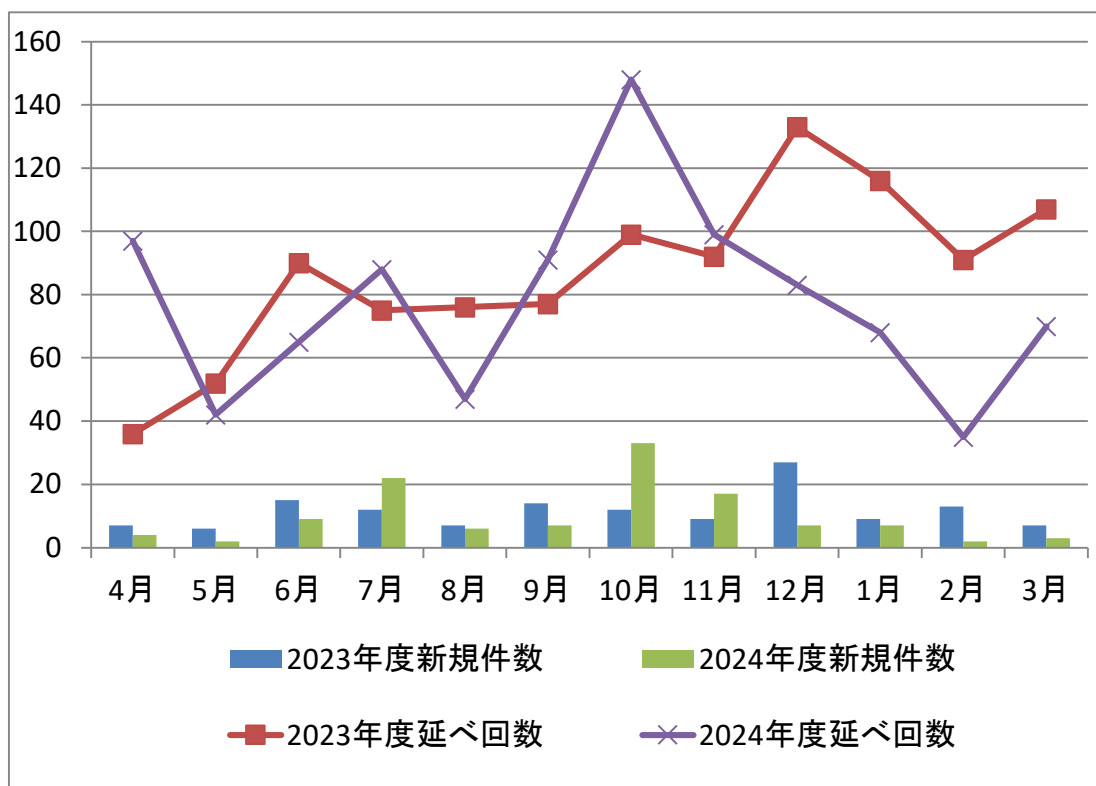
※注 1 「新規」・・・初回の相談のこと

※注 2 「延べ回数」・・・継続して相談があった回数。この中には申立・発意案件での調査・調整活動、情報収集のための調査活動の回数も含む（例、1 案件で 5 回相談があった場合は延べ回数 5 回とする）。

### (2) 相談状況の統計

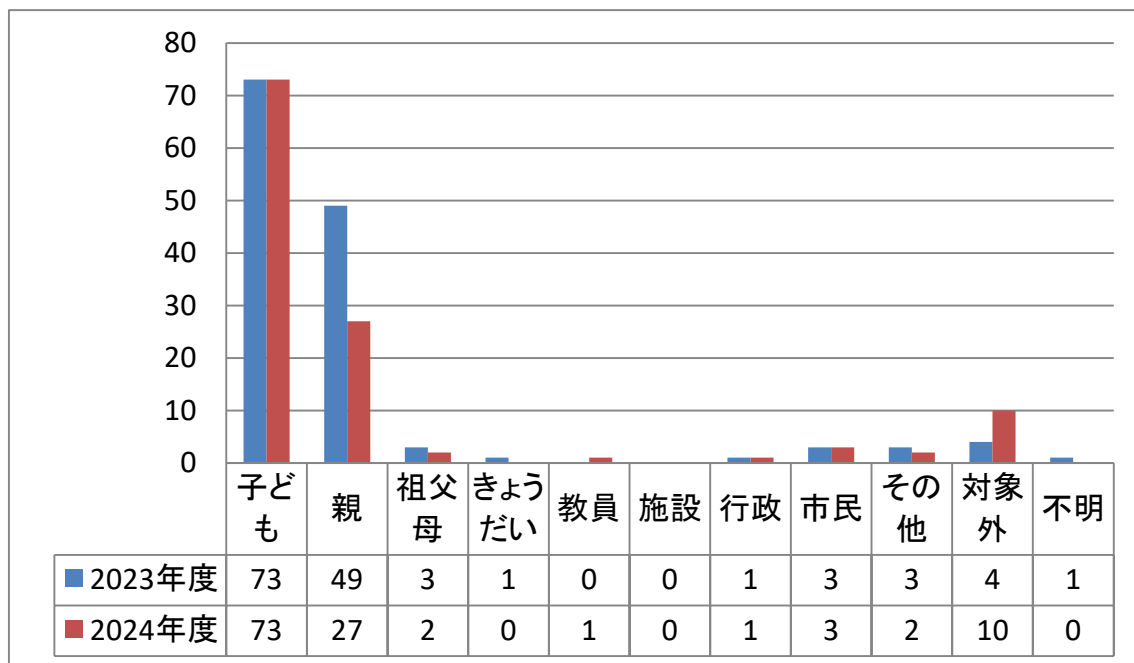
とよた子どもの権利相談室が受けた相談は、項目に分けて統計処理しています。以下に、2024 年度のものを掲載しました。

ア 月別相談件数（新規・延べ）



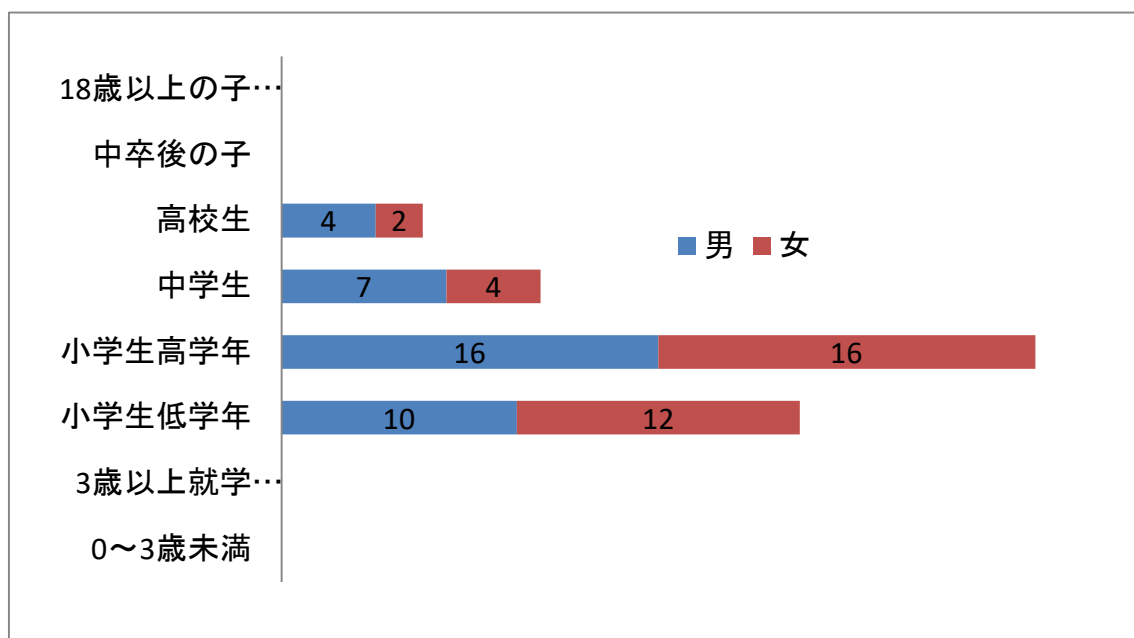
|                | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月 | 3月  | 計    |
|----------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|------|
| 2023年度<br>新規件数 | 7  | 6  | 15 | 12 | 7  | 14 | 12  | 9   | 27  | 9   | 13 | 7   | 138  |
| 2023年度<br>延べ回数 | 36 | 52 | 90 | 75 | 76 | 77 | 99  | 92  | 133 | 116 | 91 | 107 | 1044 |
| 2024年度<br>新規件数 | 4  | 2  | 9  | 22 | 6  | 7  | 33  | 17  | 7   | 7   | 2  | 3   | 119  |
| 2024年度<br>延べ回数 | 97 | 42 | 65 | 88 | 47 | 91 | 148 | 99  | 83  | 68  | 35 | 70  | 933  |

イ 相談者別（新規） ～初回相談をしてきた人～



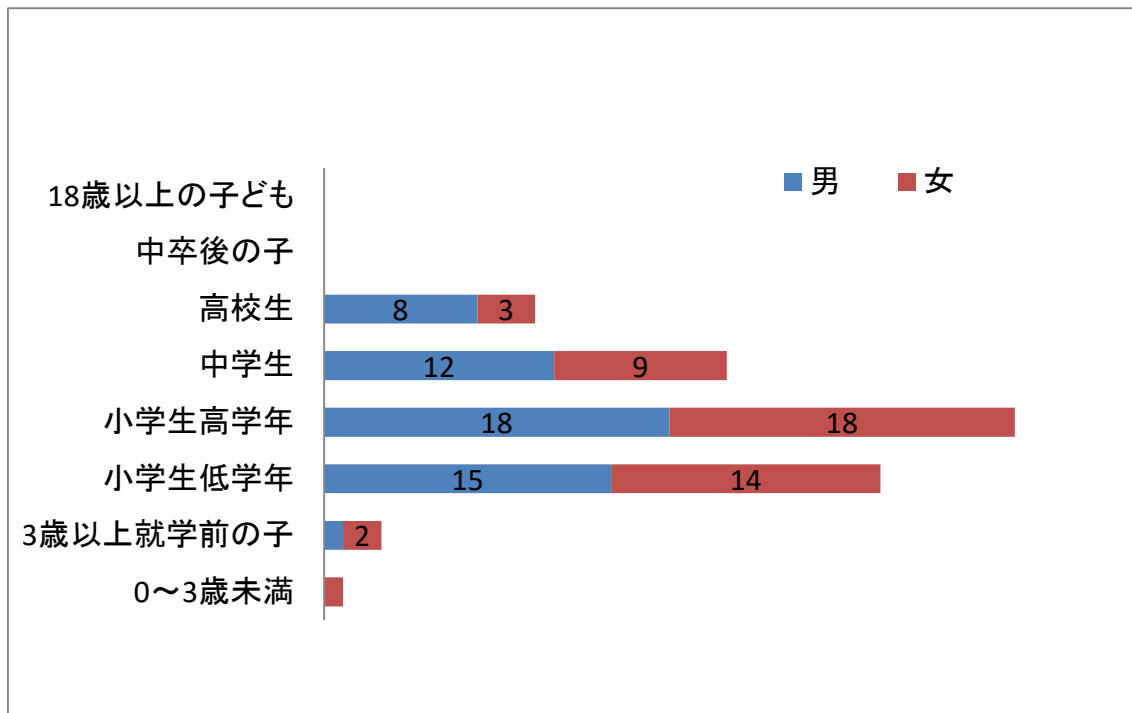
相談者別では、親からの相談が49件（36％）から27件（23％）に減少しました。

ウ 相談者が子どもの場合の学齢・性別（新規）



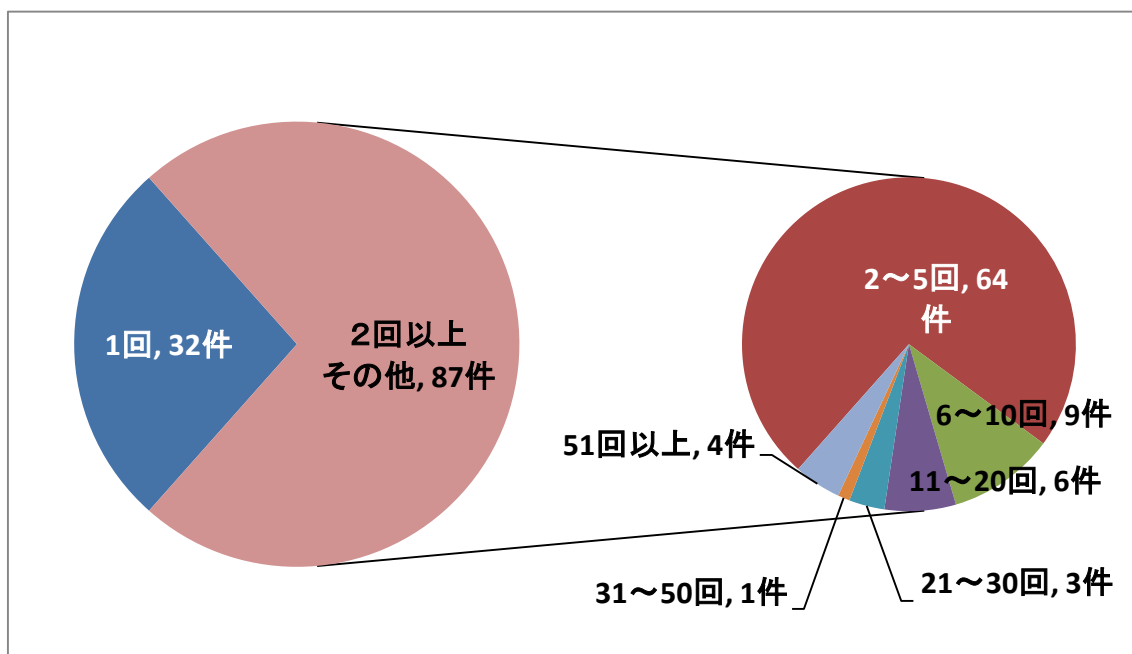
男子38件、女子34件でした。性別又は学齢が不明のもの4件でした。  
小学生からの相談が多く、56件（74％）となっています。  
（性別又は学齢が不明な案件があるため、グラフとの不整合あり）

## エ 相談の対象となる子どもの学齢・性別（新規）



男子 55 件（46%）、女子 47 件（39%）で、性別又は学齢が不明のもの及び対象外が 17 件でした。小学生を対象とした相談が多い傾向にあります。

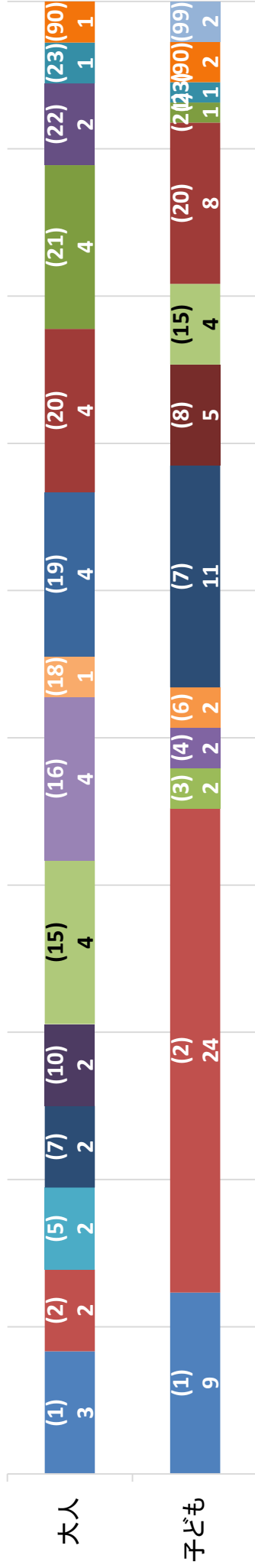
## オ 相談の継続回数



1 回の電話で終わった相談は 32 件（27%）、前年度 42 件（48%）から大幅に減少した一方、2～5 回の相談 64 件（54%）、前年度の 23 件（26%）から、大幅に増加しました。

# カ 相談の主訴（新規）

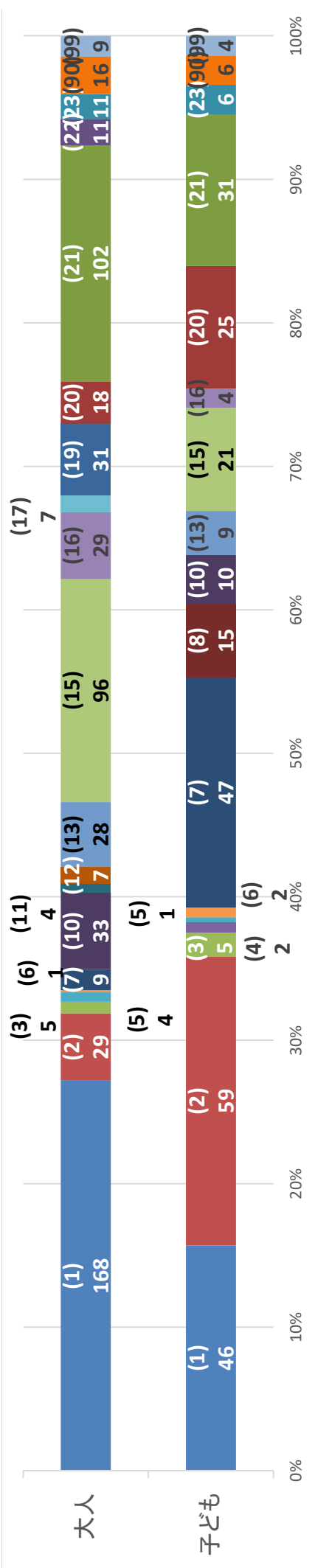
※（ ）内の数字は下記の主訴番号と一致する。



|       | (1) | (2)                | (3)          | (4)        | (5) | (6)  | (7)   | (8)  | (9)                 | (10)                       | (11) | (12)       | (13) | (14)         | (15)                           | (16)           | (17)       | (18)               | (19)   | (20)    | (21)  | (22)  | (23)      | (90) | (99) | 総計  |
|-------|-----|--------------------|--------------|------------|-----|------|-------|------|---------------------|----------------------------|------|------------|------|--------------|--------------------------------|----------------|------------|--------------------|--------|---------|-------|-------|-----------|------|------|-----|
| 主訴    | いじめ | （いじめ除く）<br>交友関係の悩み | 子ども同士<br>の暴力 | 金品等<br>の被害 | 不登校 | 進路問題 | 心身の悩み | 性の悩み | 教職員等（保育師等含む）<br>の暴力 | 威嚇<br>教職員等（保育師等含む）<br>の暴言や | セクハラ | 校則など学校のルール | 学級崩壊 | 学校・子ども園等での事故 | 指導上の問題<br>教職員等（保育師等含む）<br>のその他 | 学校・子ども園等の対応の問題 | 行政機関の対応の問題 | その他<br>その他機関の対応の問題 | 子育ての悩み | 家族関係の悩み | 家庭内虐待 | 行政施策等 | 子どもの福祉的処遇 | その他  | 主訴不明 | 総計  |
| 子ども   | 9   | 24                 | 2            | 2          | 0   | 2    | 11    | 5    | 0                   | 0                          | 0    | 0          | 0    | 0            | 4                              | 0              | 0          | 0                  | 0      | 8       | 1     | 0     | 1         | 2    | 2    | 73  |
| 大人    | 3   | 2                  | 0            | 0          | 2   | 0    | 2     | 0    | 0                   | 2                          | 0    | 0          | 0    | 0            | 4                              | 4              | 0          | 1                  | 4      | 4       | 4     | 2     | 1         | 1    | 0    | 36  |
| 計     | 12  | 26                 | 2            | 2          | 2   | 2    | 13    | 5    | 0                   | 2                          | 0    | 0          | 0    | 0            | 8                              | 4              | 0          | 1                  | 4      | 12      | 5     | 2     | 2         | 3    | 2    | 109 |
| 2023計 | 19  | 29                 | 2            | 0          | 8   | 2    | 8     | 2    | 0                   | 7                          | 1    | 1          | 2    | 2            | 4                              | 7              | 0          | 0                  | 10     | 11      | 6     | 0     | 4         | 5    | 6    | 134 |

※対象外 10 件を除く。

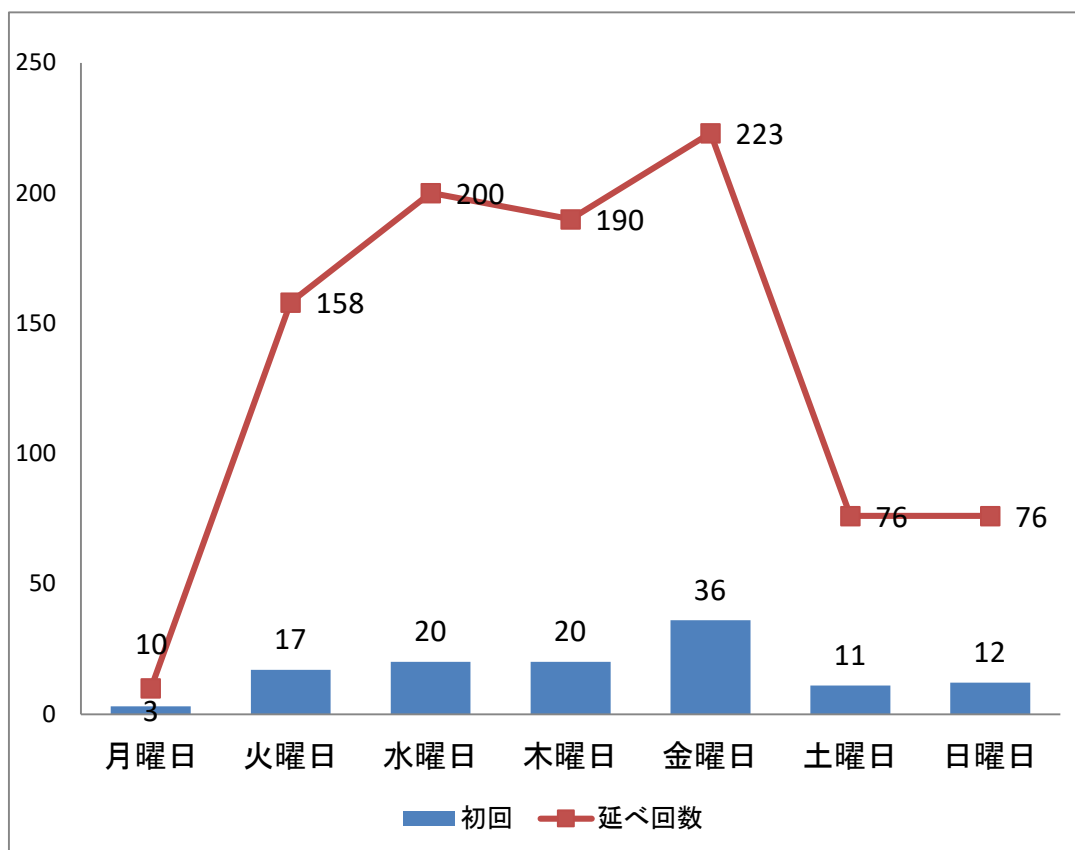
※( )内の数字は下記の主訴番号と一致する。



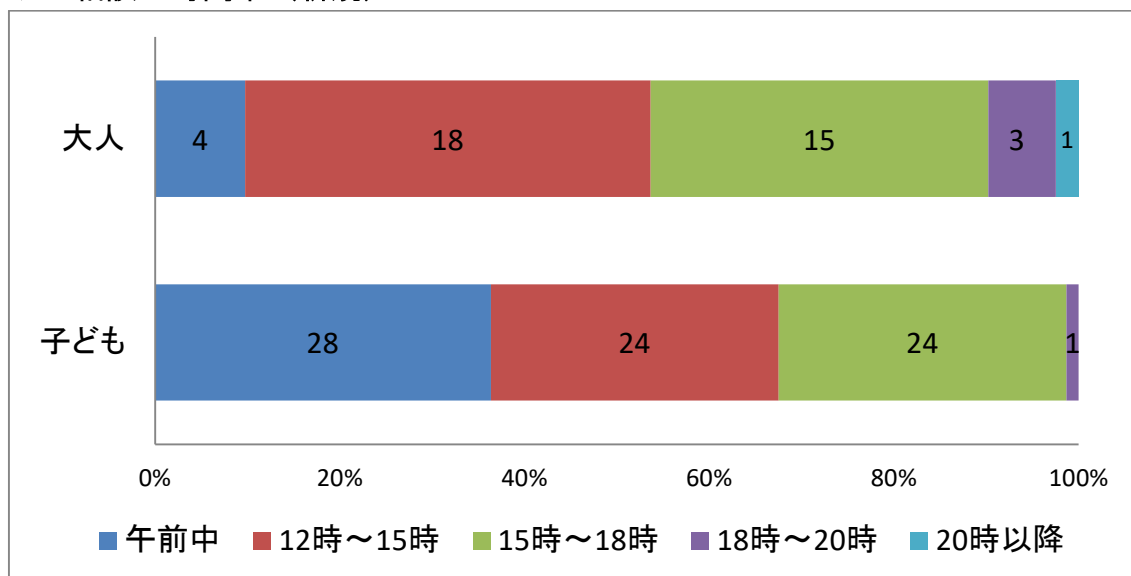
|     | (1)   | (2)                          | (3)                           | (4)         | (5)   | (6)     | (7)       | (8)     | (9)                           | (10)                                   | (11)    | (12)                | (13)    | (14)                   | (15)                                           | (16)                        | (17)                | (18)                        | (19)        | (20)          | (21)      | (22)      | (23)             | (90)  | (99)    |     |     |
|-----|-------|------------------------------|-------------------------------|-------------|-------|---------|-----------|---------|-------------------------------|----------------------------------------|---------|---------------------|---------|------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------|---------------------|-----------------------------|-------------|---------------|-----------|-----------|------------------|-------|---------|-----|-----|
| 主 訴 | い じ め | 交 友 関 係 の 悩 み<br>(い じ め 除 く) | 子 ども 同 士 の 暴 力<br>(い じ め 除 く) | 金 品 等 の 被 害 | 不 登 校 | 進 路 問 題 | 心 身 の 悩 み | 性 の 悩 み | 教 職 員 等 ( 保 育 師 等 含 む ) の 暴 力 | 教 職 員 等 ( 保 育 師 等 含 む ) の 暴 言<br>や 威 嚇 | セ ク ハ ラ | 校 則 な ど 学 校 の ル ー ル | 学 級 崩 壊 | 学 校 ・ 子 ども 園 等 で の 事 故 | 他 教 職 員 等 ( 保 育 師 等 含 む ) の そ の<br>指 導 上 の 問 題 | 学 校 ・ こ ど も 園 等 の 対 応 の 問 題 | 行 政 機 関 の 対 応 の 問 題 | そ の 他 そ の 他 機 関 の 対 応 の 問 題 | 子 育 て の 悩 み | 家 族 関 係 の 悩 み | 家 庭 内 虐 待 | 行 政 施 策 等 | 子 ども の 福 祉 的 処 遇 | そ の 他 | 主 訴 不 明 | 総 計 |     |
|     | 子 ども  | 46                           | 59                            | 2           | 1     | 2       | 47        | 15      | 0                             | 10                                     | 0       | 0                   | 9       | 0                      | 0                                              | 21                          | 4                   | 0                           | 0           | 0             | 25        | 31        | 0                | 6     | 4       | 293 |     |
|     | 大 人   | 168                          | 29                            | 0           | 4     | 1       | 9         | 0       | 0                             | 33                                     | 4       | 7                   | 28      | 0                      | 96                                             | 29                          | 7                   | 7                           | 0           | 31            | 18        | 102       | 11               | 11    | 16      | 9   | 618 |
|     | 計     | 214                          | 88                            | 10          | 2     | 5       | 3         | 56      | 15                            | 0                                      | 43      | 4                   | 7       | 37                     | 0                                              | 117                         | 33                  | 7                           | 7           | 0             | 31        | 43        | 133              | 11    | 17      | 22  | 13  |

※不明・対象外等22回を除く。

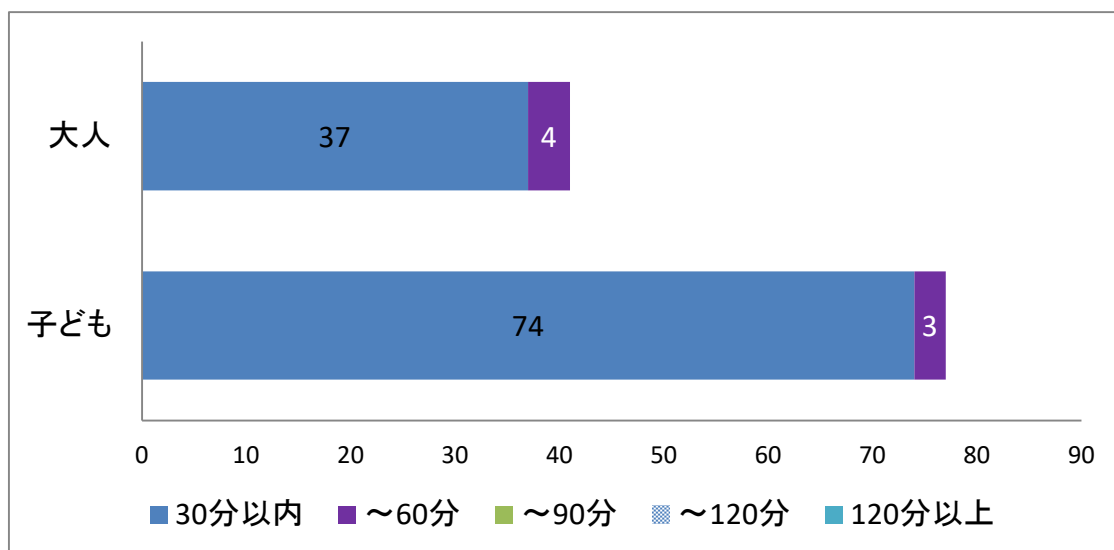
## ク 相談の曜日（新規・継続）



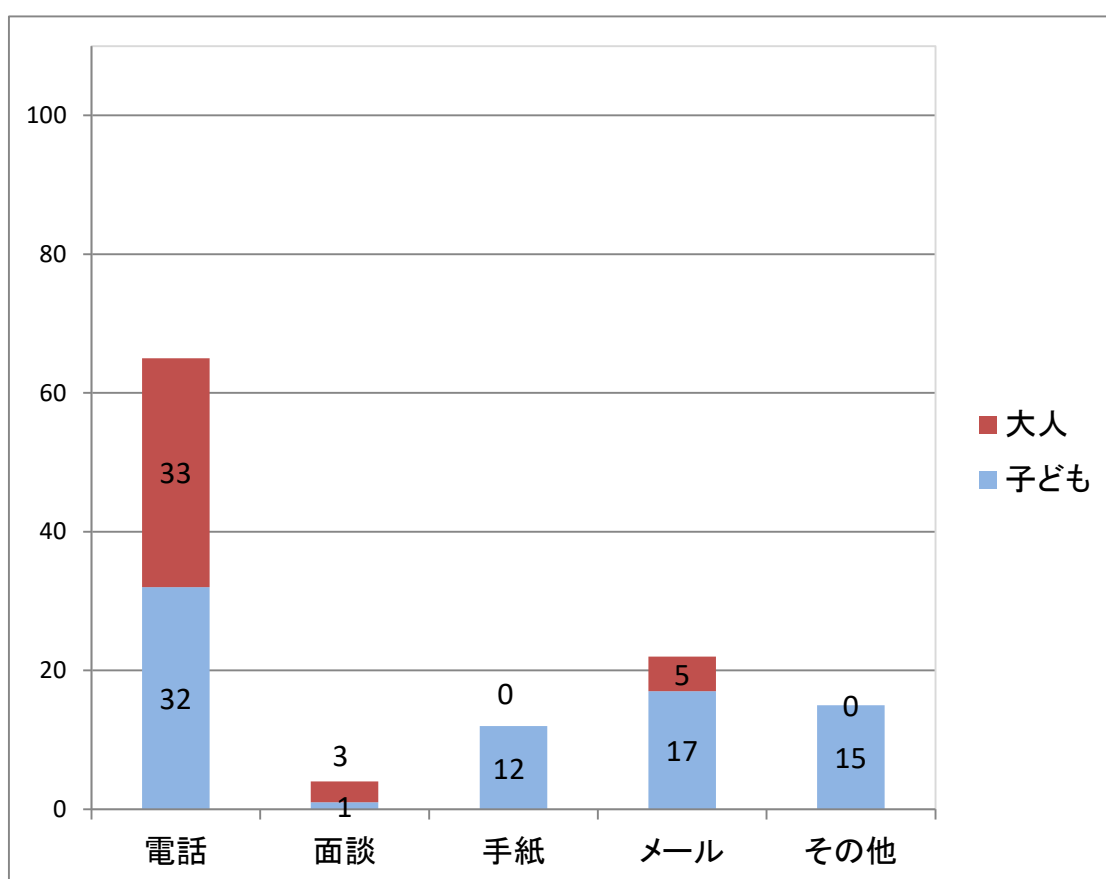
## ケ 相談の時間帯（新規）



## コ 相談の所要時間（新規）



## サ 相談の方法（新規）



### (3) 相談の特徴と傾向

#### 相談件数

2023 年度と比較して、新規件数は 138 件から 119 件へと 19 件減少しました。また延べ回数も 1,044 回から 933 回と 111 回減少しています。一方 2022 年度の新規 95 件、延べ回数 722 回と比較すると、新規・延べ回数とも多く、新型コロナウイルス感染症による学校や家庭環境の変化による影響が一段落したものと思われます。

2024 年度は、子ども本人からの直接の新規相談は、2023 年度同数の 73 件で相談全体の 61%と、2023 年度の 53%から増加しました。

子ども以外からの新規相談では、親からの相談 27 件、祖父母からの相談 2 件などがありました。これら大人からの相談の内、後に子ども本人とつながることができたケースが 10 件ありました。子ども本人からの新規相談 73 件と合わせると 83 件（70%）となりました。

学校でカードやリーフレットを配布したり、相談室だよりを発行したりした他に、学校で行う権利学習の授業に参加するなど、継続的な PR に務めてきましたが、さらに子どもたちが利用しやすくなるような工夫を引き続き行っています。

参考グラフ：ア 月別相談件数（新規・延べ） イ 相談者別（新規）

#### 子どもからの相談

相談者が子どもの場合の学齢別の件数は、小学生（低学年）22 件、小学生（高学年）32 件、中学生 11 件、高校生 6 件、不明 4 件となっています。

2023 年度と比較して、特に高学年の小学生からの相談が増加し 7 件の増加となっています。

子どもからの新規相談では、「いじめを除く交友関係の悩み」が 24 件（33%）と引き続き多く、次に「心身の悩み」が 11 件、「いじめ」が 9 件となっています。

全体では、相談内容が多岐に亘っており、子どもたちの悩みが多様化していることがうかがえます。

参考グラフ：ウ 相談者が子どもの場合の学齢・性別（新規）  
カ 相談の主訴（新規）

## 大人からの相談も含めた対象となる子どもの相談

親等からの相談も含め、対象となる子どもの学齢は、小学生が大半を占めています。小学生（低学年）29 件、小学生（高学年）36 件、中学生 21 件、高校生 11 件の相談がありました。

大人からの新規相談では、「教職員等のその他指導上の問題」、「学校・こども園等の対応の問題」、「子育ての悩み」、「家族関係の悩み」、「家庭内虐待」が各 4 件と、多岐に亘っています。

どの年齢の場合も、その経過の中で子どもと相談室が繋がるように働きかけていきます。

参考グラフ：エ 相談の対象となる子どもの学齢・性別（新規） カ 相談の主訴（新規）

## 継続相談

1 回の電話で終わらず、継続した件数の割合が 2023 年度は 52%でしたが、2024 年度は 73%へと増加しました。相談を継続する中で初回相談の主訴とは別の問題が見えてくることも多く、継続して相談することにより子どもをとりまく状況を理解し支援の方向性が明確になっていきます。いじめや交友関係、教職員等の指導上の問題の場合など学校が関係することについては、学校での聞き取りや協力をお願いするために、継続回数が多くなります。情報収集のための調査や、発意での調査・調整についても統計上は継続相談になっています。とりわけ主訴別相談件数では、「教職員等のその他指導上の問題」が大幅に増加しています。

参考グラフ：オ 相談の継続回数 キ 主訴別延べ回数

## 相談の曜日や時間・相談方法

新規相談では金曜日が 36 件と多く、次いで水・木曜日 20 件となっています。火曜日は基本的には電話相談の受付はしませんが、相談室から関係機関等への聞き取りを行ったり、調査・調整等のための時間にしたりしています。

大人からの相談では、子どもが学校から帰ってくる前の 12 時から 15 時と、15 時から 18 時の時間帯に多くなっています。

新規相談の所要時間は、子どもも大人も全て 60 分以内で終了しています。

初回相談は、概ね半分以上が電話ですが、直接来室し面談したものが 4 件、メールでの相談 22 件、手紙での相談 12 件（こことよレター）ありました。

参考グラフ：ク 相談の曜日（新規・継続） ケ 相談の時間帯（新規）  
コ 相談の所要時間（新規） サ 相談の方法（新規）

#### (4) 相談事例

※プライバシー保護のため、内容は一部変更してあります。

| 相談者<br>子どもの所属<br>相談の主な内容<br>相談方法                | 相談内容及び対応の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>事例①</b><br>本人<br>小学生<br>女兒<br>SNS の使い方<br>電話 | <p><b>【相談内容】</b><br/>           友だちの SNS から記録を消してもらいたい。</p> <p><b>【相談室から】</b><br/>           「今現在は、何も問題は発生していないが、今後、どうなるかわからないので不安に思っている。一度、SNS に乗ったら消せないことを学校で学んだので怖くなった。」ということで相談をしてくれました。</p> <p>相談室として、SNS の内容が特定の個人を攻撃するものではないか、個人のプライバシーが守られているかどうか、大人が介入しなければならない状態なのかどうかを確認しました。そのうえで、どうしたらいいのか一緒に考えていきました。</p> <p>友達に直接、記録を消すように頼みたいが、他の子には知られたくないので、話すチャンスをどうやって見つけたら良いか、いくつか案を出して、本人ができそうな計画を立てていきました。</p> <p>最初は、どうしたらいいのかわからないと言っていましたが、具体的な計画ができたことで、自分で動く勇気が持てた様子でした。不安な気持ちは相談していいことを伝え、自分でできる方法を一緒に探していくことで自分で何とかできるんだという自己効力感を感じてもらえたようでした。</p> |
| <b>事例②</b><br>本人<br>中学生<br>男子<br>親子関係<br>メール・電話 | <p><b>【相談内容】</b><br/>           部活に行くのが辛い。その気持ちを誰にも言えない。</p> <p><b>【相談室から】</b><br/>           「部活に行くのがつらい。メンタル的にきつくて、もう頑張れない。やめたいけど、親や先生に言えない。」というメールが届きました。まずは、「つらい気持ちを教えてくれてありがとう。一緒に考えたい。」と返信し、メールでのやり取りを繰り返すことで少しずつ関係性を深め、7 回目でやっと電話をしてきてくれました。</p> <p>中学に入ってから陸上部で 1 年間頑張ってきたが、実力とや</p>                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                         | <p>る気のある後輩が入ってきて、夏休みには記録を追い越されてしまい、モチベーションが上がらず、部活の前になると腹痛や頭痛にも悩まされているとのこと。目標に向かって努力している同学年の友人には相談できない、2年生になって新しいシューズを買って応援してくれている両親には「やめたい」とは言えない。「部活に行った方がいいと思うけど…」という言葉が何度も出てきたので、「周りの目や期待、評価を一旦置いておいて、自分の気持ちだけに焦点をあてたら、あなたは どうしたい?」と問いかけると、長い沈黙の後に「休憩したい」という言葉が出てきました。</p> <p>自分がどうしたいのかに気づいた後は、いつ、どのように、誰に何を伝えるかを一緒に考えました。電話を切るときには声が明るくなり、笑い声まで出てきて、モヤモヤした心に光が差したのだと感じました。</p> <p>周りの望むことに応えたいと頑張ってしまう子ほど、自分の気持ちに目を向けることを後回しにしてしまいがちです。心が疲れてしまうことは誰にでもあること、元気になるまで一度休憩するという選択もあることに気づくことで、気持ちが軽くなり、そのために何をするのかが見えて前に進むことができることもあります。伝えたい言葉を伝えたい相手に伝えるのは本人の勇気がいることですが、子どもにはその力があると信じて応援しています。</p> |
| <p>事例③<br/>若者支援機関<br/>16歳<br/>男子<br/>家族関係<br/>電話・面談</p> | <p>【相談内容】</p> <p>父親からの束縛が強いケース。相談室を紹介したい。</p> <p>【相談室から】</p> <p>若者支援機関から、相談者にこことよを紹介したいという連絡がありました。若者支援機関としては、それまでの対応経過から、権利侵害に当たるのではないかとということで連携したいと考えたようでした。</p> <p>若者支援機関から本人につないでもらい、本人の思いや困り感を聴くと、父親の意向で自身の希望とは違う高校へ進学しましたが、学習の遅れや精神的不安定、対人関係の問題などから中退することを選択したとのこと。その際に父親が決めた条件がとても厳しく、束縛された生活であることから、その約束事を緩めてほしいというのが、本人の希望でした。本人の話からは、非常に高圧的な父親の存在と束縛による傷つきから、これまでは諦めるという選択をしてきたものの、若者支援機関でのサポートや他者との関わりから少しずつ自信をつけ、新しいことに挑戦したいという意欲が出てきている様子がうかがえました。また家庭内での母親、弟、祖父母との関係性、中学生時</p>                                                                                                           |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>代のいじめにより精神不安定になり医療機関に継続受診中であること、行政の相談機関と定期的に面談をしていたことから若者支援機関につながったことなどが分かりました。相談室としては、これまで本人との関係性がしっかりできている若者支援機関を中心に、各機関が情報共有しながら対応していくことが適切であると考え、ケース会議を持つことを提案し、本人の承諾を得て実施しました。</p> <p>ケース会議では、本人の抱える複数の問題についてしっかりと情報共有することで、各機関の役割分担を整理することができました。相談室はケース理解につなげる視点を持っていたくことや、本人の成長に必要なエンパワメントの方向性を相談する機会を若者相談機関と重ね、相談室の対象年齢を過ぎた後も本人が長くサポートを受けられるよう支援しました。</p> |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 3 調査・調整活動

擁護委員が行う調査・調整には、相談者や子どもから権利侵害についての「救済の申立て」を受けて実施する場合と、子どもが権利侵害を受けていると認めるときに擁護委員が「発意」によって実施する場合とがあります（豊田市子ども条例第22条第1項第2号及び第3号）。

#### （1）申立案件

2024年度、子どもの権利侵害に対する救済の申立てはありませんでした。

#### （2）発意案件

2024年度、擁護委員による発意はありませんでした。

2023年度の＜発意案件 第H9-23号＞は、2025年3月末現在、調査中です。

2021年度の＜発意案件 第H8-21号＞に関わる制度などの改善の要請については、対応状況について5年間の報告を求めています。豊田市子ども・若者政策課から2024年度の対応状況の報告があり、確認しました。

＜発意案件 第H8-21号＞

発意日 2021年12月27日

豊こ若発第 2773 号  
令和 7 年 3 月 25 日

## 令和 6 年度 報 告 書

豊田市子どもの権利擁護委員

渡邊 佐知子 様

山谷 奈津子 様

米津 直希 様

豊田市長 太田 稔彦 印

2022 年 8 月 23 日付 第 2022-1 号にて、通知のあった要請について、下記のとおり報告します。

### 記

#### <こども・若者政策課分>

- 1 放課後児童クラブの問題性を把握した場合は、速やかに改善するよう指導するとともに、フォロー体制を充実させ、確実に改善したかどうか確認をしてください。

→ 保護者からの意見やアンケート結果、また巡回相談員の巡回記録から、問題性を把握した場合は、速やかに委託事業者等へ連絡し、問題点を伝え、事業者に対し複数の改善策を提案しながら、対応を依頼します。市の方でも、担当長を中心に、地区担当はじめ複数の職員で共有・相談しながら、フォロー体制をとり、市で行うべきことがあれば役割分担をするなど、現場や事業者を支援しました。

事業者からの報告を受け、不十分な点があった場合、さらなる対応を依頼・指導し、確実に改善するまで報告を求めます。また、各事業者とは隔月定例会を開催していますので、その後の経過もヒアリングし、確実な改善確認に努めました。

- 2 委託事業者である■■■に対し、子どもや保護者の声が上げやすいようなアンケートの実施方法や当該■■■の正確な実態がつかめるような集計方法を指導してください。

→ アンケートの実施方法は、委託事業者任せ、WEB 上で行ったところもあります。紙で実施する場合は、クラブの支援員に中身がわからないように、封筒に入れ、回収箱等を設置して出していただくよう事業者に指導し実施しました。当該■■■は WEB で実施をしました。

中身については、事業者が集計・分析し、問題点が確認できれば、事業者から各クラブへ状況確認し、必要に応じてクラブの支援員に対応方法を指導しています。

元データは集計結果とともに市に提出されるため、市の方でも確認し、気になる回答については説明を求め、確認を行いました。

当該■■■は、暑い夏休みに屋外で活動できないことを鑑み、バスを利用した校外への施設見学や屋内での体験活動や工作等を実施し、子どもの体験活動を充実させました。昨年度と同様、子どもや保護者からのアンケート評価は高いものとなりました。

- 3 当該■■■に対して巡回している指導員について、多様性のある人材を確保し、巡回指導員に対する子どもの権利に関する研修を充実させてください。

→ 巡回相談員に対しては、子どもの権利に関するパンフレット等を用い説明・研修を行っています。また、クラブで実施された子どもの権利擁護委員講師の子ども向け研修にも参加し、質の向上に努めています。

「巡回記録表」にも巡回のチェック項目として「子どもの人権に十分配慮した育成支援が行われているか」という表現に変え、クラブ運営の重要な視点として意識付けています。また、人材についても、青少年相談センターにおいて、子どもに寄り添い、子どもの声を傾聴してきた校長経験者が巡回しました。

また、今年度から新たに福祉事業所でケースワークの実績のある人材を放課後ソーシャルワーカーとして採用し、発達障がい等の特性のある児童への対応について、クラブの現場を確認し、運営事業者に専門的に助言しています。この職員も子どもの権利擁護委員講師の子どもの権利に関する研修を受講し、さらなる質の向上に努めています。

- 4 多様性を持ち、経験豊富な支援員を確保するため、支援員の処遇の向上や待遇改善、適正な支援員の配置や施設整備の充実などを速やかに実施してください。

→ 子どもと接する支援員の人材確保はとても重要であり、そのための処遇・待遇の改善や働きやすい環境づくりに努めています。

支援員の処遇の向上・待遇改善については、委託事業者の協力も得ながら、改善に努めています。

支援員の適正配置についても、どのクラブも、まずは子どもが安全・安心に過ごすことができ、現場の支援員が安定して運営できるよう、必要な人員を配置し、就労環境を整えています。

施設については、学校と調整を図り、クラブの参加児童が安全に過ごせるよう必要な整備を行っています。

また、支援員の負担を軽減し、子どもと接する時間を確保できるよう入退室管理システムや手書き報告をシステム化するなど、さらなる改善を図っています。

今後も各学校の状況に応じ、子どもたちが安心して楽しく過ごせ、支援員が働きやすい環境整備を行います。

なお、当該■の人材については、異なる経歴を持つ人材が管理側に加わることによる効果を評価しています。具体的には、自らトラブルの事実確認を細やかに行い、有効な手立てを支援員とともに考え、人事考課制度やそれに連動した処遇改善の体制を整え、常に支援員や子ども側に立ち、支援員の仕事に対するモチベーションを向上させる仕組みを構築しています。

### (3) その他の調査・調整

申立案件及び発意案件の調査・調整のほかに、相談の一環として、相談者の困り感の要因がどこにあるのか、どこに働きかけることが有効かを探るために、相談者の同意を得た上で擁護委員や相談員が相談者以外の関係者に直接会ったり、電話で話したりすることがあります。事実確認をしながら、緊張した関係やもつれた関係の糸口を探し緩やかにすること、相談者や子どもが関係する人たちと建設的な対話をしながら解決を図るための環境作りをすることも、調査・調整活動として擁護委員の大切な役割の一つです。

また、いろいろな要因が複雑に絡み合っている案件（虐待、発達的なこと、不登校、いじめ、貧困等）は、学校や関係機関と連絡を取り合い連携しながら対応する場合があります。

2024 年度に申立・発意案件以外で実施した関係機関との調整活動や連携した案件は 30 件(2023 年度は 34 件)でした。

(主訴別連携機関)

| 主訴（初回）         | 件数 | 連携機関                                         |
|----------------|----|----------------------------------------------|
| いじめ            | 5  | 学校教育課、小学校（4 校）、パーク、県教委、県立高校（1 校）、クラブ事業者      |
| 家庭内虐待          | 5  | こども家庭課、こども・若者政策課、児相、小学校（1 校）、中学校（1 校）、クラブ事業者 |
| 学校・こども園等の対応の問題 | 3  | 学校教育課、保健給食課、小学校（1 校）、中学校（1 校）                |
| 家族関係の悩み        | 3  | こども家庭課、小学校（2 校）                              |
| 交友関係の悩み        | 2  | こども家庭課、小学校（2 校）                              |
| 子ども同士の暴力       | 1  | 小学校（1 校）                                     |
| 心身の悩み          | 1  | パーク                                          |
| 教職員等の暴力・暴言や威嚇  | 1  | 学校教育課、小学校（1 校）                               |
| セクハラ           | 1  | 学校教育課                                        |
| 校則など学校のルール     | 1  | こども家庭課、中学校（1 校）、パーク                          |
| 教職員等の指導上の問題    | 1  | 学校教育課、小学校（1 校）、医療機関                          |
| その他機関の対応の問題    | 1  | 学校教育課、児相                                     |
| 子育ての悩み         | 1  | こども家庭課                                       |
| 行政施策等          | 1  | 学校教育課、保健給食課、パーク                              |

|           |   |                   |
|-----------|---|-------------------|
| 子どもの福祉的処遇 | 1 | 県立高校（１校）、刈谷児相     |
| その他       | 2 | 学校教育課、保育課、小学校（１校） |

※連携機関の欄において、各機関の名称を略称にしています。

- ・ 学校教育課 … 豊田市教育委員会 学校教育課
- ・ 刈谷児相 … 刈谷児童相談センター
- ・ 県教委 … 愛知県教育委員会
- ・ こども家庭課 … 豊田市こども家庭課
- ・ こども・若者政策課 … 豊田市こども・若者政策課
- ・ 児相 … 豊田加茂児童・障害者相談センター
- ・ パルク … パルクとよた  
(豊田市教育委員会 青少年相談センター)
- ・ 保育課 … 豊田市保育課
- ・ 保健給食課 … 豊田市教育委員会 保健給食課

## 4 発意に基づく支援活動

2010 年の発意案件では、放課後児童クラブにて支援員の不適切な言動があり、子どもの権利が侵害されているとして、制度改善の要請を行いました。これに対して豊田市次世代育成課（現：こども・若者政策課）から、対応状況の報告を5年間受けたそれ以降も、権利擁護委員からの要望により、各種研修やクラブ支援訪問を継続してきた経緯があります。

しかし、2021 年には別の放課後児童クラブにおいて、専任支援員が威圧的な言動を繰り返す等の不適切な対応をしていたことが判明し、2022 年 8 月 23 日に子どもの権利が侵害されているとして、制度改善の要請を行いました。この件につきましても、対応状況の報告を5年間求め毎年確認作業を実施しています。（23 ページに掲載）

支援員研修やクラブ支援訪問は、クラブに参加する子どもたちの育ちを支えるために大切であることから、相談室としても引き続き協力や参加をしていきます。

### （1）支援員研修

2024 年度も集合研修は行いませんでしたが、各クラブに資料を配布し、クラブ内にて研修を実施してもらいました。

| 日程 | 研修内容                                                  |
|----|-------------------------------------------------------|
| 随時 | 支援員研修資料（音声付き DVD：学校向け権利学習プログラム）<br>「子どもの権利と学校」 石井擁護委員 |

### （2）支援訪問

※事業者の欄において、名称を略称にしています。

| 日程           | 会場   | 事業者    | クラブ名     | 参加者    |
|--------------|------|--------|----------|--------|
| 6 月 20 日（木）  | 四郷小  | 振興会    | たんぽぽクラブ  | 渡邊擁護委員 |
| 10 月 16 日（水） | 本城小  | トライ    | おばらっこクラブ | 渡邊擁護委員 |
| 10 月 23 日（水） | 高嶺小  | トライ    | わいわいクラブ  | 米津擁護委員 |
| 11 月 13 日（水） | 浄水北小 | 浄水まごころ | 紙ひこうき    | 渡邊擁護委員 |
| 12 月 10 日（火） | 根川小  | 朝日丘    | 根川っ子クラブ  | 渡邊擁護委員 |
| 2 月 5 日（水）   | 梅坪小  | ホームックス | プラムハウス   | 米津擁護委員 |
| 2 月 7 日（金）   | 岩倉小  | ホームックス | たけのこクラブ  | 渡邊擁護委員 |

- ・ 振興会 … 社会福祉法人 大和社会福祉事業振興会
- ・ 浄水まごころ … 一般社団法人 浄水まごころスクール
- ・ トライ … 株式会社 トライ
- ・ 朝日丘 … 一般社団法人 朝日丘コミュニティクラブ
- ・ ホームックス … ホームックス株式会社

## 5 広報・啓発活動

相談室は、仕事の一つとして、「条例の普及及び子どもの権利の啓発に関すること」が定められています（豊田市子ども規則第15条第2項第4号）。豊田市子ども条例や子どもの権利を知ってもらうことはもちろんのこと、相談室のことを知ってもらうために、様々な広報・啓発活動を行っています。

### （1）子どもへの広報・啓発活動

#### ア カード・リーフレットの配布

相談室のことをより多くの子どもたちに知ってもらえるように、下表のとおり配布しました。

カードは、小中学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒に配布しました。



〔カード〕

〔リーフレット〕

※印の学年については、全児童・生徒対象に配布しました。

| 配布対象             | 配布物        |
|------------------|------------|
| 市内小学校1年生※        | リーフレット・カード |
| 市内小学校2年生～6年生※    | カード        |
| 市内中学校1年生 ※       | リーフレット・カード |
| 市内中学校2年生・3年生※    | カード        |
| 豊田特別支援学校小学部※     | リーフレット・カード |
| 豊田特別支援学校中等部・高等部※ | リーフレット・カード |
| 市内県立高等学校         | リーフレット・カード |
| 市内私立高等学校         | リーフレット・カード |
| 県立豊田高等特別支援学校     | リーフレット・カード |

豊田市の学校では、子どもの虐待防止の観点からCAPプログラムを実施しています。その際に相談機関の一つとして、とよた子どもの権利相談室のカードも配布してもらっています。

※CAP=Child Assault Prevention「子どもへの暴力防止」

## イ クリアファイルを配布

〔クリアファイル 表〕



〔クリアファイル 裏〕



## ウ 掲示について

相談室の前には、こことよのことをよく知ってもらうために、様々な掲示がしてあります。「どういことを相談するの?」「子どもの権利ってどういうものがあるの?」など、子どもにも大人にも関心を持ってもらえるような掲示を心がけています。



## エ 相談室だより

2020年度より、子どもたちにより親しみを持ってもらえるように、お便りの名称を、相談室の愛称と同じ「こことよ」に変更しました。小学校低学年・高学年・中学生向け「こことよ」を、市内各小・中学校に例年通り6月、10月、2月の年3回配布し各教室に掲示していただきました。

紙面には、相談室からのお知らせのほかに、相談室の活動がより子どもに理解してもらえるように、相談してからの流れを掲載しています。

## オ こことよレター（再掲）

2024年度は、学校での権利学習時以外に、市内小学校全児童等へ配布しました。



～とよた子どもの権利相談室だより～

# ことよ

ことよ39号 2024年6月 発行



みなさん、こんにちは。とよた子どもの権利相談室「ことよ」です。  
 皆さんは毎日、気持ちよく過ごしていますか？  
 「ことよ」は、みなさんの気持ちを話したり、みなさんの持っている  
 権利について考える場所です。いつでも利用してくださいね。  
 今回は、相談室の紹介をします。



## ひとりじゃないよ いっしょに話そう

いじわるされた、  
してしまった

さびしい、かなしい  
と思う

友だちと  
ケンカした

今の気持ちを  
聞いて欲しい

どうしたらいいか  
分からない

親や先生と  
意見が合わない

まわりの人に  
話せない

ひとりだと感じる

納得できない  
ことがある

ことよ 誰に相談したらいいか分からない、そんなときには相談してね

## 一人で悩まないで、「ことよ」に相談してね！

**こんなとき...**

- ・家や学校で、つらい、さみしい、困った、いいじめられている
- ・助けてほしい
- ・誰にも言えない
- ・どうしてかなあ

**解決**

- ・元気があった。
- ・どうしたらいいかわかった。
- ・ほっとした、安心した。

困ったことがあったら  
また相談してください。

**話し合おう**

- ・自分のこと
- ・友達、家族のこと
- ・うまく話せなくても大丈夫だよ。
- ・話したいことから、話してね。

ひみつは  
まもります

**いっしょに考える**

あなたの気持ちや意見を  
じっくり聞いて、一番良い  
方法をいっしょに考えます。

**制度改善・報告**

必要だと判断した場合には、  
制度改善を求めることもできます。

**調べる・話し合う・支援する**

- ・解決に向けて関係する人たちに話を聴いたり、協力をお願いできます。
- ・あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

**電話やメールのほかに  
ことよレターや  
会って話すこともできます**

※あなたの生命に危険があるときはほかの場所につなぐこともあります。

フリーダイヤル 0120-797-931

相談受付メールアドレス kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp

＜相談室の場所＞ 豊田産業文化センター4 階  
〒471-0034 豊田市小坂本町1丁目25番地

＜相談できる日＞  
水・木・土・日曜日 午後1時～午後6時  
金曜日 午後1時～午後8時

～とよた子どもの権利相談室だより～

# こことよ

こことよ39号 2024年6月 発行

みなさん、こんにちは。  
とよた子どもの権利相談室「こことよ」です。  
1年に3回、このおたよを送ります。読んでくれたらうれしいです。  
今回は、「相談室ってどんなところ？」についてです。

## 電話で、話ができます

☎0120-797-931

プルプル…  
フリーダイヤルです。

えっと…友達と  
けんかした…

はい、こことよです。  
どんなおはなしかな？

仲直りしたいんだけど、  
どうすればいい？

手紙や会って話すことも  
できます。  
こことよレターも使えるよ。

ひとりじゃないよ  
いっしょにはなそう

## 一人で悩まないで、「こことよ」に相談してね！

お金は  
かかりません

フリーダイヤル 0120-797-931  
相談受付メールアドレス  
kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp  
＜相談室の場所＞ 豊田産業文化センター4階  
〒471-0034 豊田市小坂本町1丁目25番地  
＜相談できる日＞  
水・木・土・日曜日 午後1時～午後6時  
金曜日 午後1時～午後8時

こんなとき…  
・家や学校で、つらいさ  
みしい困った・いじめら  
れている  
・助けてほしい  
・誰にも言えない  
・どうしてかなあ

話ししてみよう  
・自分のこと  
・友達、家族のこと  
うまくいかなかった  
大丈夫だよ。  
話してみよう。  
話してみよう。

いっしょに考える  
あなたの気持ちや意見を  
じっくり聞いて、一番良い  
方法をいっしょに考えます。

調べる・話し合う・支援する  
解決  
・元気がなくなった。  
・どうしたらいいかわかった。  
・ほっとした。安心した。  
困ったことがあったらまた相談してください。

制度改善・報告  
・必要だと判断した場合には、  
制度改善を求めることもできます。

こんなときには、相談してね

- ・ひとりだと感じる  
・さびしい、かなしい  
と思う
- ・今の気持ちを聞いて  
欲しい
- ・友だちとケンカした  
・いじわるされた、  
してしまった
- ・どうしたらいいか  
分からない
- ・まわりの人に話す  
ことができない
- ・誰に相談したらいいか  
分からない
- ・納得できないことがある  
・親や先生と意見が  
合わない

※あなたの生命に危険があるときはほかの場所につなぐこともあります。

～とよた子どもの権利相談室だより～

# こことよ

こことよ40号 2024年10月 発行

## こんな時は相談してください

- ・ひとりだと感じる
- ・さびしい、かなしいと思う
- ・今の気持ちを聞いて欲しい

- ・友だちとケンカした
- ・いじわるされた、してしまった
- ・どうしたらいいかわからない

- ・納得できないことがある
- ・親や先生と意見が合わない

- ・まわりの人に話すことができない
- ・誰に相談したらいいかわからない

お金はかかりません

## 「こことよ」への相談の方法

こんなとき・・・

- ・家や学校が、つらい、寂しい、困った。
- ・いじめられている。
- ・誰にも言えない。
- ・助けてほしい。

話してみてね

自分のことや家族のことなど、うまく話せてくても大丈夫です。  
＊ひみつは守ります

フリーダイヤル 0120-797-931

＜相談受付メールアドレス＞  
kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp

＜相談室の場所＞ 豊田産業文化センター4階

＜相談できる日＞  
水・木・土・日曜日 午後1時～午後8時  
金曜日 午後1時～午後8時

解決

どうしたらいいかわかった。ほっとした。安心した。  
＊困ったことがあったらまた相談してください。

制度改善・勧告

必要だと判断した場合には、制度改善を求めることもできます。

調べる・話し合う・支援する

解決に向けて関係する人たちに、協力をお願いします。  
＊あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

いっしょに考える

あなたの気持ちや意見を聴いて、一番良い方法をいっしょに考えます。

権限委員が担当します。

＊あなたの生命に危険があるときはほかの場所につなぐこともあります。

## 「こことよ」にいる擁護委員や相談員を紹介します

### 子どもの権利擁護委員

渡邊 佑知子 さん  
(元児童相談所所長)

みんなが安全に安心して生活できるように、3つの魔法の言葉「叩かないで口で言う・やさしく言う・相手が悪くても叩かない」を大人も子どもも守れるように応援します。

山谷 奈津子 さん  
(弁護士)

困った時に相談できる人が浮かびますか？  
周りの人に言いにくいことがあったら、こことよにもぜひ相談してみてください。みなさんからの相談をまっています。

水津 直希 さん  
(大学教員)

新しく子どもの権利擁護委員になりました。皆さんの権利を守るために、少しでもお手伝いできたいなと思っています。よろしく願います。

## 相談員

「豊田子ども条例の中で、大切にしたい権利は何ですか？」と質問してみました。

- ・安心して生きる権利  
だれもが大切な人だもの。どんな差別も、いじめも、暴力もうけなくていいし、困ったら相談していいんだよ。
- ・自分らしく生きる権利  
自分の好き！きらい！得意！苦手！みんな違って当然のこと。あなたはあなたでいいんです。

### 「こことよ」にいる擁護委員や相談員を紹介します



山崎 直子さん  
(元児童相談所 所長)



山田 直孝さん  
(弁護士)



米沢 直樹さん  
(大学の先生)

**擁護委員：権利を守ってくれる人**

みんなが安全に安心して生活できるように、3つの魔法の言葉「叩かないで口で言う・やさしく言う・相手が悪くても叩かない」を大人も子ども守れるように応援します。

困った時に相談できる人が浮かびますか？周りの人に言いにくいことがあったら、こことよにもぜひ相談してみてください。みなさんからの相談をまわっています。

新しく子どもの権利擁護委員になりました。皆さんの権利を守るために、少しでもお手伝いできたらいいなと思っています。よろしくお願いします。

### 相談員：電話で話す人

「豊田市子ども条例の中で、大切にしたい権利は何ですか？」と質問してみました。

**・安心して生きる権利**  
だれもが大切な人だもの。どんな差別も、いじめも、暴力もうけなくていいし、困ったら相談していいんだよ。

**・自分らしく生きる権利**  
自分の好き(きらい)得意(苦手)みんな違って当然のこと。あなたはあなたでいいんです。

## こことよ

～とよた子どもの権利相談室だより～

こことよ40号 2024年10月 発行

### こんな時は相談してね！

・ひとりだと感じる  
・さびしい、かなしいとき  
・気持ちを聞いて欲しい

・友だちとケンカした  
・いじわるされた、してしまった

・親や先生と意見が合わない  
・どうしたらいいかわからない  
・誰に相談したらいいかわからない

### 「こことよ」に相談する方法

フリーダイヤル 0120-797-931

＜相談受付メールアドレス＞  
kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp

＜相談室の場所＞ 豊田産業文化センター4階

＜相談できる日＞  
水・木・土・日曜日 午後1時～午後6時  
金曜日 午後1時～午後8時

話し始めてね  
うまげ話なくても大丈夫だよ。  
＊ひみつは守ります

いっしょに考える  
あなたの気持ちや意見をきいて、一番良い方法をいっしょに考えよう。

解決  
どうしたらいいかわかった。ほっとした。安心した。  
＊困ったことがあったらまた相談してください。

調べる・話し合う  
・解決に向けて関係する人たちに 協力をお願いします。  
・あなたの考えや気持ちを代わり伝えることもできます。

制度改善・報告  
・必(かならず)要(かならず)な場合には、制度改善を求めることもできます。

＊あなたの生命に危険があるときはほかの場所につなぐこともあります。

34

～とよた子どもの権利相談室だより～

# こことよ

こことよ41号 2025年2月 発行

**こんな時は相談してください**

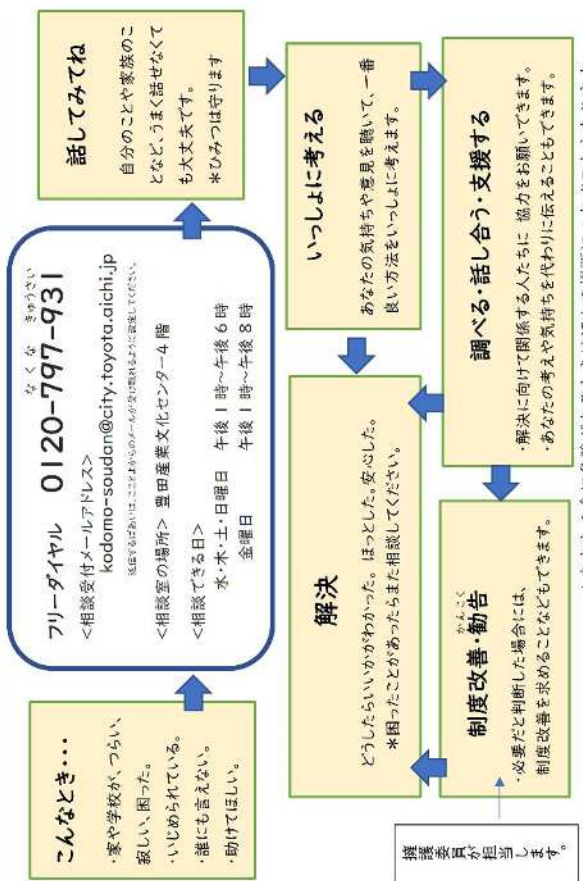
- ・ひとりだと感じる、さびしい、かなしいと思う
- ・今の気持ちを聞いて欲しい

- ・友だちとケンカした、いじわるされた、してしまった
- ・どうしたらいいか分からない

- ・まわりの人に話すことができない
- ・誰に相談したらいいか分からない

- ・納得できないことがある
- ・親や先生と意見が合わない

## 「こことよ」への相談の方法



知ってる？みんなが持つてる「4つの権利」

## 豊田市子ども条例

### 安心して生きる権利

- ・命が守られ、大切にされます。
- ・いじめや暴力を受けません。
- ・困っていることを相談できます。
- ・差別をされません。

### 自分らしく生きる権利

- ・安心できる居場所があります。
- ・自由な時間があります。
- ・プライバシーが守られます。

### 豊かに育つ権利

- ・遊んだり勉強したりできます。
- ・地域活動に参加したり、自然や文化に親しむことができます。
- ・夢に向かって挑戦し、失敗してももう一度挑戦できます。

### 参加する権利

- ・自分の気持ちや考えを伝え、それを大切にしてくれます。
- ・自分の関わることについて意見を言えます。
- ・仲間を作り、あつまることができます。



どれも大切な権利ですね。  
 私たち相談員が、みなさんの気持ちを聞きます。相談をまっています。



～とよた子どもの権利相談室だより～

# こことよ

こことよ41号 2025年2月 発行

**こんな時は相談してね！**

- ・ひとりだと感じる
- ・さびしい、かなしいとき
- ・気持ちを聞いて欲しい
- ・友だちとケンカした
- ・いじわるされた、してしまった
- ・どうしたらいいかわからない
- ・誰に相談したらいいかわからない
- ・親や先生と意見が合わない

**「こことよ」に相談する方法**

フリーダイヤル 0120-797-931  
＜相談受付メールアドレス＞ kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp  
※必ずしもお電話はこことよのメールやお問い合わせフォームでも大丈夫です。

＜相談できる場所＞ 豊田産業文化センター4階  
 ＜相談できる日＞ 水・木・土・日曜日 午後1時～午後6時  
 金曜日 午後1時～午後8時

お金はかかりません

話してみよう  
 うまく話せなくても大丈夫だよ。  
 ＊ひみつは守ります

いっしょに考える  
 あなたの気持ちや意見をきいて、一番良い方法をいっしょに考えます。

解決  
 どうしたらいいかわかった。ほっとした。安心した。  
 ＊困ったことがあったらまた相談してください。

制度改善・勧告  
 必要だと判断した場合には、制度改善を求めることができます。

調べる・話し合う  
 ・解決に向けて関係する人たちに協力をお願いできます。  
 ・あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

こんなとき……  
 ・家や学校がぐちゃぐちゃ。  
 ・いじめられている。  
 ・誰にも言えない。

※あなたの命に危険があるときはほかの場所につなぐこともあります。

知ってる？みんなが持っている「4つの権利」

**豊田市子ども条例**

**安心して生きる権利**

- ・命が守られ、大切にされます。
- ・いじめや暴力を受けません。
- ・困っていることを相談できます。
- ・差別をされません。

**豊かに育つ権利**

- ・遊んだり勉強したりできます。
- ・地域活動に参加したり、自然や文化に親しむことができます。
- ・夢に向かって挑戦し、失敗しでもう一度挑戦できます。

**参加する権利**

- ・自分の気持ちや考えを伝え、それを大切にしてくれます。
- ・自分の関わることについて意見を言えます。
- ・仲間を作り、あつまることができます。

**自分らしく生きる権利**

- ・安心できる居場所があります。
- ・自由な時間があります。
- ・プライバシーが守られます。

どれも大切な権利ですね。私たち相談員が、みなさんのお話を聞きます。相談をまっています。





～とよたこどものけんりそうだんしつだより～

# こことよ

こことよ33号 2024年10月 はつこう

みなさん、こんにちは。とよたこどものけんりそうだんしつ「こことよ」です。

## こんなときはでんわしてね



「やめて」と  
いえない  
こまった

おちつたとおり  
にできない  
いらいます

☆こことよのやくそく☆

- ・どんなことでもいいよ、おはなしをきかせてね。
- ・あなたといっしょにがんばるよ。

「こことよ」にいる ようごいいん や そうだんいいん をしようかいます。

### ようごいいん：けんりをまもってくれるひと



わたなべ さちこ さん

みんながあんぜんに、あんしんしてせいかつできるように、3つのまほうのことで「たまたかないう、やさしくいう、あいてがわるくてもたまたかないう」をおとももも、まもれるようにおうえんします。



やまたに なつこ さん

みんながこまったとき、そうだんできる人はいますか？  
ともだちでもいいし、おうちの人でもいいよね。もし、まわりの人にも、にくいことがあったら、こことよにそうだんしてみてね。まっています。

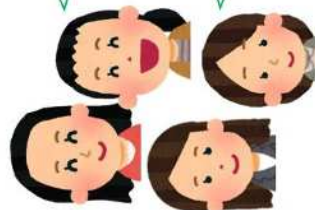


よねづ なおき さん

あたらしく こどものけんりようごいいんになりました。つらいこと、こまっていることなど、いつでもそうだんしてください。よろしくおねがいます。

### そうだんいいん：でんわではなすひと

たいせつにおもっている ことばは なんですか？ ときてみました。



＜あんしんできる＞  
みんな、たいせつな人。いじめられたり、たかれたりなんてされないし、こまったらずけてもらえるよ。

＜じぶんらしく＞  
すき！きらい！できる！にがて！ みんなかんじることはちがうから、あなたはあなたでいいんだよ。

●でんわばんごう 0120-797-931  
(おかねはかかりません)

●そうだんできるひ

- \* すい・もく・ど・にち ごぞ1～6じ
- \* きんようび ごぞ1～8じ

●メールでもそうだんできるよ

kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp

(そうしんするばあい、こことよからのメールがうけとれるようにしててください。)





～とよたこどものけんりそうだんしつだより～

# こことよ

こことよ34号 2025年2月 ばっころ



みなさん、こんにちは。とよたこどものけんりそうだんしつ「こことよ」です。

こんにちははでんわしてね



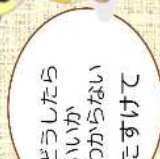
はなすひとが  
いなくて  
さみしいな



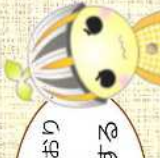
ともだちと  
けんかした！  
どうしよう



「やめて」と  
いえない  
こまった



どうしたら  
いいかわからない  
たすけて



おもったとおり  
にできない  
いらいます

☆こことよのやくそく☆

- ・どんなことでもいいよ、おはなしをきかせてね。
- ・あなたといっしょによにかんがえるよ。

●でんわばんごう 0120-797-931

(おかねはかかりません)

●そうだんできるひ

\* すい・もく・ど・にち ごど1～6じ

\* きんようび ごど1～8じ

●メールでもそうだんできるよ

kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp

(そうしんするばあいには、こことよからのメールがうけとれるようにせってってください。)

しってる？ みんながもってる「4つのけんり」

とよたしこ じょうれい

## 豊田市子ども条例

**あんしん い けんり**  
安心して生きる権利

- ・たたかれたり、けられたりしない。
- ・いじめられない。
- ・さべつをされない。

**じぶん い けんり**  
自分らしく生きる権利

- ・じぶんのすきなことができる。
- ・ひみつがまもられる。

**ゆた そだ けんり**  
豊かに育つ権利

- ・あそべる。
- ・まなべる。
- ・ゆめにむかってチャレンジできる。

**きんか けんり**  
参加する権利

- ・なかまづくりができる。
- ・きもちやかんがえをいうばいがある。



どのけんりもだいじだね。  
私たち そうだんいんが、  
みなさんのおはなしを聞きます。  
そうだんをまっています。

## (2) こども・若者政策課事業への協力

豊田市こども・若者政策課が行う豊田市子ども条例や子どもの権利の啓発に関する事業に、様々な形で協力をしています。

### ア 「権利学習プログラム」への参加

権利学習プログラムは、豊田市子ども条例と子どもの権利について子どもたちが学習するためのプログラムです。

とよた子どもの権利相談室は、豊田市子ども条例や子どもの権利について理解を深めてもらうことを目的に、小中学校の権利学習プログラムの授業に参加をしてきました。



2010 年度に 5 分程度で相談室の紹介をすることから始まったプログラムへの参加は、少しずつ講義形式や紙芝居等で 1 コマを受けもつことが増え、2017 年度後半からは各学年で行う子どもの権利擁護委員の授業内容を統一しました。相談室からの参加を希望する学校も年々増加してきました。

2019 年度から子ども条例の正しい理解を深め、権利学習プログラムの効果を高めることを目的に「中学校での子どもの権利啓発事業」が始まりました。2020 年度はコロナで中止となりましたが、2022 年度までの 4 年間ですべての中学校を対象に、教員向け事前研修、全校講演、権利学習授業を実施しました。



(教員向け事前研修)



(放送室から全校生徒に向けた講演の様子)

2023 年度からは教育委員会の「子どもの命を守るハートサポートプログラム」の 1 つとして位置づけられた権利学習プログラムは、全小中学校必修のものとなりました。6 年間で全小学 5 年生児童と全小・中・特別支援学校教職員の対面研修を実施し、対面ではない年も擁護委員の作成動画で実施します。

また、授業を受けた生徒から、「子どもの権利について、もっと大人も知ってほしい」との声を受け、保護者・地域向け研修を中学校区ごとに実施する計画とし、その事業に全面協力をします。今年度は、高橋・美里・益富・藤岡南の中学校区内の 11 小学校、4 中学校と 4 交流館で実施しました。

<教職員向け対面研修>

| 日程・学校名     | 日程・学校名           | 日程・学校名    |
|------------|------------------|-----------|
| 6/6 寺部小    | 8/1 五ヶ丘小         | 8/26 古瀬間小 |
| 6/27 野見小   | 8/7 美里中          | 9/5 中山小   |
| 7/22 市木小   | 8/8 高橋中          | 9/12 矢並小  |
| 7/23 五ヶ丘東小 | 8/21 藤岡南中        | 9/13 益富中  |
| 7/29 東山小   | 8/22 平井小<br>広川台小 |           |

<小学 5 年生対面授業>

| 実施日・学校名    | クラス数 | 児童数 | 実施日・学校名     | クラス数 | 児童数 |
|------------|------|-----|-------------|------|-----|
| 7/3 野見小    | 2    | 61  | 11/20 矢並小   | 1    | 8   |
| 9/10 寺部小   | 3    | 89  | 11/26 広川台小  | 2    | 56  |
| 9/12 中山小   | 3    | 94  | 11/27 古瀬間小  | 2    | 54  |
| 9/17 市木小   | 2    | 58  | 12/4, 6 平井小 | 2    | 47  |
| 9/18 東山小   | 2    | 64  | 12/5 五ヶ丘小   | 1    | 22  |
| 9/26 五ヶ丘東小 | 1    | 17  |             |      |     |

<保護者・地域向け研修>

|                                    |                                    |                                    |                                    |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 7/20 (土)<br>益富交流館<br>渡邊擁護委員<br>24名 | 11/9 (土)<br>藤岡南交流館<br>石井専門員<br>20名 | 1/25 (土)<br>高橋交流館<br>渡邊擁護委員<br>25名 | 2/16 (日)<br>美里交流館<br>渡邊擁護委員<br>27名 |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|

2024 年度は、計画に基づき実施した高橋・美里・益富・藤岡南の中学校校区内にある小学校の小学 5 年生（11 校 21 クラス）と、実施を希望した小学 1 年生、3 年生、5 年生（4 校 14 クラス）の権利学習に参加することができました。たくさん子どもたちに直接会うことができ、また、参加した学校の先生方にも、豊田市子ども条例や相談室について理解していただく機会となりました。さらに、小学 3 年生、5 年生の権利学習後には、タブレットを使って回答できる振り返りシート（アンケート）を実施しました。授業の感想の他に、自由記述欄にて、質問や相談のあった児童には、手紙で返信をしました。加えて、こことよレターも配布し、手紙が送られてきた児童には返信をしました。返信した児童数は、3 年生 17 名、5 年生 33 名です。



小学 1 年生では、授業の後半で豊田市子ども条例という約束があることや、困った時には相談をすることを中心に、相談員から話をしました。安心して話ができるところがあることを伝え、実際に電話をかける練習なども行いました。



小学 3 年生では、パワーポイントなどを使って、条例や権利について説明をしました。子どもたちにとって難しく感じる言葉も、日常の出来事と絡めて考えることで身近なものに感じられるよう工夫をしました。



（小学 3 年生の授業の様子）

小学 5 年生では、豊田市子ども条例の子どもにとって大切な 4 つの権利について身近な出来事を交えて説明した後、それぞれに守られていると思う項目にシールを貼るというワークショップ形式で行いました。自分たちの権利について、より具体的に考える機会になることを目指しました。



(小学 5 年生の授業の様子)

#### <2024 年度 権利学習への参加実績>

| 学校名   | 学年(クラス数)     | 相談室参加者               |
|-------|--------------|----------------------|
| 寺部小   | 5 年生 (3 クラス) | 石井擁護委員、山谷擁護委員、渡邊擁護委員 |
| 平井小   | 5 年生 (2 クラス) | 山谷擁護委員、渡邊擁護委員        |
| 野見小   | 5 年生 (2 クラス) | 山谷擁護委員               |
| 古瀬間小  | 5 年生 (2 クラス) | 山谷擁護委員、渡邊擁護委員        |
| 矢並小   | 5 年生 (1 クラス) | 山谷擁護委員               |
| 東山小   | 5 年生 (2 クラス) | 石井擁護委員、山谷擁護委員        |
| 市木小   | 5 年生 (2 クラス) | 石井擁護委員、渡邊擁護委員        |
| 広川台小  | 5 年生 (2 クラス) | 山谷擁護委員、渡邊擁護委員        |
| 五ヶ丘小  | 5 年生 (1 クラス) | 渡邊擁護委員               |
| 五ヶ丘東小 | 5 年生 (1 クラス) | 石井擁護委員               |
| 中山小   | 5 年生 (3 クラス) | 石井擁護委員、山谷擁護委員、渡邊擁護委員 |
| 元城小   | 3 年生 (2 クラス) | 山谷擁護委員               |
| 加納小   | 1 年生 (2 クラス) | 相談員 1 名              |
|       | 3 年生 (1 クラス) | 山谷擁護委員               |
|       | 5 年生 (2 クラス) | 渡邊擁護委員               |
| 青木小   | 5 年生 (4 クラス) | 石井擁護委員、山谷擁護委員        |
| 幸海小   | 1 年生 (1 クラス) | 相談員 1 名              |
|       | 3 年生 (1 クラス) | 山谷擁護委員               |
|       | 5 年生 (1 クラス) | 山谷擁護委員               |

子どもの権利学習プログラム（対面研修・対面授業実施校）  
事業スケジュール予定 2023～2028 年度

| 年度   | 中学校教職員<br>(60 分)<br>(全職員対象：<br>授業後、夏休<br>み等に実施) | 保護者・<br>地域<br>(90 分)    | 小学校教職員 (60 分)<br>(全職員対象：授業後、夏休み等<br>に実施)                                    | 小学 5 年生児童 (45 分)<br>(教職員研修、ひまわり小 5<br>版実施後に実施)                                          |
|------|-------------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 2023 | 崇化館<br>朝日丘<br>豊南<br>藤岡                          | 左記<br>中学校ブ<br>ロックご<br>と | 拳母・元城・朝日<br>童子山・根川・衣丘<br>前山・平和<br>飯野・石畳・御作                                  | 拳母・元城・朝日<br>童子山・根川・衣丘<br>前山・平和<br>飯野・石畳・御作                                              |
| 2024 | 高橋<br>美里<br>益富<br>藤岡南                           | 左記<br>中学校ブ<br>ロックご<br>と | 寺部・平井・矢並・市木<br>野見・東山・広川台<br>古瀬間・五ヶ丘・五ヶ丘東<br>中山                              | 寺部・平井・矢並・市木<br>野見・東山・広川台<br>古瀬間・五ヶ丘・五ヶ丘東<br>中山                                          |
| 2025 | 梅坪台<br>竜神<br>末野原<br>下山<br>旭                     | 左記<br>中学校ブ<br>ロックご<br>と | 梅坪<br>山之手・竹村・土橋<br>寿恵野・大林<br>花山・大沼・巴ヶ丘<br>小渡・敷島                             | 梅坪<br>山之手・竹村・土橋<br>寿恵野・大林<br>花山・大沼・巴ヶ丘<br>小渡・敷島                                         |
| 2026 | 逢妻<br>上郷<br>高岡<br>前林<br>若園                      | 左記<br>中学校ブ<br>ロックご<br>と | 小清水・美山<br>高嶺・畝部<br>若林東・若林西<br>堤・駒場<br>若園<br>萩野・明和・新盛・大蔵・御蔵                  | 小清水・美山<br>高嶺・畝部<br>若林東・若林西<br>堤・駒場<br>若園<br>萩野・明和・新盛・大蔵・<br>御蔵                          |
| 2027 | 保見<br>猿投<br>猿投台<br>井郷<br>足助                     | 左記<br>中学校ブ<br>ロックご<br>と | 大畑・伊保・東保見・西保見<br>加納<br>青木・西広瀬<br>四郷・井上<br>足助・冷田・追分・佐切・則定                    | 大畑・伊保・東保見・西保<br>見<br>加納<br>青木・西広瀬<br>四郷・井上<br>足助・冷田・追分・佐切・<br>則定                        |
| 2028 | 石野<br>松平<br>浄水<br>小原<br>稲武<br>豊田特支（中<br>学）      | 左記<br>中学校ブ<br>ロックご<br>と | 東広瀬・中金・上鷹見<br>九久平・幸海・岩倉・滝脇・豊<br>松<br>浄水・浄水北<br>道慈・本城・小原中部<br>稲武<br>豊田特支（小学） | 東広瀬・中金・上鷹見<br>幸海・岩倉・九久平・滝<br>脇・豊松<br>浄水・浄水北<br>道慈・本城・小原中部<br>稲武<br>豊田特支（対象学年は学校と<br>相談） |

## イ こどもの権利フォーラム

12月14日（日）、豊田市福祉センターにて「とよた子どもの権利フォーラム 2024」が開催されました。



前年に開催された「子どもの権利条約フォーラム 2023 in とよた」に参加した方々の声を受け、その高まった機運を豊田で今後もつなげていきたいという思いから、豊田版フォーラムとしての開催となりました。来年度以降も継続して開催されるようです。

こことよは、パネルコーナーにて展示を行いました。子どもたちが持っている権利について、興味を持って知ってもらえるよう工夫しました。

またフォーラムの特別企画として「子どもの居場所づくり」をテーマに行われた豊田市子ども会議の最終発表の中で、こことよ（とよた子どもの権利相談室）の紹介をしました。子どもたちはもちろん、大人の方々にも知っていただく機会となりました。

### (3) 市民（大人）への広報・啓発活動

#### ア 擁護委員だより

先生や子どもに関わる方々への啓発活動として、市内の小・中学校・高校・特別支援学校・こども園・幼稚園の教職員・保育士、放課後児童クラブ支援員、人権擁護委員及び相談機関等に配布しました。（48, 49 ページに掲載）

#### イ 掲載

毎月発行される広報とよたの相談窓口一覧、豊田市相談窓口一覧、豊田市くらしの便利帳、豊田市子育て応援ハンドブック、豊田市家庭教育手帳（親ノート）に、子どもに関する相談機関として掲載されています。

#### ウ その他

##### (ア) 講師派遣活動

| 日程     | 対象者                                        | 題目                               |
|--------|--------------------------------------------|----------------------------------|
|        |                                            | 講師                               |
| 4月1日   | 放課後児童クラブ研修<br>梅坪小クラブ参加児童<br>70名            | 「けんりってなあに」                       |
|        |                                            | 石井擁護委員、相談員                       |
| 8月20日  | 新規採用保育師夏季研修<br>公立こども園新任保育師<br>38名          | 豊田市子ども条例について<br>～子どもの権利について学ぼう   |
|        |                                            | こども・若者政策課職員                      |
| 9月5日   | 園長研修会<br>公私立こども園、認定こども園<br>園長94名           | 子どもの権利を考える～園長として今、学ぶこと、大切にしたいこと～ |
|        |                                            | 石井擁護委員                           |
| 12月16日 | 豊田市職員 人権研修<br>市職員 100名                     | 子どもの尊厳と権利を大切に<br>するまちづくりの推進を     |
|        |                                            | 石井専門員                            |
| 1月23日  | 主任研修会<br>公私立こども園、幼保連携型認定こども園<br>主任保育士 128名 | 子どもの権利を考える～主任として今、学ぶこと、大切にしたいこと～ |
|        |                                            | 渡邊擁護委員                           |
| 2月9日   | 地域・保護者向け研修<br>豊南地区青少年健全育成<br>推進協議会 20名     | 「子どもの権利」について学ぶ                   |
|        |                                            | 渡邊擁護委員                           |

|       |                                       |                            |
|-------|---------------------------------------|----------------------------|
| 2月27日 | 放課後児童クラブ支援員<br>研修<br>前山小クラブ支援員<br>30名 | 子どもの権利と居場所としての<br>放課後児童クラブ |
|       |                                       | 米津擁護委員                     |

※豊田市の公立こども園では、幼稚園教諭と保育園保育士を併せて「保育師」という名称を使用しています。

## (イ)ホームページ

擁護委員の紹介、相談室の説明やお知らせなどを掲載し、活動報告会などのトピックスはお知らせページに掲載し、随時、更新しています。また、相談室だよりのバックナンバーも見ることができます。

「とよた子どもの権利相談室」又は「こことよ」で検索してください。

## (ウ)視察等

他市の機関等からの視察、依頼等を受け、概要説明や意見交換等を実施しました。

| 機 関 等           | 日時   | 人数  |
|-----------------|------|-----|
| 長久手市子ども部        | 7/4  | 4名  |
| インドネシア バンドン市訪問団 | 7/11 | 9名  |
| 愛知教育大学 社会教育の基礎Ⅰ | 6/30 | 80名 |

## 啓発カード配布のお願い

日ごろは、子どもの権利相談室の活動に対して、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

小・中・高、特別支援学校児童生徒のみなさんにカードを送付させていただきます。お手数ですが、配布をお願いします。

とよた子どもの権利相談室の愛称が「ことよ」になりました。この愛称には「子どもの心を豊かに」という意味が込められています。さらに選定に参加してくれた豊田市子ども会議の子ども委員により「ここにいるよ」「ここがあるよ」という意味を付け加えました。

豊田市子どもたちに、子ども条例と子どもの権利相談室のことを少しでも知ってもらうために、リーフレット・カードを効果的に活用していただきたいと思います。どのような内容のものか、子ども達と一緒に読みみただければと思います。

### 《配布する際に伝えてほしいこと》

- ・一人で悩まず、抱え込まずに、誰かに相談してほしいこと
- ・保護者や先生方はもちろん、とよた子どもの権利相談室「ことよ」にも相談できること
- ・秘密は守られること

擁護委員と相談室は、先生方とは、子どもにとっての「最善の利益」をともに考え、実現していく信頼しあえるパートナーでありたいと考えています。もちろん、保護者の方々、地域のみなさん、そして、当事者である子ども達とも、よい関係づくりをしていきます。

子ども達のしあわせのために、お忙しいなか恐れ入りますが、ご協力をお願いします。

豊田市子どもの権利擁護委員

山谷 奈津子  
石井 拓児  
渡邊 佐知子

先生方からの  
相談もどうぞ



キョウサイくん・キョウサイくん  
とよた子どもの権利相談室  
マンネットキャプチャ

子どもたちに年3回配布している  
おたよりの名称も『ことよ』です。

発行  
とよた子どもの権利相談室

〒471-0034  
豊田市小坂本町1-25  
豊田産業文化センター4階  
☎ 0565-33-9317

とよた子どもの権利相談室  
子どもの権利



## 擁護委員だより

2024年6月



2023年11月25日、26日に、豊田市で子どもの権利条約フォーラム2023inとよたが開催されました。このフォーラムは、子どもの権利条約の普及と、子どもの権利について関心を寄せる人々の意見交換や交流のために1993年にはじまったものです。

フォーラム2日目には子どもの権利に関するたくさんの分科会が開催され、私が所属する愛知県弁護士会も分科会の中で、「子どもの声で学校をつくって、県立高校50校の校則の収集・分析、校則についての電話相談（ホットライン）シンポジウム」の事前準備として、県立高校50校の校則の収集・分析、校則についての電話相談（ホットライン）の実施、高校・生徒会・生徒に対する校則についてのアンケート・インタビューを行いました。その中で、子どもの権利が守られていない校則の存在や、なぜこの校則が必要なのか疑問に思ふ校則も浮き彫りになり、校則の見直しや改訂の必要性を感じました。

2022年に改訂された生徒指導要領の中でも、校則の見直しについて触れられており、「校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容に、現状に合う内容に変更する必要があるが、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められます。」「校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。」「と記載されています。ぜひ、子どもたちと一緒に校則を見直し、子どもの権利を大事にする校則を子どもたちと一緒に作っていただきたいと思っています。



代表擁護委員 山谷 奈津子  
(弁護士)

新聞報道にもありましたが、2023年10月、豊田市内の小中学校で体罰に関する事件が発生しています。体罰は、学校教育法第11条に示されているように、法律上禁止されているものであって、生徒指導上、いかなる理由であっても許されるものではありません。この機会に、もういちどみなさんといっしょに確認しておきたいと思っています。

2013年3月に文部科学省は「体罰の禁止及び児童生徒指導に関する指針」について（通知）（2013年3月13日）を発出しています。文部科学省は、体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である」としています。加えて、身体に対する悪影響や肉体的苦痛を与えるものではなくとも、認められないと考えられる指導がありまふことをして「子どもの権利条約」についての理解を、さらに「不適切な指導と考えられる例」（同105ページ）をあげています。「大声で怒鳴る、ものを叩く・投げつける等の威圧的、感情的な言動で指導する」や「組織的な対面を全く考慮せず、独断で指導する」「暴言に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う」などが例示されています。いまいちど、それぞれの学校ごと、個人ごとにセルフチェックをお願いします。



擁護委員 石井 拓児  
(名古屋大学教授)

2023年12月に国が策定した「ことよ大綱」は、すべてのことよ・若者が、日本国憲法、ことよ基本法やことよの権利条約の精神にのっとり、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる「ことよまんなか社会」を目指し、ことよ施策の基本方針を定めています。2022年度の全国の小・中・高等学校等におけるいじめの認知件数が約68万2千件（1.1%増）で過去最多、いじめに対する自殺や不登校など、いじめの重大な影響も起きています。学校や幼稚園・保育所など「育ち学び施設」における体罰や不適切な言動について、連日のように報道されています。

公益社団法人「子どもの発達科学研究所」では、子ども期の学校（幼稚園・保育園を含む）におけるいじめや体罰等の「逆境的経験」（学校ACE）が成人期の心身の健康や生活に及ぼす影響について研究するため、20〜34歳の成人4000人を対象に調査をしています（2021年）。8項目の「逆境的経験」～教員からの精神的虐待・身体的虐待・性的虐待・精神的ネグレクト・友人への暴力目撃・転学・退学・同級生・先輩からのいじめ被害について回答しています。その結果、1項目でも該当する人が55%と多く、学校でのいじめ被害や大人からの加害による傷つき体験が成人期の「ひきこもり」「抑うつ・不安」に強い関連があることが明らかになっていきます。子どもの権利意識は、生涯を通じて心身の健康や社会適応に影響を及ぼすといわれています。権利学習や早期発見・早期対応、継続支援に取り組むとともに、今後は科学的根拠のある啓発や予防、支援プログラムも活用しながら、育ち学び施設・行政・研究者・民間・地域が協働で子どもを守るシステムを作っていく必要があるのではないかと考えています。今年度もどうぞよろしくをお願いします。



擁護委員 渡邊 佐知子  
(元名古屋中央児童相談所所長)

# こども基本法が施行されました



## 1 こども基本法の内容

こども基本法は、一昨年（2022年）6月に成立し、昨年（2023年）4月に施行されました。この法律は、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すということを目的としています。

そして、同法律の第3条第1号から第4号においては、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約、1989年国連で採択）のいわゆる4原則「差別の禁止」「生命・生存・発達・発達の権利」「意見を表明する権利」「子どもの最善の利益」の趣旨を踏まえて、規定されています。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないこと（こども基本法第3条第1号）
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける権利が等しく与えられること（同法第3条第2号）
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること（同法第3条第3号）
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること（同法第3条第4号）  
（下線は筆者が引いたもの）

このように、子どもの権利条約の4つの原則の趣旨が日本の法律に明記されたことが非常に重要になってきます。



そして、昨年（2023年）12月、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども大綱」においても、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会が実現されることとその目的とされており、こどもを権利の主体として認識し、こどもの今とこれからの最善の利益を固めるとされています。

また、こどもの視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながらともに進めていくとして、子どもの意見表明権の重要性も記載されています。

このように、日本においても、子どもの権利をより大事にしているという機運が高まっています。私たち大人が、子どもの将来にわたる幸福のために何ができるかを一緒に考えていくことが大切です。

## 2 子どもの権利が学校にわたらず効果

では、子どもの権利を大切にすると、学校生活において、どのような効果があるのでしょうか？  
子どもの権利を強調しすぎると、子どもがわがままになる、というお話を聞いたことがあります。果たして、本当にそうなのでしょうか？

ユニセフは、子どもの権利の推進が学校にもたらす効果について、次のように整理しています。

- ① 子どもの権利を学ぶと子どもが自身の尊厳や価値に気づくことができる。自分だけではなく、他の子どもたちにも同じ権利があることを知り、先生や保護者も人権をもった存在と気づき、互いに他者の権利を尊重し合うことを学ぶ。

② 子どもたちのなかにそれぞれ違いや多様性を認める認識が育ち、差別やいじめが減っていく。先生と子どもとの信頼関係の構築にもつながる。

③ 子どもたちの意見に耳を傾けることで、子どもは自分が大切にされていると感じ、毎日を前向きに過ごすことができるようになる。学校満足度を高め、学習意欲の向上や学習における成果にもつながる。

④ 子どもたちの成長に大切な自己肯定感を高める。学校だけではなく、社会にも積極的に参加する意欲をもち、主体的に行動できる大人としての成長につながる。

Child Rights Education～子どもの権利が守られた学校・育つくり～ | 日本ユニセフ協会

| 学校・園にもたらす効果       |                |                       |                         |                |                     |
|-------------------|----------------|-----------------------|-------------------------|----------------|---------------------|
| 子どもたちが自らの権利について知る | 他者にも権利があることを知る | 先生に子どもたちの権利を尊重する意識が育つ | 先生と子どもたちが互いに尊重する意識が生まれる | 子どもたちが意見が尊重される | 子どもたちが安心安全な環境が整えられる |
|                   |                |                       |                         |                | 地域社会や世界に目を向ける機会をもつ  |

そのほか、ユニセフのホームページには、学校づくりや学級づくりのヒントとなる実践がたくさん紹介されています。

例えば、「子どもの権利条約」を学びながら、みんなの権利が守られ、一人ひとりが大切にされる学級を目指して『私たちの学級憲章』を作成してみよう、という取組みが紹介されています。

子どもたちにとって過ごす学校をつくるために、自分たちにはできることは何か、学校という場において守りたい権利は何か、また権利を尊重することはどんなことか、子どもたちが経験的に学び、実践していくことを目指しています。子どもたちが主体的に考え行動する力を養うとともに、自分だけでなく他者の権利にも目を向けることにより、子ども同士の関係に良い影響を与えたり、学校で安心して前向きに生活できるようにすることが期待されています。

子どもの権利が守られた学級づくり | Child Rights Education | 日本ユニセフ協会



先生方におかれましては、教育実践の中でどんなことができそうかを検討していただき、どうすれば子どもたちが子どもの権利に気づき、どうすればこれを通じて自分と自分以外の他者の尊厳・大切にしたいことができるのか、そんな教育実践を心から期待しています。

「こことよ」は学校の教職員のみなさんからの相談にも応じています

「子どもの尊厳が傷つけられているかも？」

「これって子どもの権利侵害じゃないの？」

学校の先生は、子どもからの相談にいちばん接する機会が多いことと思いますが、判断に迷うような場合や、おひとりでお話することが難しいような場合も少なくないのではないのでしょうか。そのような場合には、子どもの権利擁護機関をぜひご活用ください。



ご意見、ご質問、ご相談をとよた子どもの権利相談室に是非お寄せください。

## 6 研究・研修・会議

### (1) 研究

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2024 名古屋

#### (ア) シンポジウム

相談員 2 名が参加しました。(全体会・分科会：Zoom)

日時：2025 年 2 月 22 日（土）13：00～17：00、23 日（日）10：00～16：50

会場：愛知県名古屋市 鯉城ホール、ウインクあいち

主催：「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2024 名古屋実行委員会／名古屋市

内容：テーマ「子どもの最善の利益原則に基づく子ども施策の創出

—子供の権利を実現する文化及び社会の構築を目指して—

＜全体会＞

#### ①自治体報告

- ・長野県松本市 百瀬 由将 氏（こども部長）
- ・東京都世田谷区 松本 幸夫 氏（子ども・若者部長）
- ・東京都中野区 青木 勝 氏（子ども政策担当課長）

#### ②子ども参加の活動報告

- ・なごや高校生まちづくりプロジェクト

#### ③特別報告

「地方自治と子ども施策」全国自治体調査結果報告

内田 塔子（東洋大学）

＜分科会：子どもの相談・救済＞

#### ①（基調報告）「条例に基づく独立した子どもの権利救済機関の意義」

間宮 静香 氏（弁護士）

#### ②「子どもの権利を基盤とする相談救済の取組み」

長瀬 正子 氏（川西市子どもの人権オンブズパーソン・佛教大学）

#### ③「申立人である子どもの協働した制度改善の取組み」

川口 要誉 氏（名古屋市子どもの権利擁護委員・愛知工業大学）

#### ④「子どもの権利救済機関の設立～自治体職員の立場から～」

吉岡 直 氏（新潟市こども未来部こども政策課）

#### ⑤「子どもの権利相談室の活動報告～お手紙交換などを中心に」

柳 優香 氏（志免町子どもの権利相談室（スキッズ）救済委員）

### (イ) 子どもの相談・救済に関する関係者会議（非公開）

相談員 3 名が参加しました。

日時：2025 年 2 月 24 日（月・祝）10：00～16：00

会場：名古屋市高齢者就業支援センター大会議室

## (2) 研修

### ア 市役所内研修

①相談員 1～3 名が参加しました。

内容：こども家庭課 SV 研修

講師：渡邊 忍 氏（社会福祉士・臨床心理士）

日時：2024 年 4 月 10 日（水）14：00～（1 名参加）

2024 年 5 月 29 日（水）14：00～（2 名参加）

2024 年 6 月 12 日（水）14：00～（3 名参加）

2024 年 6 月 26 日（水）14：00～（1 名参加）

2024 年 7 月 24 日（水）14：00～（1 名参加）

2024 年 9 月 25 日（水）14：00～（1 名参加）

2024 年 12 月 11 日（水）14：00～（1 名参加）

②相談員 3 名が参加しました

内容：よりそい支援課 勉強会（第 3 回）

講師：川端 伸子 氏（権利擁護支援プロジェクトともす 代表理事）

日時：2025 年 2 月 5 日（水）14：00～

### イ パルクとよた公開セミナー

各回、相談員 1 名が参加しました。

①内容：不登校対応について（1）

講師：川瀬 正裕 氏（金城学院大学）

日時：2024 年 6 月 28 日（金）18：30～

②内容：自殺予防教育について

講師：浅井 真奈美氏（スクールカウンセラー）

日時：2024 年 8 月 2 日（土）10：00～

③内容：特別支援教育について（1）

講師：榊原 暢広 氏（パークとよた 特別支援教育アドバイザー）

日時：2024 年 9 月 27 日（金）18：30～

④内容：不登校対応について（2）

講師：花井 博 氏（スクールカウンセラー）

日時：2024 年 10 月 25 日（金）18：30～

⑤内容：特別支援教育について（2）

講師：東俣 淳子 氏（豊田市こども発達センター 言語聴覚士）

日時：2025 年 1 月 31 日（金）18：30～

⑥内容：不登校対応について（3）

講師：目黒 達哉 氏（同朋大学 客員教授）

日時：2025 年 2 月 21 日（金）18：30～

## ウ 外部研修

### (ア) 豊田市教育委員会初任者研修

#### ①相談員 2 名が参加しました。

内容：「発達障がいのある児童生徒への対応」「不登校対応」

日時：2024 年 6 月 26 日（水）9：00～

#### ②相談員 1 名が参加しました。

内容：いじめ対応

日時：2024 年 7 月 24 日（水）9：00～

#### ③相談員 2 名が参加しました。

内容：「人権教育（児童生徒虐待への対応）」

日時：2025 年 1 月 22 日（水）13：15～

### (イ) パルクとよた交流研修

相談員 2 名が参加しました。

内容：パルクとよた施設概要、施設見学

日時：2024 年 7 月 31 日（水）10：00～

### (ウ) こども発達センター交流研修

相談員 2 名が参加しました。

内容：豊田市の障がい児早期支援システム、施設見学

日時：2024 年 9 月 20 日（金）10：00～

### (エ) 豊田・加茂児童相談センター研修・相談員交流研修

相談員 3 名が参加しました。

内容：子ども・市民からの虐待相談に対する対応の仕方

講師：白石 貴晃 氏（豊田加茂福祉相談センター）

日時：2024 年 10 月 31 日（木）10：00～

## エ 相談室内研修

### (ア) 新人研修

#### ①日時：2025 年 2 月 4 日（火）

講師：早川スーパーバイザー

#### ②日時：2025 年 2 月 7 日（金）

講師：こども・若者政策課 課長

### (イ) S V 研修

日時：毎週金曜日

講師：早川スーパーバイザー

### (3) 会議

#### ア 擁護委員会議（子ども規則第6条）

必要があるときに代表擁護委員が招集し開催します。

|     | 日 時       | 主 な 議 題                      |
|-----|-----------|------------------------------|
| 第1回 | 4月30日(火)  | 組織体制について                     |
| 第2回 | 7月30日(火)  | 次年度の組織体制、事務改善について            |
| 第3回 | 11月12日(火) | 次年度の組織体制、事務改善について            |
| 第4回 | 1月29日(水)  | 広報・啓発活動について                  |
| 第5回 | 3月25日(火)  | 次年度の組織体制、広報啓発活動について          |
| —   | 6月26日(水)  | 市長への2023年度活動報告会              |
| —   | 8月2日(金)   | ・教育委員会<br>・家庭児童相談室 との意見交換会   |
| —   | 8月6日(木)   | ・豊田加茂児童・障害者相談センター<br>との意見交換会 |
| —   | 8月20日(火)  | ・パルクとよた との意見交換会              |



2024. 6. 26 太田市長へ 2023 年度の活動報告

**イ ケース検討会議（原則毎週火曜日）**

擁護委員と相談員全員で意見交換をしながら、個々の案件について具体的な対応を検討します。

**ウ 担当者会議（随時）**

ケースの担当擁護委員と担当相談員が必要な時に話し合います。

**エ 相談員会議（原則毎週金曜日）**

相談員全員で、案件に関する対応や相談室の運営について話し合います。

**（４）外部委員等**

**ア 豊田市いじめ防止対策委員会**

各回、山谷擁護委員が参加しました。

＜第１回＞

日時：2024年5月17日（金）14：30～15：20

＜第２回＞

日時：2024年10月9日（水）14：30～15：30

＜第３回＞

日時：2025年2月28日（金）14：00～15：00

**イ 豊田市要保護児童・DV対策協議会**

渡邊擁護委員（代理出席）

日時：2024年7月5日（金）14：00～15：30

**ウ 子どもにやさしいまちづくり推進会議**

山谷擁護委員が参加しました。

＜第１回＞

日時：2024年7月3日（水）14：00～16：30

＜第２回＞

日時：2024年9月30日（月）14：00～16：30

**エ 豊田市こども・若者支援地域協議会**

渡邊擁護委員が参加しました。

＜代表者会議＞

日時：2024年5月15日（水）15：00～17：00

**オ （仮称）豊田市いじめ防止条例制定委員会**

山谷擁護委員が参加しました。

日時：2025年2月10日（月）10：30～11：30

## 7 擁護委員からのメッセージ

### 児童虐待への対応について ～子どもの権利の観点から考える～

豊田市子どもの権利擁護委員 渡邊 佐知子

#### 1 はじめに

・「意見を聴かれる子どもの権利」に関して私たちに大きな示唆を与えてくれたのは、2019年に千葉県野田市で小学4年の心愛さんが父親から虐待を受けて死亡した事件です。心愛さんは学校のいじめに関するアンケートに、「お父さんにぼう力を受けています。先生どうにかできませんか」と訴えたので、児童相談所が一時保護しましたが、その後家庭に戻され、再び虐待を受けることになります。亡くなる3か月前、授業の中で、自分にあてた手紙を書きました。「5年生になってもそのままのあなたでいてください。未来のあなたを見たいです。あきらめないでください」と。しかし、心愛さんがこれを見ることはできませんでした。

・通常、虐待など権利侵害を受けている人は、声を出せなくなることが多いのですが、外に向けて声を発した心愛さんの声の力を感じるのと同時に、おとなが子どもの声を真摯に受け止めないことが、子どもの命に関わることを、私たちに教えてくれた事件です。

#### 2 最近の動向

##### (1) 児童虐待の定義

・児童虐待は、児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という）で保護者（親権者、未成年後見人など、児童を現に監護するもの）が監護する18歳未満の児童に対して行う行為（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）と定義されています。

・虐待にあたるかどうかは、保護者の意図に関わらず、あくまで、子どもの立場から、子どもの安全と健全な育成が図られているかどうかに着目し判断されています。児童虐待は、子どもの心身の成長発達および人格形成に重大な影響を与え、子どもに対する最も重大な権利侵害といわれています。

・言い換えれば、子どもの権利を考えると、常に大切にしなければならない、子どもの権利条約の4つの原則－「差別の禁止」「子どもの最善の利益の確保」「生命・生存・発達の権利」「子どもの意見の尊重」のすべてが侵害されているということが出来ます。

## （２）児童虐待の状況

・全国２３３か所の児童相談所における２０２３年度の児童虐待相談対応件数は、225,509件で過去最多となっています。心理的虐待の増加と、警察など関係機関からの通告が増加しています。これは市民や関係機関の意識の高まりにより潜在化していた虐待を把握できるようになった一方で、最近の就労・精神面の不安定さ、家庭の孤立といった社会情勢をみると虐待自体が増えているのではないかととも言われています。

・相談経路は、警察等が最も多く、次いで近隣・知人、家族・親戚、学校が多くなっています。特に警察はDVに積極的に介入するようになったこともあり、2017年度以降おおむね５割を占めています。虐待種別では、心理的虐待（６０％）、身体的虐待（２３％）、ネグレクト（１６％）、性的虐待（１％）となっています。

・統計をとり始めた１９９０年以降、対応件数は右肩上がりに増えていますが、死亡事例の検証結果をみると、関係機関の関与がない事例も約３割あることから、把握できていない虐待は依然として多くなっています。

### ◆児童虐待相談対応実績（２０２３年度）

|                                | 対応件数 | 虐待種別（％）                                                                  | 相談経路・上位４か所（％）                                                           |
|--------------------------------|------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 豊田加茂児童・障害者相談センター<br>（みよし市等を含む） | 660  | 心理的虐待 359 (54.4)<br>身体的虐待 212 (32.1)<br>ネグレクト 78 (11.8)<br>性的虐待 11 (1.7) | 警察等 290 (43.9)<br>福祉事務所 115 (17.4)<br>近隣・知人 53 (8.0)<br>学校・教委 42 (6.4)  |
| 豊田市                            | 744  | 身体的虐待 305 (41.0)<br>ネグレクト 137 (18.4)<br>心理的虐待 294 (39.5)<br>性的虐待 8 (1.1) | 園・学校等 339 (45.6)<br>県・市 198 (26.6)<br>家族・親戚 83 (11.2)<br>医療機関等 54 (7.3) |

## （３）児童福祉の動向

・２０１６年に児童福祉法が抜本的に改正され、国内法として初めて、子どもの権利条約の精神にのっとり明記されました。子どもが権利の主体であること、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の優先が児童福祉の理念として明確化されました。

・その後も、子どもの権利条約や虐待死亡事件の検証等を踏まえ、２０１７年（司法関与の強化）、２０１９年（体罰禁止）と改正が続きました。

・2022年に児童福祉法等が大幅に改正され、こども家庭センター等による子育て世帯への包括的な相談支援体制の強化、一時保護施設的环境改善、こどもの権利擁護の環境整備、こどもの意見聴取・意見表明の支援、一時保護開始時の司法審査の導入などが定められています。虐待防止法改正により、しつけに際し子どもの人格を尊重するとともに、年齢・発達の程度に配慮し、子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないと養育の基本的な考え方が示されています。

・同年6月に成立した「こども基本法」は、子どもの権利条約を批准して30年、長年の課題であった子どもの権利に関する包括的な法律です。基本理念に子どもの権利条約の4原則が明記され、国や地方公共団体はこれらを踏まえて、こども施策を計画・実施することになりました。

・2023年に国の基本方針である「こども大綱」が策定され、都道府県・市町村は、国の方針に基づいて地方こども計画を作成することとなりました。

・豊田市では、2025年3月に、他のこども施策に関する計画と一体的になった「豊田市こども・若者計画」が、2025～2029年度までの5か年計画として策定されました。

### 3 児童虐待とは

#### (1) 虐待の4類型

・虐待防止法では、児童虐待を4つの類型に分類し、「子ども虐待対応の手引き」（こども家庭庁通知）において次のように具体的に例示しています。子どもの心身の成長発達に及ぼす影響とともにお示ししたいと思います。

##### ① 身体的虐待

首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、戸外へ閉め出す、縄などで一室に拘束する、意図的に子どもを病気にさせる（代理によるミュンヒハウゼン症候群） 等

・身体的虐待は、子どもの身体を傷つける（おそれを含む）行為をいいますが、「叩く」「閉じ込める」など、苦痛や不快感を生じさせる行為も含まれています。はじめは軽く叩く程度でも、次第にエスカレートして重大な虐待につながることもあるためです。

・傷やあざ等の外傷は、部位・大きさを聞き取る必要があります。通告者の協力が得られる場合には、子どもへの配慮をしつつ、外傷等の画像の保存を依頼します。受傷原因が虐待によるものかどうかははっきりしていなくても、受傷部位や、状況説明が不自然な場合には、児童相談所と密接に連携する必要があります。

ます。頭部外傷を繰り返す子ども、乳児期での原因不明のけがが繰り返される場合には、養育困難対応から虐待対応に切り替え、一時保護など緊急対応の検討が必要になります。

・「髪をつかむ」「風呂の中に顔を沈ませる」「逆さ吊りにする」などは、外傷が残らないため発見が遅れることもあります。恐怖や屈辱感が強く残るため、脳に深い傷を残し、心の発達に大きい影響を及ぼします。

・意図的に子どもを病気にさせるという特異な形の虐待もあります。保護者が子どもの虚偽の症状を訴え病気を捏造して、本来必要のない検査や治療を受けさせ、子どもに苦痛を与えるもので、致死率が高くなっています。

## ② 性的虐待

子どもへの性交・性的行為（教唆を含む）、子どもの性器を触るまたは触らせるなどの性的行為（教唆を含む）、子どもに性器や性交を見せる、子どもをポルノグラフィーの被写体にする 等

・性的虐待は、加害者が身近な大人であるため、被害が表面化しにくく、長期にわたり繰り返されることが多くなっています。特に被害を受けた年齢が低いと、子ども自身が被害を受けている自覚がないこともあります。家庭という密室の中で、性的グルーミング（手なづけ）により長期的、段階的に深刻化し、被害児の罪悪感や恐怖、トラウマ性の絆等のために開示が遅れることから、長期化しやすく症状が重篤化しやすい傾向にあります。虐待の中の割合が1%と少ないのは、信頼できる大人が周りにいないと打ち明けることができないので、把握できているのは氷山の一角に過ぎません。被害にあうのは女兒とは限らず、男児の場合はさらに被害が表面化しにくいと言われています。

・「夜間、家の外に子どもが閉め出されている」など、他の種別の虐待の調査中に、性的虐待が把握されることもあります。対応者が過剰な反応をしてしまうとその後、子どもからの聞き取りが困難になる（「話さなくなる」「一度認めたものを否定する」）こともあるので、「誰に」「どこで」「何をされたのか」と必要最小限の事実を聞き取ったら早期に児童相談所や市の相談窓口連絡する必要があります。

## ③ ネグレクト

病気やけがをしても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま外出する、長時間子どもだけで放置する、子どもの意思に反して学校等に通わせない、子どもにとって必要な情緒的欲求に応えない、衣食住が極端に不適切で子どもの健康状態を損なうほどの無関心・怠慢（適切な食事を与えない、下着などを長期間不潔なままにする、不潔な環境で生活させる等）、子どもを遺

棄・置き去りにする、子どもに対する同居人や自宅に出入りする第三者（祖父母、きょうだい等を含む）の虐待行為を放置する 等

・保護者等から説明がつかないような理由により、乳幼児健康診査、就学時健診の未受診や予防接種を受けてない場合には、定期的な安全確認や状況把握が必要です。「乳幼児が長時間放置されている」「必要な医療を受けさせない」ことは生命に危険が及ぶ恐れがあるため高リスクに該当します。乳児期のネグレクトの兆候を客観的に把握する指標として「成長発達曲線」を使用し、経過を追跡する必要があります。

・ネグレクトの影響により、心身の発達の遅れや落ち着きがない、乱暴、無気力、不登校、非行など、二次被害ともいえるべき情緒面や行動面に現れる問題もあります。保護者の夜間不在や精神障害等で子どもと十分に関われない場合も安定した情緒的な交流や安心感を得ることが困難になります。保護者自身のストレスや不安定さからくる暴言がみられ、子どもの自尊感情の形成が大きく阻害されます。長期にわたる継続的な支援が必要であることから、個別ケース検討会議で支援状況と効果を確認し、家族ができていることにも着目して達成可能なスモールステップの目標を設定し、各機関の役割分担と見直し時期を設定して支援していくことが大切です。なお、保護者以外の同居している大人やきょうだいによる虐待行為については、保護者が子どもの監護を怠ったネグレクトとして対応することになります。

#### ④ 心理的虐待

言葉で脅迫する、無視する、拒否的な態度をとる、子どもを傷つけることを繰り返し言う、他のきょうだいと比べて著しく差別的な取り扱いをする、配偶者など家族に対する暴力や暴言、子どものきょうだいに虐待行為を行う 等

・保護者からの無視、拒否、「お前なんか生まれてこなければよかった」といった言葉の暴力、きょうだい間差別、恐怖を与える、DVをはじめ家族への暴力・暴言、孤立させる、過干渉・過剰な期待等により子どもの心を傷つけるものを行い、子どもに現れた心理的・情緒的な影響の度合いにより評価します。

・きょうだいのうち、一人だけが差別的対応をされ、暴力や食事制限などがある場合、暴力等を受けている子どもは身体的虐待として対応し、他のきょうだいについては心理的虐待として対応することになります。

・言葉の暴力は聴覚野（声・音を知覚する脳部位）を肥大化させるため、コミュニケーションをとる時に、余計な負荷がかかってしまい、人と関わること自体を恐れるようになってしまいます。

・「暴力がない」からDVではないということではなく、怒声や暴言など心理的

DVのある環境は、子どもの脳に深刻な影響を与えます。トラウマ反応がもっとも重篤なのは、親のDVを目撃し、かつ自分も言葉でののしられた子どもだといわれています。しかし、子どもの脳は傷つきやすい一方で柔軟性もあるので、早期に適切なケアを受けることで修復することが可能といわれています。

## （２）通告義務

・虐待防止法では、「虐待を受けたと思われる児童」を発見した者は通告しなければならないと定められています。虐待の事実が明らかでなくても、一般の人から見て子どもの安全・安心が疑われる場合には通告義務が生じます。法の趣旨に基づくものであれば、結果として誤りであっても、法的な責任を問われることはありません。

・学校やこども園、放課後児童クラブ、医療機関など児童福祉の関係団体や関係者については、虐待を発見しやすい立場にあることから、早期発見に努める義務があります。

・こことよの相談で虐待が疑われる情報を把握した場合には、子どもを特定できる情報（氏名・住所、所属機関等）、虐待の内容について「いつ」「どこで」「誰から」「いつから」「どのような内容」「頻度」などできる限りの情報を、虐待防止法に基づいて聴き取りを行い、児童相談所又は市こども家庭課に通告しています。特に子ども本人からの相談については、保護者に知られることに不安を持っていることが多いことから、子どもは暴力・暴言から心と体を守られる権利や相談する権利があることを丁寧に説明して、安全で安心な生活ができるよう考えてくれるところに知らせておくと言明しています。

・通告先としては、主に児童相談所に行っていましたが、2024年度にこども家庭センターが設置されたことから、一時保護を要するような緊急性の高いものを除きこども家庭センターに通告しています。

・また、虐待防止法では児童相談所等の職員は、通告者を特定させる情報を漏らしてはならないと定めています。特に子どもに関わっている支援者の場合、通告したことを保護者に知られると信頼関係が崩れてしまい、子どもへの支援に支障をきたすことを恐れて躊躇することがないようにという趣旨であるため、通告先に事情を十分説明しておく必要があります。

## ３ 家庭における子どもの権利保障

### （１）こことよにおける虐待相談の状況

・2022年度～2024年度の3年間における相談のうち、初回相談の主訴が「家庭内虐待」である16件の内容は以下のとおりです（虐待の内容は複数記載）。

・相談者は子ども本人が10件と最も多く、次いで保護者3件、近隣住民・知人

3件となっています。権利学習後の振り返りシートへの記載によって把握する事例もあり、子どもの権利を学ぶことで権利侵害への気づきにつながっているのではないかと考えています。通告先は児相が11件と最も多く、このうち3件が一時保護となっています。子ども本人が相談してくる場合は、深刻な状況であることを認識しておく必要があります。2024年度は6件中、こども家庭センターへの通告が4件と増えています。

| 虐待種別  | 虐待の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体的虐待 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・顔を殴る、叩く、浴槽に落とす</li> <li>・言うことを聞かないと叩く</li> <li>・父母が叩いたり物を投げる、</li> <li>・戸外への閉め出し</li> <li>・ドライヤーで殴る、</li> <li>・頭、こめかみ、ほほを叩く</li> <li>・腹や足を蹴る、首をつかむ</li> <li>・押し倒す、週1回は叩く</li> <li>・殴る</li> <li>・叩かれたり蹴られたりする、</li> <li>・頭をグーで殴る（ほぼ毎日）</li> </ul> |
| 性的虐待  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体を触られる</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                |
| ネグレクト | <ul style="list-style-type: none"> <li>・きょうだいから首を絞められる</li> <li>・きょうだい全員が毎日外に出されている</li> </ul>                                                                                                                                                                                           |
| 心理的虐待 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・包丁を持ち出し「殺してしまいそう」・父母の口論</li> <li>・怒鳴る</li> <li>・「〇〇に捨てる」と言われる</li> <li>・脅す</li> <li>・きょうだい間差別</li> <li>・強い言葉で言われる、否定される、大事にされていない</li> </ul>                                                                                                     |

## （２）最近の傾向と課題

・地域には、子どもの相談に応じている専門機関が多く設置されています。こことよのような権利擁護機関は何の問題かわからないけれど、子どもが「困った」と感じた時に相談にくるところです。権利侵害は子どもの「つらい」「変だ」「おかしい」と感じる気持ちの中にあると考えています。子どもの話に耳を傾けながら、何の問題かを見立て、適切な支援につなげる必要があると考えています。

・数年前から友だちや教員の対応のことで相談を受けてきた事例では、家族に叱られて悔しいという話から性的虐待について話してくれたことで児相に通告して一時保護となりました。こことよは、これまで児相との連携が円滑に進まないこともあったため、顔の見える関係を作りたいと思い、児相を訪問し支援方針や具体的な対応を共有させていただき、連携を深めることができました。

・また、保護者から相談があった身体的虐待の事例では、子どもを押し倒したらぐったりしているとのことで、緊急性が高いと考え児相に通告しました。「手を上げることはやめたい、第三者に相談したい」と言われ、虐待の認識があり相談

意欲もあったため、児相が家庭訪問して助言指導を行っています。その後もこことよが親子別々に話を聞きながら、関わり方を一緒に考える支援を継続して、親子関係は徐々に改善していきましたが、子どもの心身の状態が悪化し学校に行けなくなってしまいました。クラスでいじめを受けていることが分かったので、いじめ相談として学校と調整・連携を図ることとなりました。

・この 2 つの事例のように、学校生活における相談を受けている中で虐待を把握することもあれば、虐待相談をしている中で学校の問題を把握することもあります。子どもの権利に軸を置いて支援を続けることで、様々な権利侵害に気づくことができるのではないかと考えています。しかしながら、虐待相談については、子どもの安全・安心確保のために、リスク判断が重要になるので、児相やこども家庭センターとの連携が必須であることは言うまでもありません。

・2024 年度にこども家庭センター（以下「センター」という）が設置され、市の相談体制が整ったこともあり、センターへの通告が増えています。ある事例では、通告後の状況をセンターにお聞きすると、「内容は教えられない」とのことでしたので、意見交換の場を設けていただきました。センターからは「こことよがどのような役割を果たしてくれるのか分からないので、情報提供しにくい」とのことでしたので、「こことよは、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という）の一員でもあるし、情報共有して役割分担しながら支援したい。また、市の機関は子ども条例に基づいて、擁護委員の仕事を積極的に支援することが義務付けられている」と説明しました。市の関係機関の皆様、擁護委員の活動について、さらに発信していく必要があると改めて認識したところです。

#### 4 今後に向けて望むこと

・2016 年、2022 年の児童福祉法等改正やこども基本法の成立により、子どもの権利条約の 4 原則が児童福祉を含むこども施策全体の基本理念として明記されています。特に児童虐待については、市がこども家庭センターを設置し、身近な地域において、子育て支援サービスの拡充を図るとともに、関係機関が早期にスクラムを組んで、多機関連携により包括的に支援することで、子どもの命や権利を守る仕組みを作ろうとしています。

・こども家庭センター、児相、青少年相談センター、学校・こども園など関係機関がチームとしてそれぞれの強みを活かしつつ弱みを補い、「点」ではなく、地域ネットワークという「面」で子どもを継続的に支えていこうというのが「要対協」を中心とした地域包括支援が目指すものです。

・このような状況を踏まえて考えると、権利擁護機関が独立性の担保を前提にしつつ、個別救済においては要対協の構成員として、関係機関と対等な立場で意見交換し、役割分担して支援することが子どもの命や権利を守ることにつながる

のではないのでしょうか。子どもの権利は、子どもに関わる全ての機関が基盤とすべきものであり、連携・協働することによって、子どもの権利が関係機関の活動にも浸透し、支援の土台となっていくのではないかと考えています。

## 子どもの権利と「適切な指導」

豊田市子どもの権利擁護委員 米津直希

### 1 擁護委員としての気づきと教職課程担当教員としての学び

2024年10月から擁護委員としてお世話になることになりました。半年強経験させていただき、まだ現場経験に乏しい状況ではありますが、それまで文献等を通じて知ったことについて、実感を伴って理解することができてきました。その中で、子どもの権利を取り巻く状況にはいまだ多くの課題が残っていることに改めて気づかされています。

私は普段は大学の教職センターというところで勤務しており、主に教員を目指す学生の授業を担当しています。そのため、これから教員を目指す学生にはどのような学びが必要なのか、という点に関心があります。その立場からすれば、子どもの権利という観点から、学生たちの人権感覚にも関心が向きます。また、そうした関心から、子どもの権利を取り巻く学校の先生の現状にも強い関心があります。

私が勤務している大学に在籍する学生は、学校文化に対しては拒否感がない場合が多いようです。学校から設定された目標に向かって努力することにも抵抗がなく、むしろそれをモチベーションにして頑張ってきた、という学生もいます。そのため、不登校など、そこから逸脱することに対してはネガティブな反応を示すこともしばしばあります。そして、そうした学生が教員になると、「クラスにいるのがつらい」とか、「なぜかわからないけれど学校に来られない」というような「しんどさ」については気付けない、あるいは寄り添いにくい場合が多いのではないかと心配しています。

そうした背景から、教職に関する授業の中では子どもの権利について扱います。年ごとに数はまちまちですが、感想の中に必ずあるのが「子どもになめられたら指導ができなくなる」とか、「甘くすると子どもが言うことを聞かなくなるのでは」という声です（そのままの文言ではありません）。もちろんそうした意見は一部であり、教員の抑圧的な指導に対しては、振り返って批判的な立場に立つ学生が多いのですが、騒ぐ（と想定される）子どもたちに対して、抑圧的ではなく適切に対応する、というイメージに乏しいのではないかと思います。

擁護委員になってから、ある放課後児童クラブにおいて不適切な指導があったとのことで、研修する機会をいただきました。具体的には触れませんが、問題となった指導は「子どもに対して大声で怒鳴る」「長時間、叱責し続ける」というものでした。子どもが危険な行為をしたように見えたことが発端ですが、これ

を不適切な指導として捉えたことは重要だと思います。個人の体験としても、恐怖を感じるような指導を受けた記憶はありますが、こうした指導があることは、学生がイメージする子どもへの指導と一致するものだと思います。ガツンと言ってやるのが子どものためになる、という考え方はいまだにあります。こうした考え方は明確に否定されてきています。

## 2 学校における不適切な指導についての指摘

### (1) 生徒指導提要と教師のあり方

ひとつは、生徒指導提要（改訂版）です。2023 年度の報告書で石井擁護委員が取り上げていますが、重要な点なので繰り返してお伝えしたいと思います。改訂された生徒指導提要では、以下のように「不適切な指導と考えられ得る例」を示しています。

#### 〔不適切な指導と考えられ得る例〕

- ・ 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ・ 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ・ 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ・ 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ・ 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ・ 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ・ 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

こうした考え方が明確にまとめられてきたのはここ最近のことではあります。教育現場にはこうしたことを不適切とする考え方は以前からあったはず。私は上記の例を読むと、長野県で教育者として活躍された毛涯章平さんの『わが教師十戒』が思い出されます。10 項目すべては紹介できませんが、1 番目のものが本質的だと思いますのでご紹介します。それは「子どもをこばかにする。教師は、無意識のうちに子どもを目下の者として見てしまう。子どもは、一個の人格として対等である。」というものです（毛涯章平『肩車にのって』信州教育出版社、2016 年 9 月 28 日）。『肩車にのって』は 2016 年のものを引用しましたが、これは後年まとめられたもので、『わが教師十戒』が書かれたのは 1984 年のことです。

先に学生からの感想を紹介しましたが、子どもの権利に関する授業を通じて、「自分が教職を目指すきっかけになった先生も自分と対等に接してくれていた

ことを思い出した」という趣旨のものもあります。教職を目指す人の多くが、そうした人間的なやりとりを目指してきたのではないかと思います。

## （２）厳しい叱責が発達を阻害する

もうひとつ、厳しい叱責が子どもの発達を阻害するという指摘もあります。ここからは、村中直人さんの『〈叱る依存〉がとまらない』（紀伊国屋書店、2023年12月8日）を参考にします。

厳しい叱責がもたらすのは恐怖や不安、苦痛の感情ですが、こうした感情に強く反応するのは扁桃体（恐怖や不安）、島皮質（苦痛）と呼ばれる脳の部位とされます。島皮質が主役となる「苦痛」については、物理的な苦痛と、疎外感や孤独感などの「社会的な痛み」を区別しないそうです。そして、扁桃体を中心とするこれらのネガティブ感情の回路は、「戦うか、逃げるか」（「闘争・逃走反応」）の反応を引き起こすと考えられています。

これは、動物が生き残るために脅威に対して素早く反応するための防御システムが、人間においても働いていると考ええるとわかりやすいです。つまり、ネガティブな感情（恐怖や不安など）を強く感じたときに、目の前の脅威から「戦うか、逃げるか」を即座に判断する必要があり、そのために、心臓の拍動が速くなったり、呼吸が速くなったり、筋肉への血流が増加したりするなどの生理的は反応を生じさせるのです。こうしたメカニズムが、厳しい叱責に対する子どもの反応と関わっていると考えられます。つまり人が強い叱責を受けると、その人は「逃走」反応として相手に従う・その場から逃げるか、「闘争」反応として叱責した相手と戦うかという行動に出ることになります。学校の場合で、後者になる場合は少ないと思います。

重要なのは、扁桃体が過度に活発化するようなストレス状況は、知的な活動にとって重要な脳の部位の活動を大きく低下させるということです。学校教育の場面で叱責する目的は、本来、好ましくない行為・行動を改め、より適切な行動を促すことです。そのためには、本人がその行為・行動について理解し、反省し、どうしたらよかったのかを考える必要があります。しかし、強い叱責をしてしまうと、そうしたことが考えられなくなってしまいます。実際の場面では、上記の通り「逃走」状態にあり、見た目には分かってくれたと思える反応が見られるため、叱責する側もそこで「誤解」してしまうと考えられています。なお強い叱責については、命の危険があるような、大きな怪我につながってしまいそうな行動を直ちに止める場合には効果があるとされます。

## ３ 学校における働き方と学校への過度な期待

### （１）「教室マルトリートメント」と感情労働としての教師のしんどさ

上述のような「不適切な指導」については、近年、特に教室内での状況に注目して、「教室マルトリートメント」という言葉が注目されます。これは都内の特別支援学校の教諭である川上康則さんによる造語で、「チャイルド・マルトリートメント」の考え方を活用したものです。「チャイルド・マルトリートメント」は、世界保健機関（WHO）が「18歳未満の子どもに起こるあらゆる種類の身体的・心理的・性的虐待とネグレクト、商業的またはその他の搾取を行うこと、さらに責任、信頼または権力の関係の文脈において、子どもの心身の健康・発達・対人関係などに害をもたらすこと」と定義しています。マルトリートメントは、子どもの心に心的外傷をつくり、脳の一部の委縮や肥大などの変形につながることも報告されているそうです。

日本においては身体的虐待、性的虐待については明確な違法行為となっていますが、ネグレクトや心理的虐待については処分の対象となっていないことに川上さんは着目しています。そして教室において、その両者に類似する指導、つまりネグレクトに類似した指導（励ましや賞賛などをしない、特定の子の指名を避ける、支援が必要な子の合理的配慮を行わないなど）、心理的虐待に類似した指導（威圧的・高圧的な指導、力で押さえる指導、子どもが自信をなくすような強い叱責など）と、前述の身体的・性的虐待も含め、「教室マルトリートメント」として整理しています。現在の学校現場でこうしたことが行われていることを糾弾するというのではなく、教室での教師の振る舞いを見つめなおすこと、そうした客観的な視点から、「子どもたちの前で笑顔と穏やかな気持ちを絶やさない教師を増やすこと」を目的として造られた言葉です。

その川上さんが、前述の『〈叱る依存〉がとまらない』の著者である村中さんと対談した内容が、『不適切な関わりを予防する 教室「安全基地」化計画』（川上康則編著、東洋館出版社、2023年8月16日）に掲載されています。

そこでは、学校での労働は「感情労働」であり、そうした仕事には「感情の抑制・忍耐・緊張感が付きまとうものなのだ」と認識しておく必要があると言います。だからこそ、逆に「追い詰められる」こともあるとして、以下の5つについて「追い詰められ感」の理由を述べています。つまり、①時間がない、②やり方がわからない、③大人側の解決能力や我慢が足りない、④助けてくれる人がいない（理解者不在）、⑤他者の視線（他者からの評価）です。特に学校現場から上がる理由として多いのが、①時間がない、です。「子どもたちの未来のため」という理由で、やるべき業務がどんどん降ってくる、かといって、現在行なっている仕事をやめることの影響の大きさも計り知れないためやめることも難しく、増え続ける業務に追い詰められてしまうことが指摘されています。

そして大人側がこうして「子どもたちの未来のため」としてプレッシャーを受けることで、子どもたちに対しても、あるべき態度を求める気持ちが強くなりま

す。そうすると、それが「叱る」ことへ転嫁され、かつ正当化されることも指摘されています。

## （２）「子ども期」を大切に過ごす

このような「子どもの未来のため」という圧力は、ますます強まっているのではないかという危惧を持っています。もちろん、教育は子どもたちの将来を見据えて行われるものですが、その方向性があまりにも規範的になっていないでしょうか。将来も大切ですが、今を生きることも同じように重要ではないでしょうか。

学校教育における規範について、法政大学の児美川孝一郎さんは学校による「生き方コントロール」として警鐘を鳴らしています。詳細に触れることはできませんので、ここでは学校において求められる能力についての指摘のみ触れます。学習指導要領においては、身につけるべき「資質・能力」として、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性等」を三つの柱として定めています。特に三つ目の「学びに向かう力・人間性等」については、子どもたちが「どう生きるか」という問題に、国家や教師による方向づけや統制が働いてしまうことが危惧されています。仮にそうした「統制」を現場の先生が働かせないといけなような状況がつくられれば、それは先生にとっても大きな負担になるはずです（児美川孝一郎『新自由主義教育の40年「生き方コントロール」の未来形』青土社、2024年7月29日）。

国連「子どもの権利条約」には、第31条に、休息をとり、年齢にあった遊びを楽しむ、余暇を過ごす権利が記されています。将来は大切ですが、今を楽しむことも重要です。「子どもの権利条約の父」と呼ばれる、ヤヌシュ・コルチャックは、以下のような言葉を残しています。「「将来のために」と称して大人は子どもに過重な義務を課しています。いま、この時に、生きる人間としての様々な権利を子どもに保障せぬままに。」（ヤヌシュ・コルチャック著、津崎哲雄訳『コルチャック先生のいのちの言葉—子どもを愛するあなたへ』明石書店、2001年12月15日）。こうした考え方は、豊田市子ども条例第7条「豊かに育つ権利」においても明文化されています。

将来を見据えて日々を過ごすことも重要で、必要なことです。ただ、子どもが教室で安心して楽しい「今」を過ごせるようにすること、「まだできない」子どものそのままの姿も受け入れることは、多忙化の中で見失われている、子どもとの人間的な関係性を再確認するものではないかと思います。また、そうした子どもの権利が守られることは、同時に学校で働く先生の権利を守ることとも地続きだと私は考えています。今後も引き続き、考えていきたいと思っています。

# 大人も子どもの権利を知ろう！

豊田市子どもの権利擁護委員 山谷 奈津子

## 1 はじめに

擁護委員に就任してから、豊田市こども・若者政策課が行っている「権利学習プログラム」（以下、「権利学習」と言います）に参加し、小中学校の子どもたちや教職員の方に豊田市子ども条例や子どもの権利についてお話をしてきました。

2023年度からは、豊田市教育委員会の「子どもの命を守るハートサポートプログラム」の一環として、権利学習が位置づけられ、6年間で豊田市内の全小学校を周り、小学5年生に向けて擁護委員から対面での権利学習を行うことになりました。

これまで権利学習を続けてきたことにより、子どもたちには、子どもの権利や豊田市子ども条例の存在を知ってもらうことができてきたと思います。

しかし、豊田市子ども条例ができたのが2007年で、大人が子どもの頃には条例はなかったことから、大人は子どもの権利を知っているのだろうか？子どもの権利を大事にしているのだろうか？という疑問が湧き上がり、大人にも子どもの権利を知ってもらいたいと思うようになりました。

権利学習を受けた子どもたちからのアンケートにも、「子どもの権利について、もっと大人にも知ってほしい」という声が度々あがっていたことから、大人に対する権利学習がますます重要だと感じるようになりました。

そこで、2023年度より、保護者・地域向けに子どもの権利についての研修を行う事業がはじまり、擁護委員が研修を担当することになりました。

## 2 保護者・地域向け研修について

保護者・地域向け研修は、豊田市内の中学校区ごとに、地域の交流館等で子どもの権利についての研修をしており、6年間かけて全中学校区を回る予定になっています。

研修の内容としては、豊田市子ども条例の4つの大事な権利について説明をし、特に虐待の問題を取り上げ、虐待を受けた子どもは前頭前野（感情や思考をコントロールし行動抑制力に関わる部位）の容積が減少したり、聴覚野（声や音を知覚する脳部位）が肥大し人の話を聞いたり会話する際に余計な負荷が脳にかかり人と関わることを恐れるようになる、といった虐待の悪影響を指摘した上で、虐待は、命が守られる権利、暴力を受けない権利など子どもの権利を多く侵害するものだということを説明しています。



研修を受けてくださった方のアンケートには、「子どもの権利について知らないことも多かったので、勉強になりました。」「子どもが幸せに生きられるよう社会全体で取り組んでいけるようにしていきたい。」「自分自身を振り返るとともに、これから自分が何ができるか考え、行動をしていきたい。」などと書かれていて、大変好評をいただいています。

大人になってから、子どもの権利について学ぶ機会があったかどうかを考えたときに、今までほとんど学ぶ機会がなかったという方がほとんどではないでしょうか。

例えば、子どもを妊娠した際、パパママ教室のときに子どもの権利について学ぶ機会を得たり、子どもが生まれた後、乳幼児検診のときに子どもの権利条約や豊田市子ども条例について書かれた冊子を配布するなどすれば、もっと大人が子どもの権利について知る機会が増えるのではないかと思います。

### 3 大人が子どもの権利を学ぶことの意味

ここで、大人が子どもの権利を学ぶことにどんな意味があるのかについて考えてみたいと思います。

子どもが自分には権利があると学んでも、大人が子どもの権利を守らなければ子どもの権利は絵に描いた餅になってしまいます。例えば、子どもには意見を聴かれる権利がありますが、大人が子どもに当該権利があることを知っていなければ、意見を聴かない、つまり子どもの権利を守らないということがあり得ます。また、子どもには意見を聴かれるだけでなく、意見を尊重される権利もあります。周りの大人が意見を聴くだけ聴いて、「子どもが言うことだから」といった態度で子どもの意見を尊重しなければ、子どもの権利が守られていないことになります。

また、大人の子どもの権利に関する無理解や無関心が、子どもの権利侵害を引き起こす要因となっていることもあります。大人は、子どもを「未熟な存在」や「保護の対象」と見がちです。そのような子ども観は、子どものことを対等に見ておらず、むしろ子どもを下に見ていることに他なりません。例えば、子どもにいい教育を受けさせたい、未熟な子どもを立派な人間に育てたいと思うばかりに、過度な教育や学習を強制し、子どもの心身が耐えられる限度を超えてしまうことがあります。これは教育虐待と呼ばれるものですが、子どもの意見や意向を無視してしまっている場合は

子どもの意見を聴かれる権利を侵害していますし、安心して生きる権利や豊かに育つ権利を守っていないことになります。何が子どもの最善の利益か、子どもの権利が守られているかという観点から大人と子どもと一緒に考えることが大切になってきます。

#### **4 保護者・地域向け研修を行ってみて**

今まで書いてきたように、大人に子どもの権利を知ってもらうことは極めて大切であり、むしろ必須のことだと思っています。

その視点からは、保護者・地域向けの研修は非常に意味のあることであり、こことよとしては、これからも積極的に大人に対する子どもの権利の啓発をやっていきたいと考えています。

現在は、保護者・地域向けに交流館等で研修を行っていますが、もう少しみなさんが参加しやすい方法がないか模索中です。

子どもの権利についての講演や研修は、豊田市こども・若者政策課を通じてお申し込みいただければ、うかがって行うこともできますので、ご興味がある方はこども・若者政策課までご連絡いただければと思います。



第2回  
子どもの権利に関する高校生意識調査  
報告書

令和7(2025)年3月

とよた子どもの権利相談室(こことよ)

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育行政学研究室

## はじめに

子どもの権利に関する高校生意識調査は、2020年の第1回目につき、今回は、第2回目の実施となりました。今回も実施にあたっては、西三北地区公立高等学校長会のみなさまをはじめ、豊田市内に設置されている私立高等学校のみなさまにもご協力をいただきました。学校内では、ペーパーレス化がすすみ、さまざまな連絡や案内が端末を利用して届けられていることから、今回の調査からは、学校ごとに端末を用いて対象となる高校生にアンケート調査を依頼することといたしました。こうしたこともあり、今回の調査は、「漢字」調査票で1123票（前回：217票）、「ひらがな」調査票で57票（同：8票）、総計で1180票（同：225票）もの回答をお寄せいただきました。前回から約5倍ものアンケートの回収となり、豊田市内の高校に在籍する1割をこえる高校生にご協力を頂いたこととなります。最初に、ご協力いただいたすべての高校生のみなさんと、高校教職員のみなさまに心より感謝申し上げます。

豊田市子ども条例が制定されてから今年で17年が経過しました。本条例に基づいて、本市には、子どもの権利擁護委員制度ならびに子どもの権利に関する相談窓口「こことよ（とよた子どもの権利相談室）」が設置されています。また、条例は、市が、市民全体に向けた子どもの権利の普及と啓発をすすめていくことを約束しています。本調査もまた、高校生向けの子どもの権利ならびに条例に関する普及・啓発の一環に位置づくものでありますし、また、本調査結果は、今後の市の施策に活用されることとなります。

あらためて、条例を正しく理解することを目的に、以下では、本調査の意義と課題について整理しておきます。

ひとつめに、豊田市子ども条例が対象としている「子ども」とは、18歳未満の人のことを言いますが、高校に在籍している高校生の場合には、18歳を過ぎても対象となります。高校生のみなさんには、条例に示された子どもの権利をしっかり理解し、活用してもらうことができればと私たちは願っています。また、条例は、豊田市に在住する子どもたちだけではなく、市外から豊田市内の高校に通う高校生を含んでいます。市外に住んでいる高校生のみなさんは、小学生・中学生の時に豊田市の条例について学ぶ機会はほとんどなかったのではないかと思います。調査をきっかけとして条例や子どもの権利を知る機会にしてもらいたいと思いますし、市内在住の高校生であっても、繰り返し、条例に触れる機会となればと考えています。

ふたつめに、何よりも高校生は、概念獲得の顕著な発達段階にありますので、より深く「権利という概念」を理解することのできる力があると考えられます。高校生には高校生にふさわしく、自己の見解を表明することのできる能力が格段と備わってきます。また、自分の権利が他者の権利とぶつかり合う場面がありうることを理解することができるようになり、その場合に、互いの権利を「調整」する力を身につけていくようになります。

みつづめに、「権利」を概念的に理解することができるようになる高校生のこの時期に、高校生はさまざまな具体的な葛藤や矛盾と向き合わざるをえなくなります。そうしたときに、意見を表明する権利や気持ちを聴かれる権利、相談する権利があることの意味を実感として把握

できるようになるように思います。現実には、多くの高校生は、進路や自立をめぐる親・保護者  
と対立する場合もあるかもしれませんが、同性や異性との交際の場面、部活動での先輩後輩関  
係の場面でも、深刻な権利侵害が発生する可能性は存在します。学校での校則や決まりに対し、  
理不尽な思いを抱えている子どもも決して少なくないのではないのでしょうか。

この高校生意識調査は、豊田市内の高校に通う全ての高校生を対象に、子ども条例と子ど  
もの権利条約に関する認知度を問いながら、アンケートに回答していただくことで、子どもの  
権利にはどのような内容が含まれているのかを具体的に知ることのできるものになっていま  
す。また、困りごとがあれば相談できる場所が豊田市にはあることがわかるようになってい  
ます。高校生の自己の意見や見解を表明できる場として、自由記述を設けています。多くの学  
校・家庭・地域で、この調査報告書を活用していただき、高校生の気持ちを受け止める機会に  
していただければと思いますし、子育てや学校教育活動の改善に役立てることもできるのでは  
ないでしょうか。

本調査の実施と調査結果の分析にあたっては、前回と同様、名古屋大学大学院教育発達科  
学研究科教育行政学研究室に協力をいただいています。同研究室 OB の坂野愛実さんが、調  
査実施の基本的な設計を担当してくださいました。記して感謝申し上げます。

調査結果にもとづいて、子どもの権利擁護委員ならびに子どもの権利相談室相談員からの  
所感をまとめています(Ⅲ-9)。これは主に、自由記述に示された高校生の気持ちや意見(Ⅲ-  
8)への私たちからのメッセージという意味合いを含んでいます。お時間のない方は、Ⅲ-8 と  
Ⅲ-9 からお読みいただいても構いません。ただし、自由記述の一部については、できるだけア  
ンケート回答をそのまま掲載するようにしていましたが、明らかな誤植や人権配慮の観点  
から不適切な表現があった場合、あるいは、個人情報保護の観点から修正せざるを得なかつ  
た場合があることをあらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

こども基本法(2023 年 4 月 1 日施行)が成立し、さまざまな場面で子どもの意見を聴くこ  
とがあたりまえと考えられる社会になろうとしています。豊田市は、2007 年の子ども条例の  
制定で、全国に先駆けてそのようなまちづくりを進めてきましたから、まさに子どもの権利の  
トッランナーです。さらに、2025 年 1 月には、中部地方で初、全国で 6 番目となる「ユニセ  
フ日本型子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)実践自治体」に承認されました。

豊田市子ども条例は、その前文で、「子どもにやさしいまちは、すべての人にとってやさし  
いまちになります。子どもが夢を かなえることができるまちは、すべての人にとって希望のあ  
ふれるまちになります。」と書いています。子どもも大人も幸せになるまちづくりを目指して、  
子どもの権利がもっと子どもたちに身近になり、一人ひとりの子どもが大切にされる社会の  
実現に向けて、みなさんといっしょに取組を進めていきたいと思います。

2025 年 3 月 31 日

豊田市子どもの権利擁護委員一同

## 目次

### I 調査概要

- 1 調査の目的
- 2 調査の設計
- 3 回収結果
- 4 その他

### II 回答者の属性

- 1 学年
- 2 性別
- 3 居住場所

### III アンケート調査の結果

#### 1 「豊田市子ども条例」の認知度について

- 1-1 条例の認知度
- 1-2 学年別認知度
- 1-3 居住場所別認知度

#### 2 子どもの権利条約の認知度について

- 2-1 条約の認知度
- 2-2 学年別認知度
- 2-3 居住場所別認知度

#### 3 子どもの権利を学ぶ機会と意欲について

- 3-1 学校における学習機会
- 3-2 学ぶ意欲

#### 4 「豊田市子ども条例」において守られていないと感じる権利について

- 4-1 【安心して生きる権利】第5条
- 4-2 【自分らしく生きる権利】第6条
- 4-3 【豊かに育つ権利】第7条
- 4-4 【参加する権利】第8条

## 5 「豊田市子ども条例」において大切だと思う権利について

- 5-1 【安心して生きる権利】第5条
- 5-2 【自分らしく生きる権利】第6条
- 5-3 【豊かに育つ権利】第7条
- 5-4 【参加する権利】第8条

## 6 困りごとや悩みごとを相談する相手について

## 7 豊田市が設置する相談窓口(「とよた子どもの権利相談室」)について

- 7-1 相談窓口(「とよた子どもの権利相談室」)の認知度
- 7-2 相談窓口(「とよた子どもの権利相談室」)を利用するときに用いたいツール

## 8 子どもの権利に関する意見など(自由記述)について

- 8-1 内容の分類
- 8-2 記述内容

## 9 とよた子どもの権利相談室(こことよ)の所感

- 9-1 子どもの権利に関する高校生の意識について
- 9-2 調査結果をふまえた今後の課題

## 参考資料

- 1 単純集計結果
- 2 質問項目
- 3 高校生アンケート協力依頼文書

## I 調査概要

### 1 調査の目的

本調査は、子どもの権利の啓発活動や子ども相談活動にいつそう取り組むことを通じ、すべての子どもが自らを権利の主体者として自覚し行動することができるよう支援していきたいという豊田市の理念を実現するため、豊田市内の高校に在籍する高校生を対象に、「豊田市子ども条例」の認知度ならびに「子どもの権利」に関する学習や理解の状況を調査し、子ども条例の普及・啓発活動ならびに子どもの権利相談室の諸事業等、今後の各施策を考える基礎的データを得ることを目的とするものです。

### 2 調査の設計

- (1)調査地域 豊田市内
- (2)調査対象 豊田市内の高校に在籍する高校生
- (3)対象者数 11,018 人
- (4)調査方法 Web 回答(「Google フォーム」を使用)
- (5)調査期間 2024年 7 月 15 日～8 月 31 日
- (6)調査票 日本語(漢字・ひらがな)調査票
- (7)調査機関 名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育行政学研究室

### 3 回収結果

- ・「漢字」調査票……………1123票 (2020年度:217 票)
- ・「ひらがな」調査票……………57 票 (2020 年度:8 票)
- ・総計……………1180 票 (2020 年度:225 票)

### 4 その他

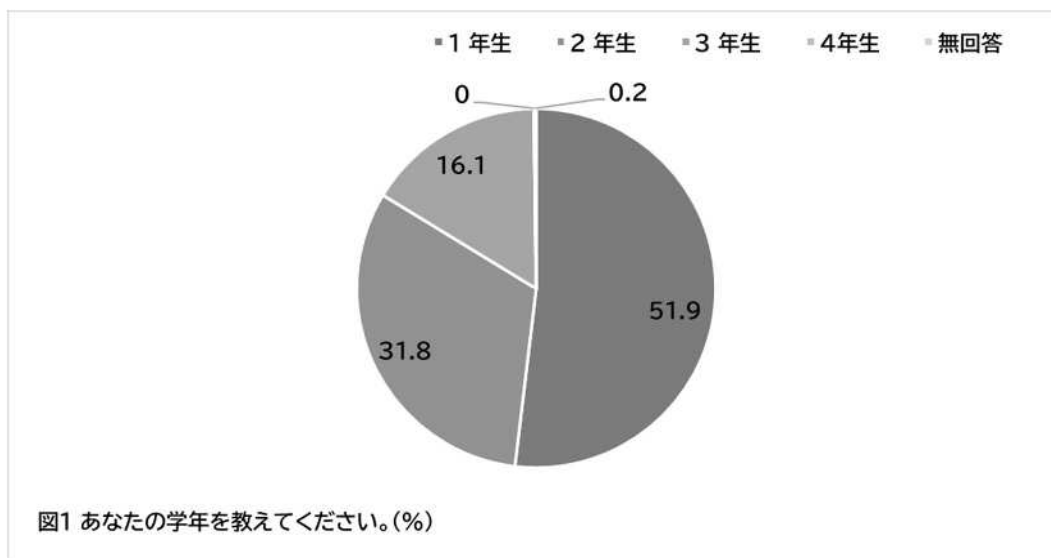
本報告書の記載内容に関し、次の 3 点にご注意ください。

- ① 調査票には「漢字」と「ひらがな」の 2 種類がありますが、アンケート調査の結果としては、統合したものをまとめています。
- ② 各集計表・グラフにおける構成比は、小数点以下第 2 位で四捨五入しているため、合計が 100.0%とならないことがあります。
- ③ 本報告書における( )内の数字は 2020 年度に行った第 1 回調査の数字を表しています。

## Ⅱ 回答者の属性

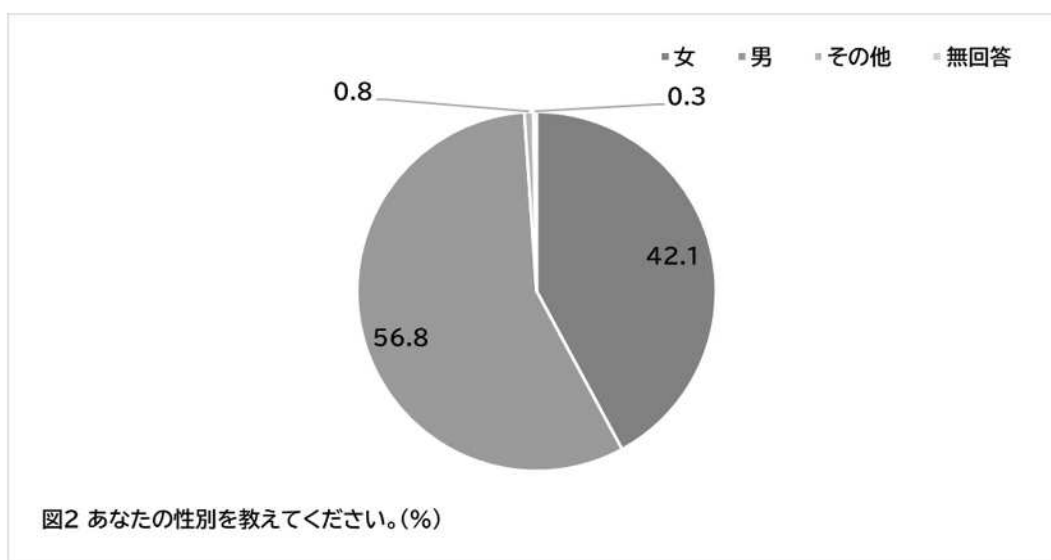
### 1 学年

回答者の学年は、「1 年生」が 51.9%と最も多く、次いで「2 年生」が 31.8%、「3 年生」が 16.1%、「4 年生」が 0%となっています。



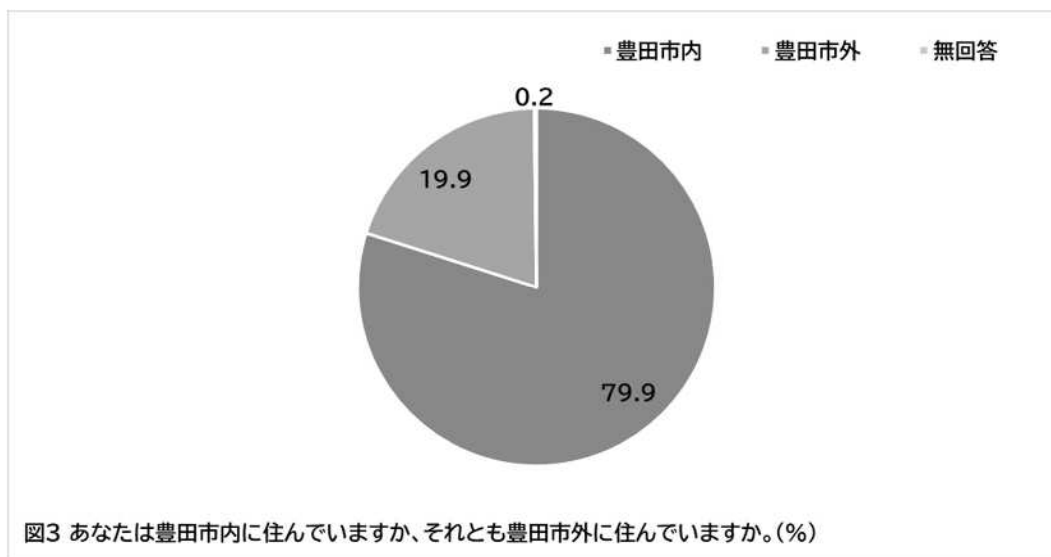
### 2 性別

回答者の性別は、「男」が 56.8%、「女」が 42.1%、「その他」が 0.8%となっています。



### 3 居住場所

回答者の居住場所は、「豊田市内」が 79.9%、「豊田市外」が 19.9%となっています。

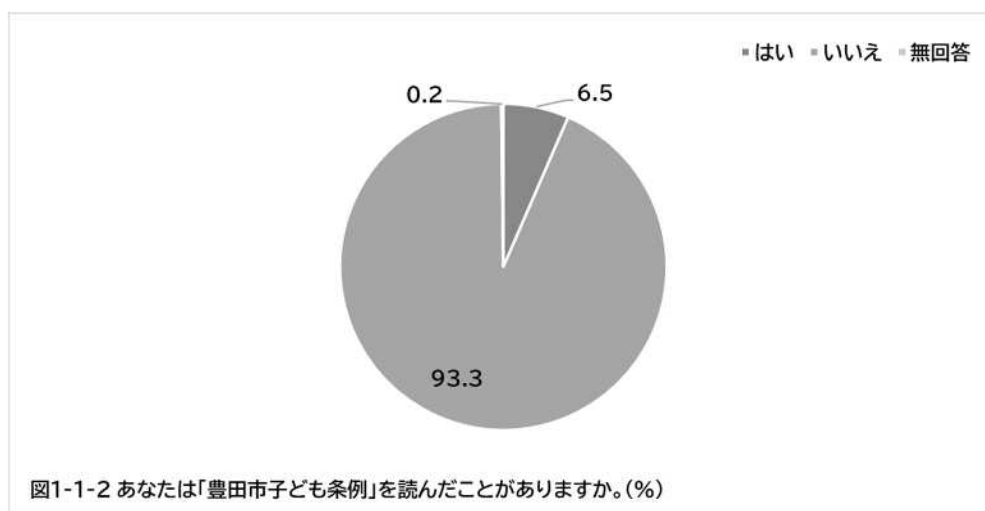
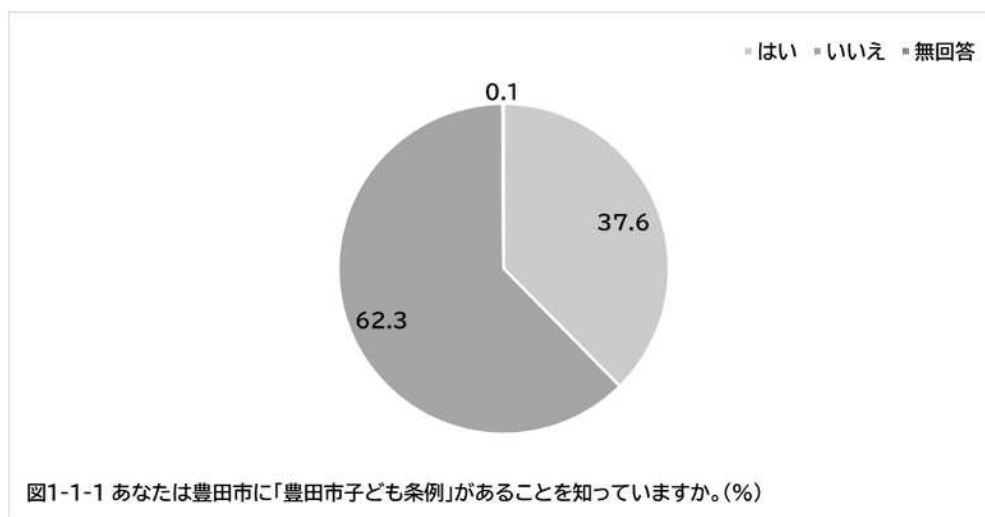


### Ⅲ アンケート調査の結果

#### 1 「豊田市子ども条例」の認知度について

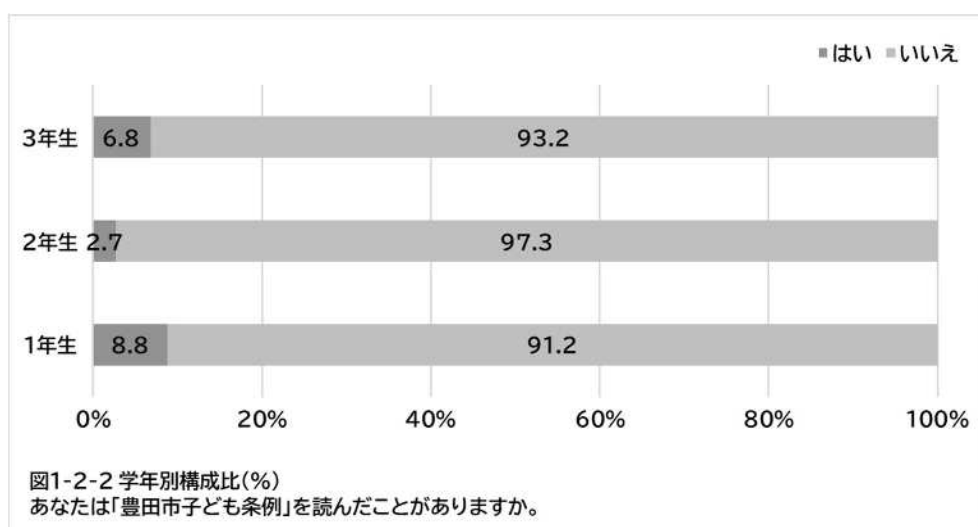
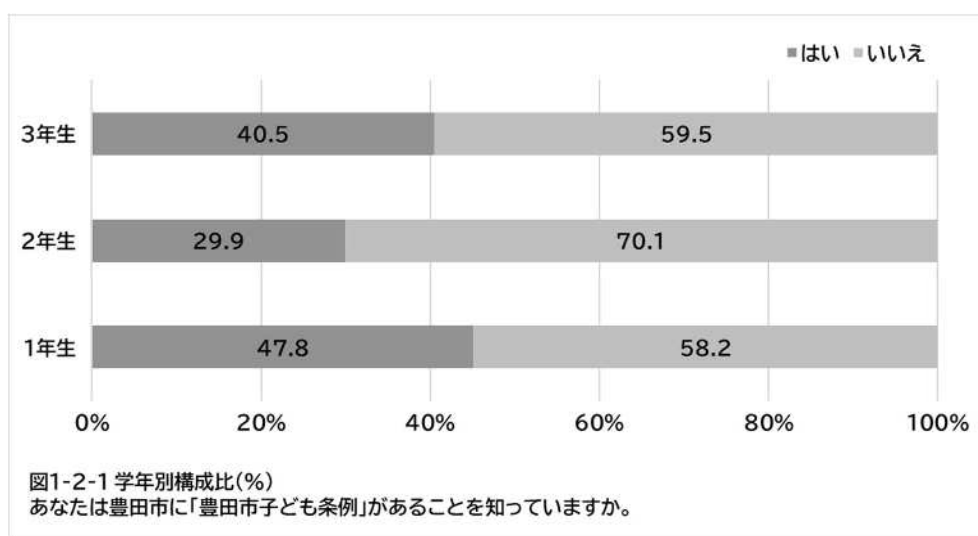
##### 1-1 条例の認知度

条例の認知度について、図[1-1-1]の条例を知っていますかという質問に対しては、「はい」37.6%(34.2%)である一方、「いいえ」が62.3%(64.9%)と半数を超えています。また、図[1-1-2]の条例を読んだことがありますかという質問に対しては、「はい」が6.5%(7.1%)、「いいえ」が93.3%(92.9%)と回答者の高校生のうち、そのほとんどが条例を読んだことがないという結果となっています。一方で、( )内の前回調査と比較すると、条例を知っている割合が少し増しています。ただし、その内容の認知度に関しては、僅かに下がっています。



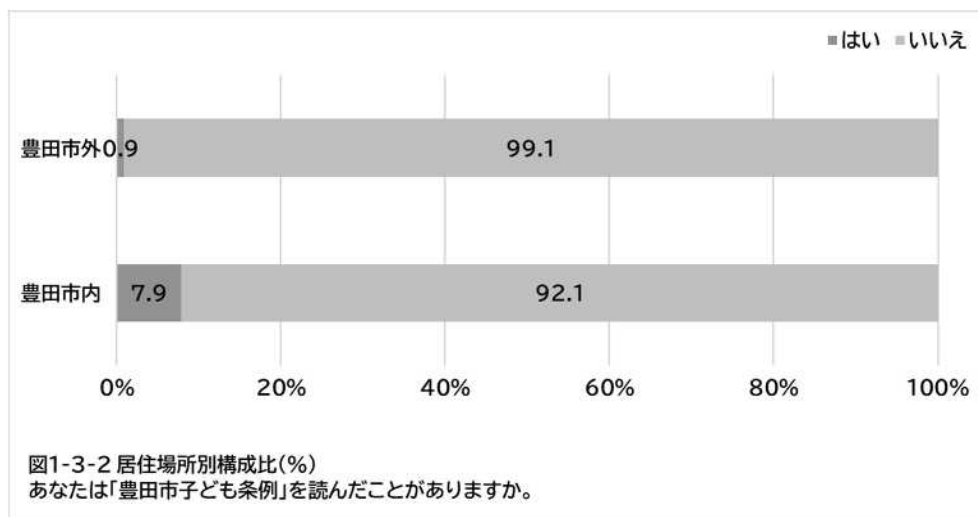
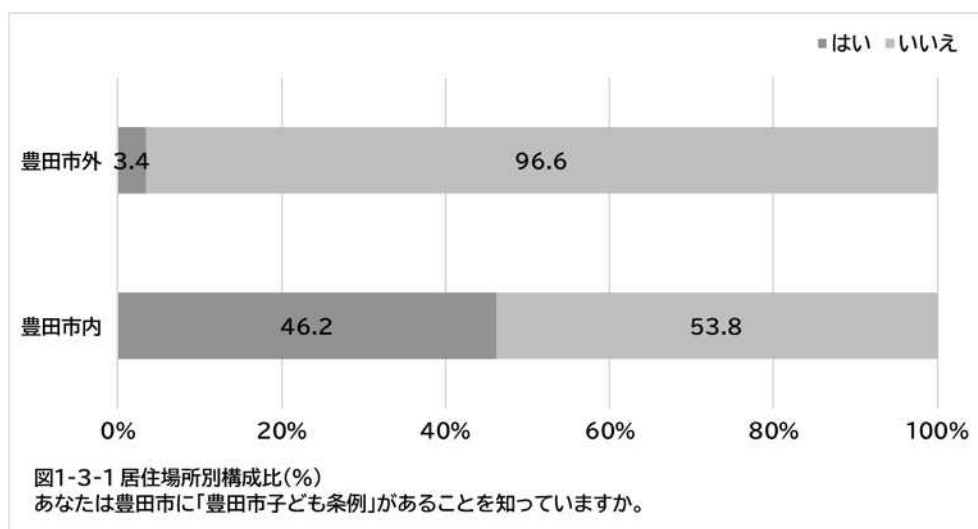
## 1-2 学年別認知度

学年別の条例の認知度について、図[1-2-1]より、条例を知っていると回答した割合は、「1年生」が47.8%(42.7%)と最も多く、次いで、「3年生」の40.5%(35.4%)、「2年生」の29.9%(24.3%)となっています。認知度が高いとは言えませんが、( )内の前回調査と比較すると、どの学年も認知度が上がっています。さらに、図[1-2-2]より、条例を読んだことがあると回答した割合もまた、「1年生」が8.8%(12.4%)と最も多く、次いで、「3年生」の6.8%(4.2%)、「2年生」の2.7%(2.7%)となっています。( )内の前回調査と比較すると、「3年生」の割合は増えていますが、どの学年も条例をほとんど読んだことがないわかります。



### 1-3 居住場所別認知度

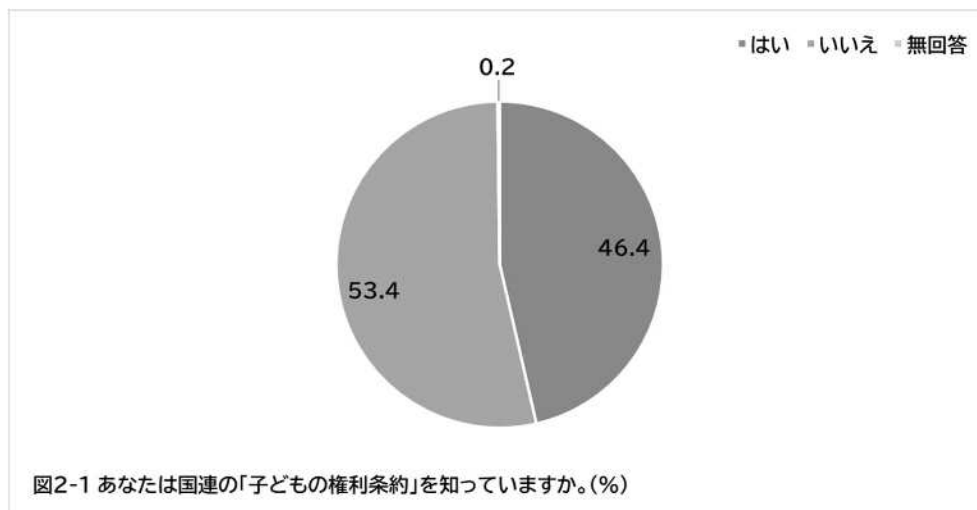
居住場所別の条例の認知度について、知っている(図[1-3-1]の「はい」)と読んだことがある(図[1-3-2]の「はい」)の回答はともに、「豊田市内」が46.2%と7.9%(46.9%と9.5%)となっており、「豊田市外」の3.4%と0.9%(10.5%と1.3%)より高い割合となっています。また、( )内の前回調査と比較すると、全体として認知度が下がっていることがわかります。この要因としては、アンケート回答者数の上昇による可能性が考えられます。



## 2 子どもの権利条約の認知度について

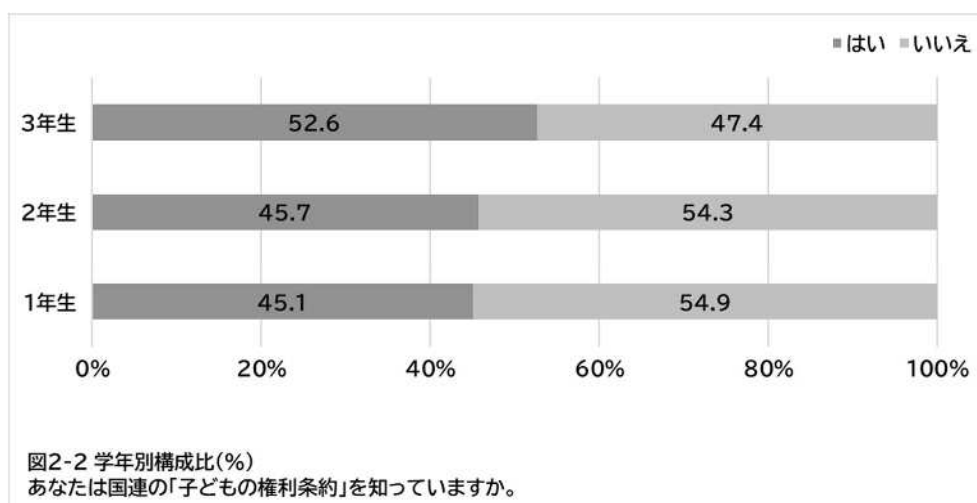
### 2-1 条約の認知度

子どもの権利条約の認知度について、図[2-1]において「はい」が46.4%(59.1%)である一方、「いいえ」が53.4%(40.9%)と半数を超えています。また、( )内の前回調査と比較すると、認知度が下がっていることがわかります。



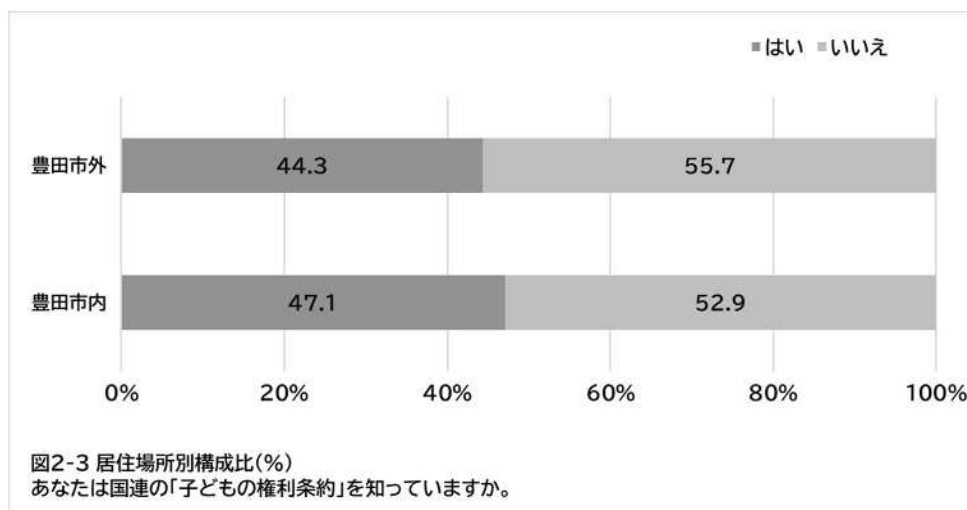
### 2-2 学年別認知度

学年別の条約の認知度は、図[2-2]より、「はい」と回答した「3年生」が52.6%(64.6%)と最も高く、次いで「2年生」が45.7%(50.0%)、「1年生」が45.1%(66.0%)と続きます。また、( )内の前回調査と比較すると、どの学年も認知度が下がっていることがわかります。



## 2-3 居住場所別認知度

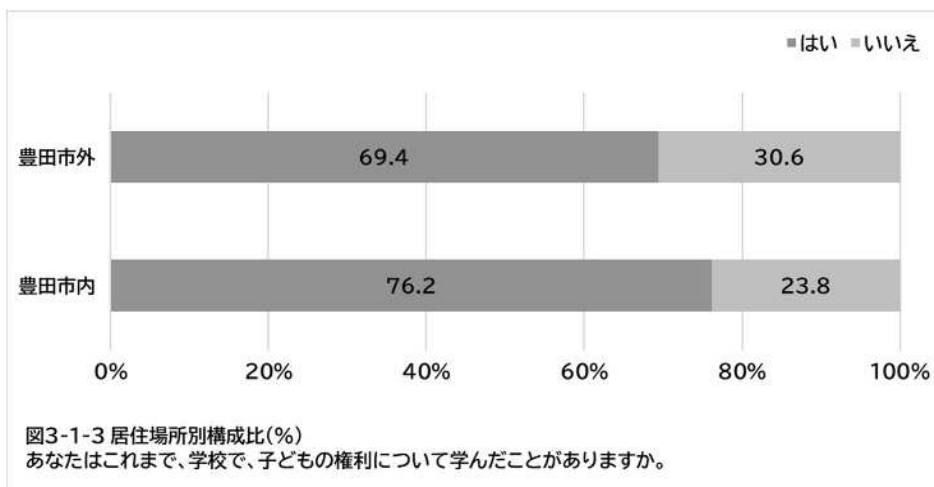
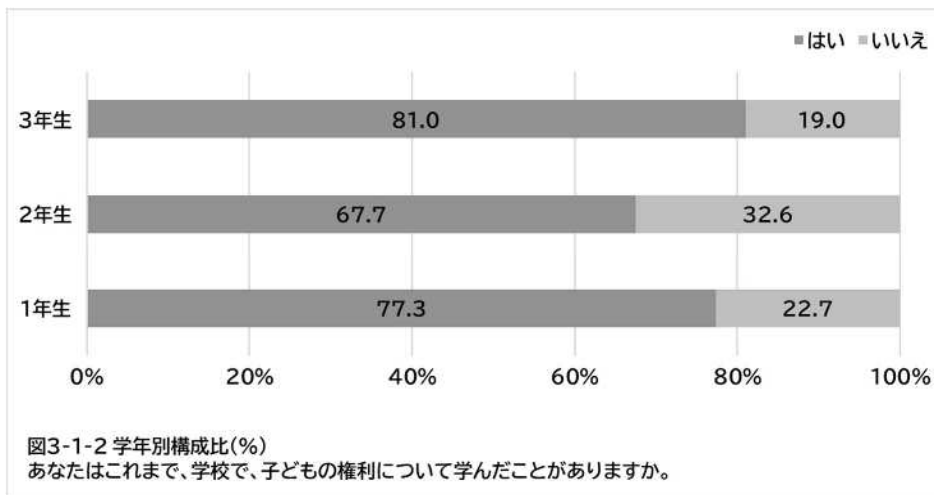
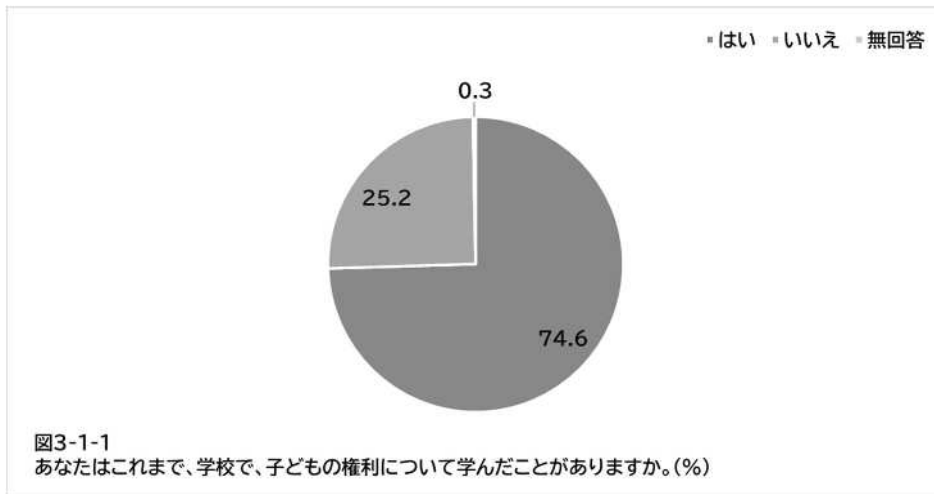
居住場所別の条約の認知度について、図[2-3]より、「はい」と回答した割合は、「豊田市内」が44.3%(58.8%)、「豊田市外」が47.1%(60.5%)と居住場所では認知度にそれほど差はありません。ただし、( )内の前回調査と比較すると、全体として認知度が下がっていることがわかります。



## 3 子どもの権利を学ぶ機会と意欲について

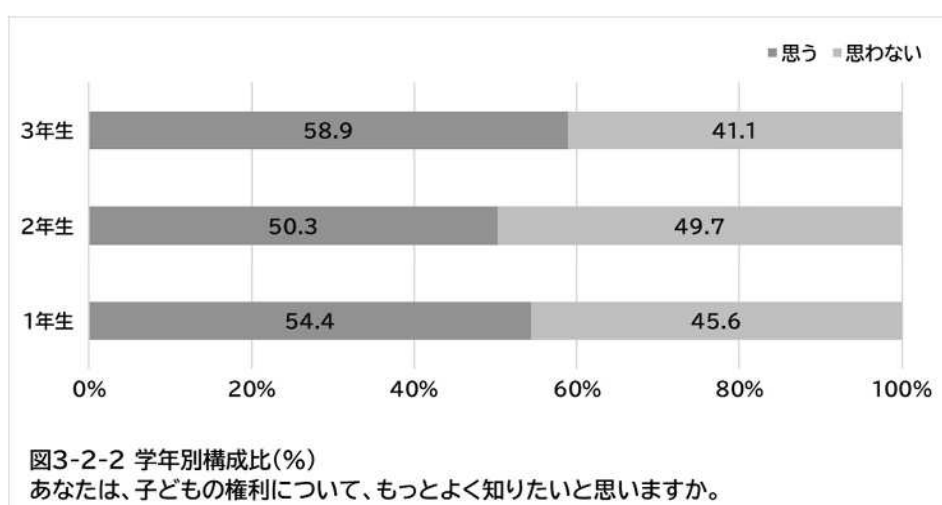
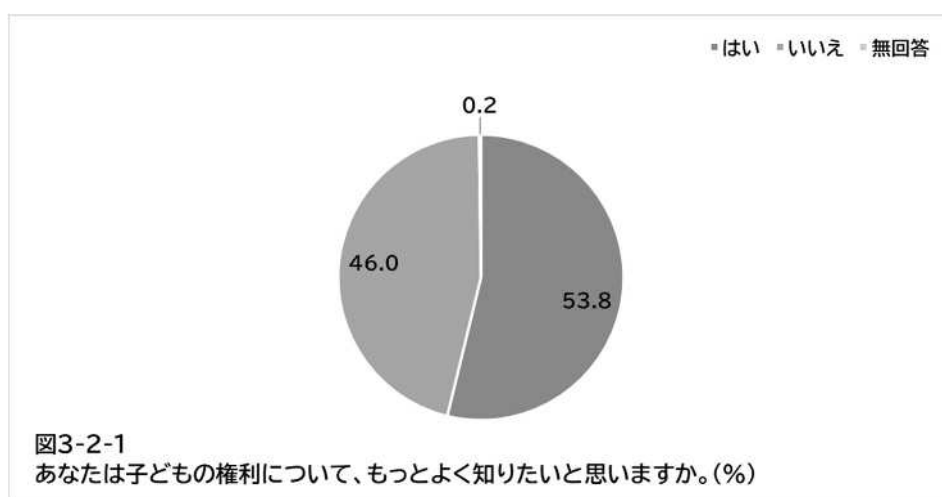
### 3-1 学校における学習機会

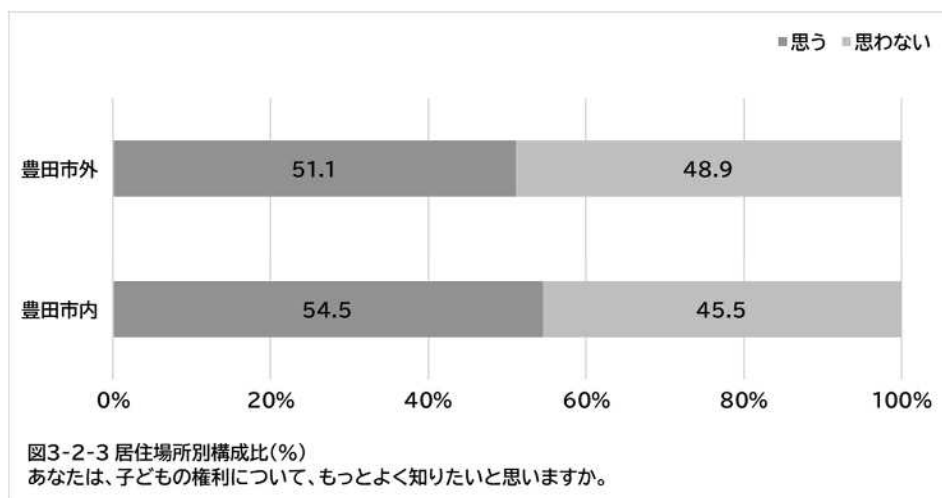
子どもの権利条約を学校で学習する機会に関して、図[3-1-1]より、「はい」と回答した割合は74.6%(76.0%)と高いです。また、図[3-1-2]の学年別構成比では、「3年生」の81.0%(79.2%)が最も多く、次いで、「1年生」の77.3%(83.3%)、「2年生」の67.7%(67.6%)となっています。「1年生」と「2年生」の間には約10ポイントの開きがあり、特に、「2年生」の学習機会が少ないと言えます。一方、図[3-1-3]より、「はい」と回答した割合は、「豊田市内」が76.2%(75.5%)、「豊田市外」が69.4%(78.9%)と、「豊田市内」の方が僅かに高くなっています。また、( )内の前回調査と比較すると、「1年生」の学習機会が少しですが、減っていることがわかります。



## 3-2 学ぶ意欲

子どもの権利を学ぶ意欲に関して、図[3-2-1]より、もっとよく知りたいと思うと回答した割合が53.8%(62.2%)と半数を超えています。また、図[3-2-2]の学年別構成比を確認すると、「思う」と回答した割合が最も多いのは、「3年生」の58.9%(68.8%)、次いで、「1年生」の54.4%(63.9%)、「2年生」の50.3%(56.8%)となっており、特に、6割近い数値である3年生の意欲の高さがうかがえます。さらに、図[3-2-3]の居住場所別構成比では、「思う」と回答した割合が、「豊田市外」51.1%(63.5%)、「豊田市内」54.5%(59.2%)となっており、大きな差は見られません。一方、( )内の前回調査と比較すると、全体として子どもの権利を学ぶ意欲が全体として低下していることがわかります。



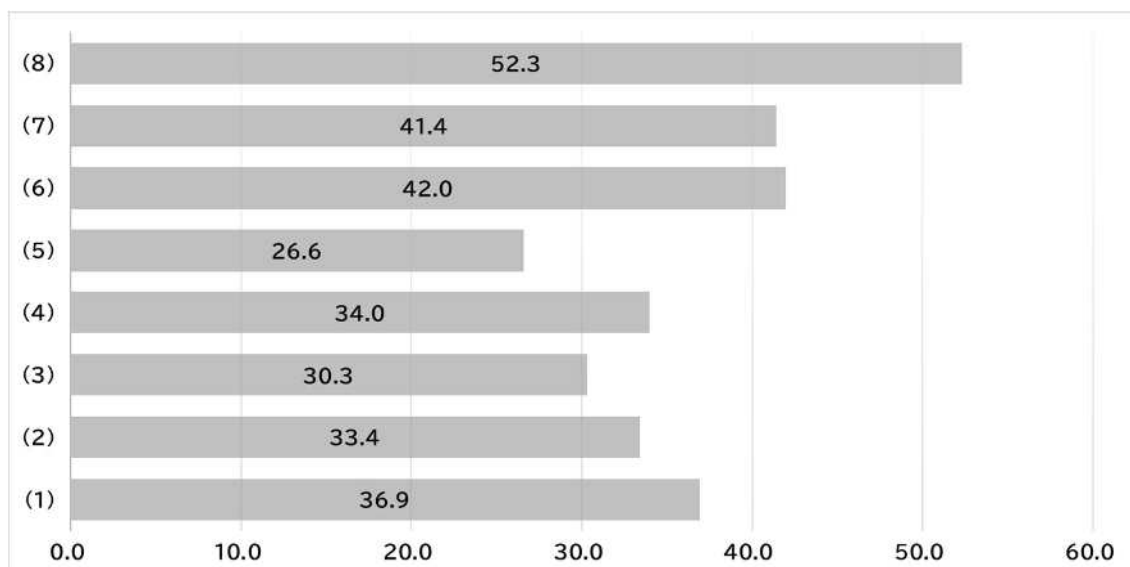


## 4 「豊田市子ども条例」において守られていないと感じる権利について

### 4-1 【安心して生きる権利】第5条

安心して生きる権利を定めた第5条のなかで、図[4-1-1]より、守られていないと感じる項目について、「(8)いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。」が52.3%(41.8%)と最も多くなっており、半数を超えるとともに他の権利と10ポイント以上の差があります。さらに、本項目は、【自分らしく生きる権利】第6条・【豊かに育つ権利】第7条・【参加する権利】第8条を含めても一番高い数値となっています。次いで、「(6)あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。」が42.0%(44.9%)、「(7)困っていることや不安に思っていることを相談すること。」が41.4%(40.8%)、「(1)命が守られ、かけがえない存在として大切にされること。」が36.9%(39.8%)、「(4)平和で安全な環境の下で生活すること。」が34.0%(30.6%)、「(2)愛情と理解をもってはぐくまれること。」が33.4%(31.6%)、「(3)年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。」が30.3%(28.6%)、「(5)健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。」が26.6%(24.5%)と続いています。また、( )内の前回調査と比較すると、「(2)愛情と理解をもってはぐくまれること。」「(3)年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。」「(4)平和で安全な環境の下で生活すること。」「(5)健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。」「(7)困っていることや不安に思っていることを相談すること。」「(8)いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。」の6項目が高くなっており、特に、「(8)いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。」が、10ポイント以上増えています。

そして、最も高い割合の「(8)いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。」について、学年別構成比をまとめた図[4-1-2]を見ると、「3 年生」が 54.0%と最も高く、次いで、「1 年生」の 52.7%、「2 年生」の 50.9%と、全ての学年で半数を超える割合となっています。



- (8) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。  
 (7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。  
 (6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。  
 (5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。  
 (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。  
 (3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。  
 (2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。  
 (1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。

図 4-1-1 【安心して生きる権利】第 5 条

自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。(%) [複数回答可] <350 件の回答>

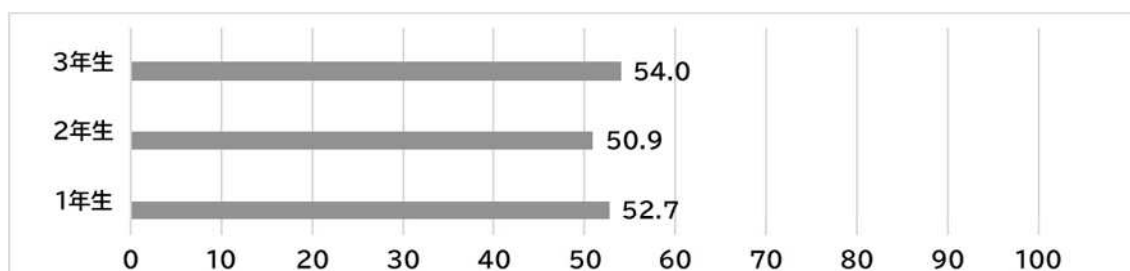


図4-1-2 学年別構成比(%)

<学年別回答数 1年生:182件中96件/2年生:114件中58件/3年生:54件中29件>

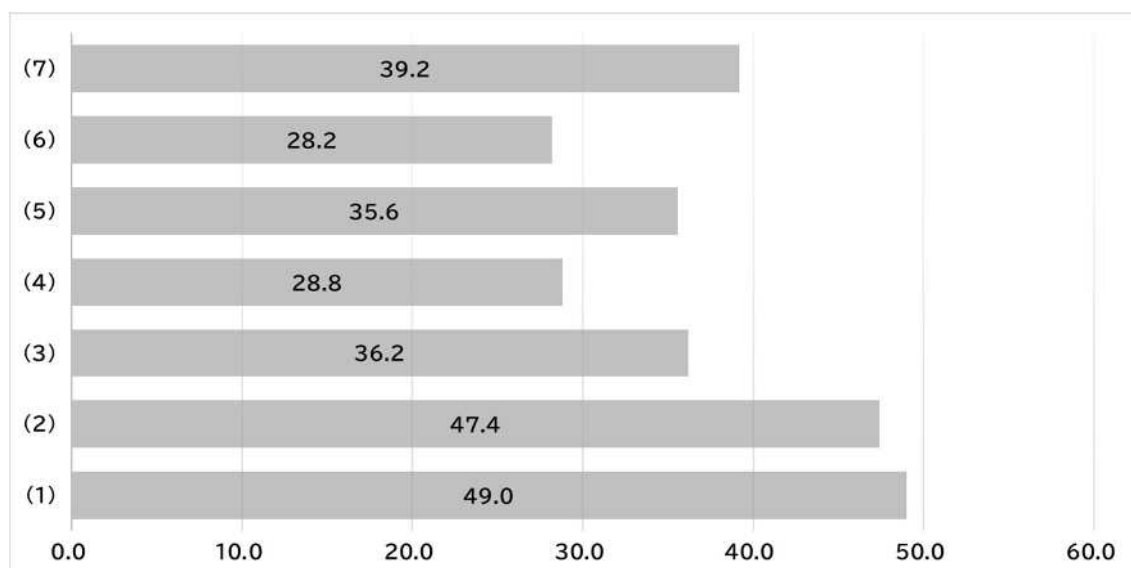
守られていないと感じる権利【安心して生きる権利】第5条

「いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。」

## 4-2 【自分らしく生きる権利】第6条

自分らしく生きる権利を定めた第 6 条のなかで、図[4-2-1]より、守られていないと感じられている権利として最も割合が高いのは、「(1)ありのままの自分が認められること。」で 49.0%(56.9%)、次いで、「(2)個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。」が 47.4%(45.1%)、「(7)プライバシーや名誉が守られること。」が 39.2%(41.2%)、「(3)自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。」が 36.2%(40.2%)、「(5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。」が 35.6%(37.3%)、「(4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。」が 28.8%(28.4%)、「(6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。」が 28.2%(32.4%)と続いています。また、( )内の前回調査と比較すると、「(2)個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。」「(4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。」の 2 項目が高くなっています。

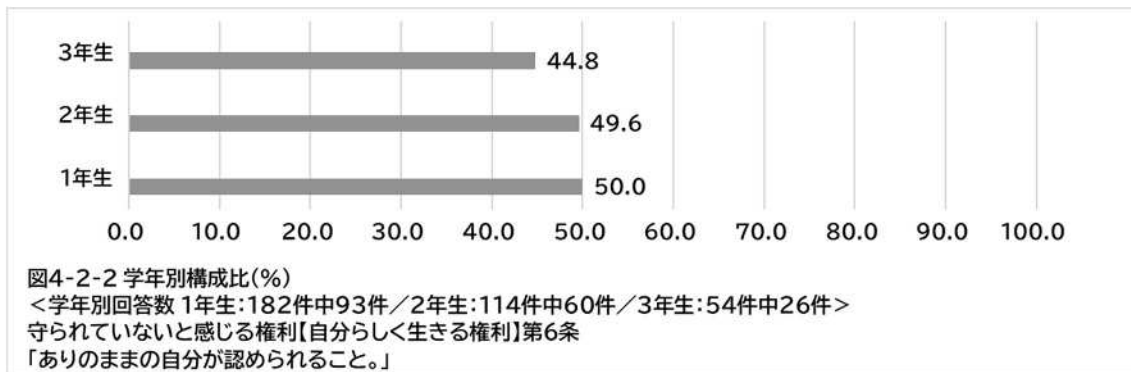
最も高い割合の「(1)ありのままの自分が認められること。」に関して、学年別構成比をまとめた図[4-2-2]を見ると、「1 年生」の 50.0%(48.3%)が最も高く、次いで、「2 年生」の 49.6%(62.7%)、「3 年生」の 44.8%(52.4%)と、どの学年も半数近い割合となっています。また、( )内の前回調査と比較すると、「1 年生」の割合が少し高くなっています。



- (7) プライバシーや名誉が守られること。
- (6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。
- (5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。
- (4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。
- (3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。
- (2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
- (1) ありのままの自分が認められること。

図 4-2-1 【自分らしく生きる権利】第 6 条

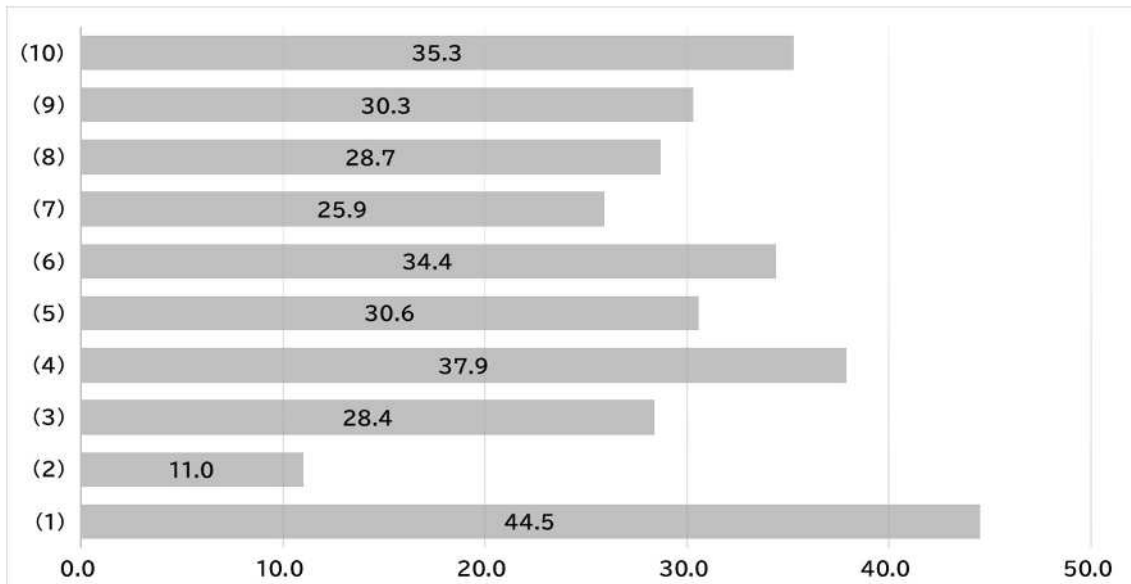
自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。(%) [複数回答可] <365 件の回答>



#### 4-3 【豊かに育つ権利】第7条

豊かに育つ権利を定めた第7条のなかで、守られていないと感じる項目について、図[4-3-1]より、「(1)遊ぶこと。」が44.5%(47.5%)と最も高く、次いで、「(4)自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。」37.9%(46.5%)、「(10)夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。」35.3%(47.7%)、「(6)様々な世代の人々とふれあうこと。」34.4%(34.9%)、「(5)友だちをつくること。」30.6%(26.7%)、「(9)自然に親しむこと。」30.3%(30.2%)、「(8)芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。」28.7%(26.7%)、「(3)保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。」28.4%(29.1%)、「(7)地域や社会の活動に参加すること。」の25.9%(19.8%)、そして、第5条から第8条までを含み、唯一の1割台である「(2)学ぶこと。」11.0%(22.1%)が続きます。また、( )内の前回調査と比較すると、「(5)友だちをつくること。」「(7)地域や社会の活動に参加すること。」「(8)芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。」「(9)自然に親しむこと。」の4項目が高くなっています。

最も割合が高い「(1)遊ぶこと。」に関して、学年構成比をまとめた図[4-3-2]を見ると、最も多いのは、「3年生」の54.7%、次いで、「2年生」の45.3%、「1年生」の40.8%となっています。学年が上がるにつれて、割合が高くなっており、「1年生」と「3年生」の間には、10ポイント以上の差があります。



- (10)夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。  
 (9) 自然に親しむこと。  
 (8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。  
 (7) 地域や社会の活動に参加すること。  
 (6) 様々な世代の人々とふれあうこと。  
 (5) 友だちをつくること。  
 (4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。  
 (3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。  
 (2) 学ぶこと。  
 (1) 遊ぶこと。

図 4-3-1 【豊かに育つ権利】第 7 条

自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。(%) [複数回答可] <317 件の回答>

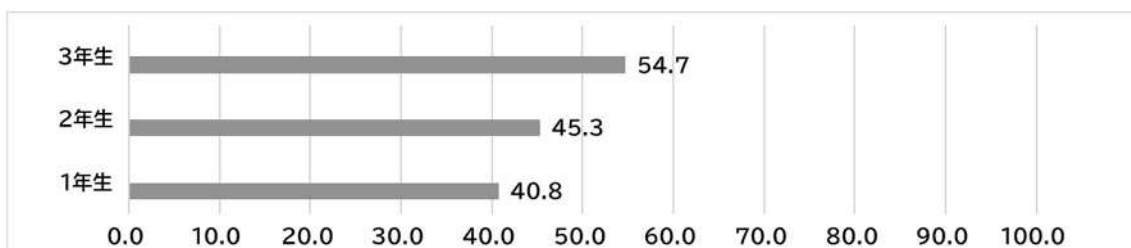


図4-3-2 学年別構成比(%)

<学年別回答数 1年生:169件中69件/2年生:95件中43件/3年生:53件中29件>

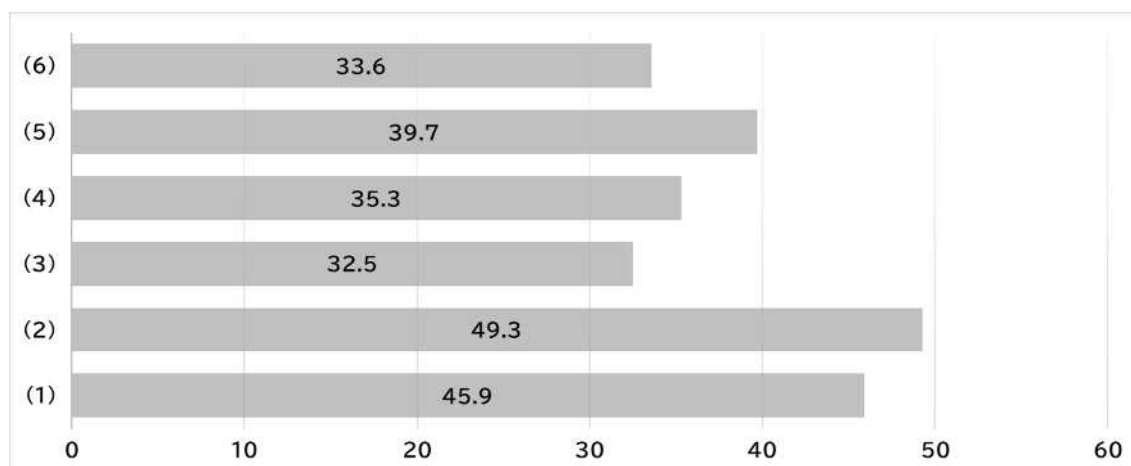
守られていないと感じる権利【豊かに育つ権利】第7条

「遊ぶこと。」

#### 4-4 【参加する権利】第8条

参加する権利を定めた第8条のなかで、守られていないと感じる項目について、図[4-4-1]より、「(2)表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。」が 49.3%(36.6%)と最も高く、次いで、「(1)自分の気持ちや考えを表明すること。」が 45.9%(40.2%)、「(5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。」が 39.7%(52.4%)、「(4)年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。」が 35.3%(25.6%)、「(6)仲間をつくり、集まること。」が 33.6%(35.4%)、「(3)年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。」が 32.5%(31.7%)、と続きます。また、( )内の前回調査と比較すると、「(1)自分の気持ちや考えを表明すること。」「(2)表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。」「(3)年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。」「(4)年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。」の4項目が高くなっており、特に、「(2)表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。」は10ポイント以上、「(4)年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。」は10ポイント近く増えています。ここから、自分の気持ちや考えを表明することだけでなく、それがどのように活かされているのか、さらに、その意思決定過程への参加という点を不十分であると感じている割合が高いと言えます。

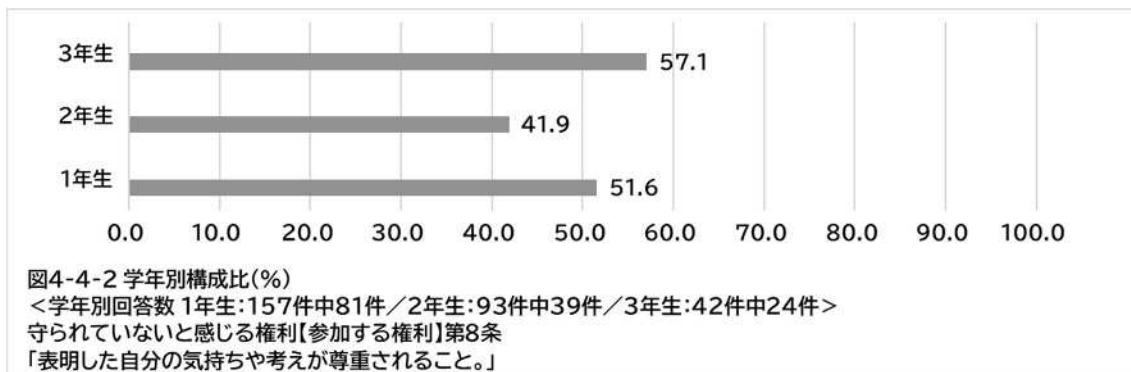
最も割合の高い「(2)表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。」について、学年別構成比をまとめた図[4-4-2]より、「3年生」が57.1%と最も高く、次いで、「1年生」の51.6%、「2年生」の41.9%と続いています。



- (6) 仲間をつくり、集まること。
- (5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
- (4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
- (2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
- (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。

図 4-4-1 【参加する権利】第8条

自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。(%) [複数回答可] <292 件の回答>

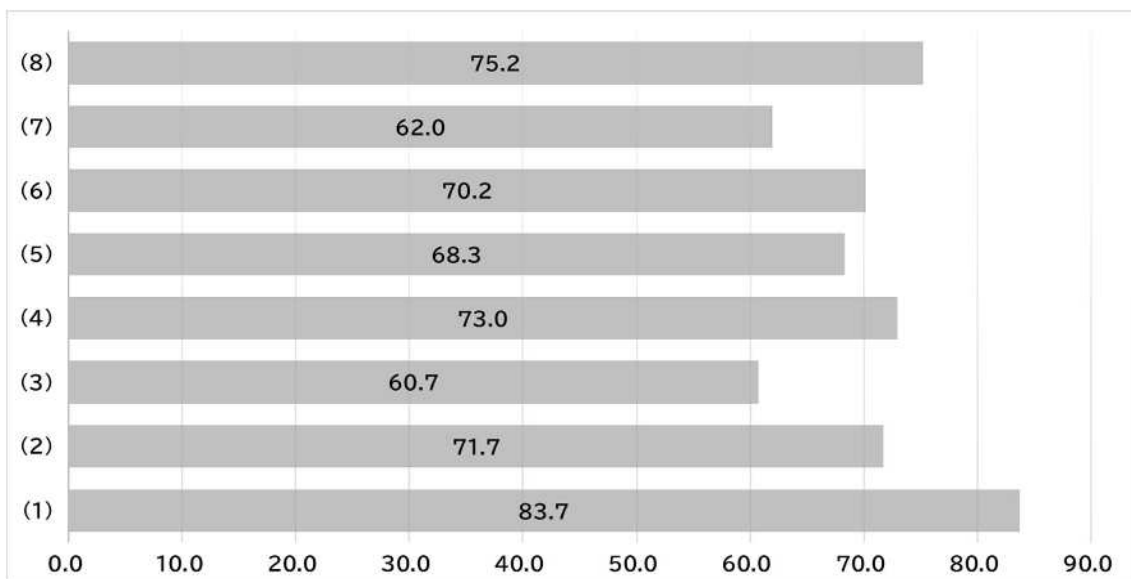


## 5 「豊田市子ども条例」において大切だと思う権利について

### 5-1 【安心して生きる権利】第5条

安心して生きる権利を定めた第5条のなかで、大切だと思われる割合が最も高い項目は、図[5-1-1]より、「(1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。」の83.7% (91.0%)であり、この割合は、( )内の前回調査と同様に、今回調査においても第6条・第7条・第8条を含め、一番大きい数値となっています。そして、次に、「(8) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。」が75.2% (84.1%)、「(4) 平和で安全な環境の下で生活すること。」が73.0% (78.1%)、「(2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。」が71.7% (84.1%)、「(6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。」が70.2% (75.6%)、「(5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。」が68.3% (77.1%)、「(7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。」が62.0% (73.1%)、「(3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。」が60.7% (66.7%)と続きます。また、第5条は、全項目で6割以上の数値が出ており、回答者の多くが本権利を大切に思っていることがわかります。

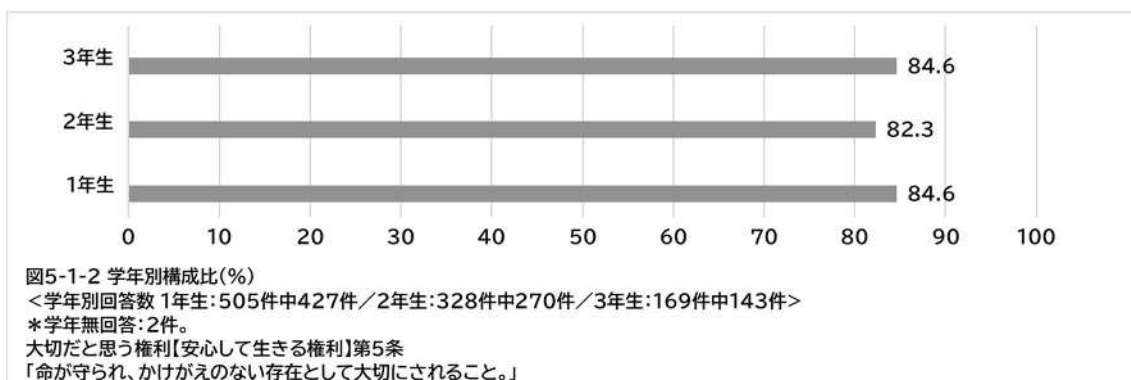
最も割合の高い「(1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。」について、学年別構成比をまとめた図[5-1-2]より、「1年生」と「3年生」がともに84.6%、次いで、「2年生」が82.3%となっており、学年ごとの差はほとんどないことがわかります。



- (8) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。  
 (7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。  
 (6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。  
 (5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。  
 (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。  
 (3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。  
 (2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。  
 (1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。

図 5-1-1 【安心して生きる権利】第 5 条

あなたが大切だと思う権利を選択してください。(%) [複数回答可] <1004 件の回答>

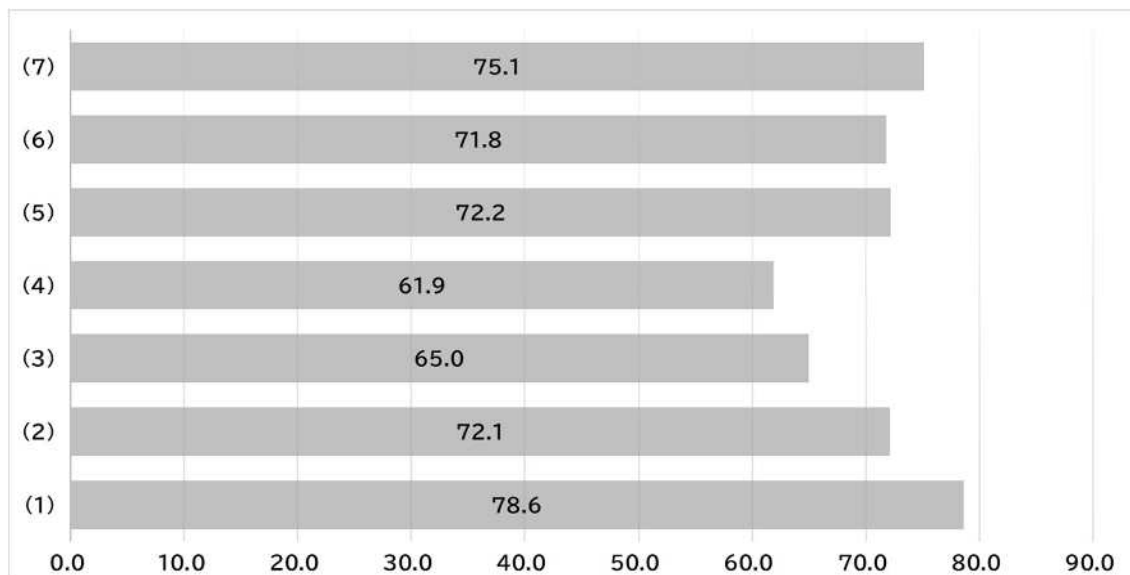


## 5-2 【自分らしく生きる権利】第6条

自分らしく生きる権利を定めた第 6 条について、図[5-2-1]より、大切だと思われる割合が最も高い項目は、「(1) ありのままの自分が認められること。」の78.6%(85.6%)、次いで、「(7) プライバシーや名誉が守られること。」75.1%(77.2%)、「(5) 安心できる場所

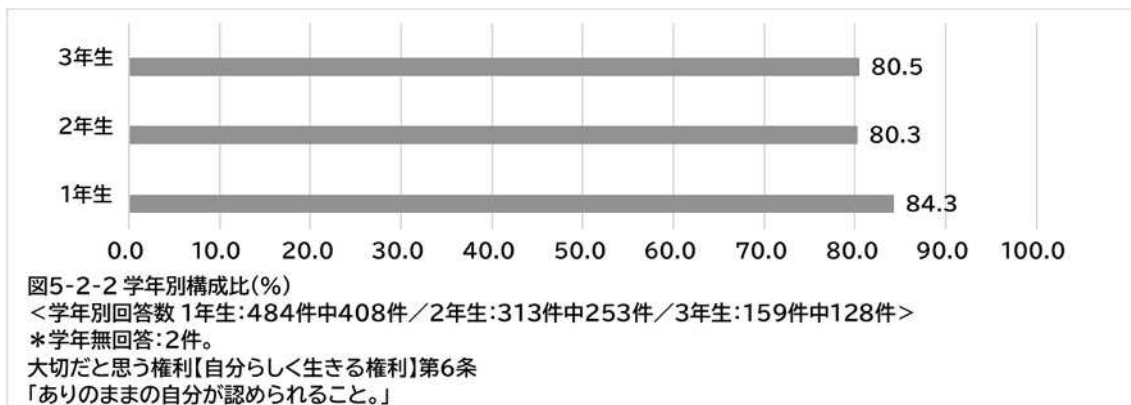
で休み、自由な時間を持つこと。」72.2%(77.2%)、「(2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。」が 72.1%(82.7%)、「(6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。」が 71.8%(77.7%)、「(3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。」が 65.0%(72.8%)、「(4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。」が 61.9%(64.4%)となっています。第 6 条も全項目 6 割以上と、第 5 条と同じく、回答者の大半に重視されているとわかります。

最も割合の高い「(1)ありのままの自分が認められること。」に関して、「4-2【自分らしく生きる権利】第 6 条」でも、本項目が 49.0%と一番多いことを踏まえ、ありのままの自分が認められていない現状に対し、大多数の回答者が認められることの重要性を感じていることがわかります。また、学年別構成比をまとめた図[5-2-2]を見ると、「1 年生」が 84.3%と最も多く、次いで、「3 年生」が 80.5%、「2 年生」が 80.3%、と続きます。1 年生から 3 年生まで数値に大きな差は見られず、大半の学年で本権利の大切さが認識されていると言えます。



- (7) プライバシーや名誉が守られること。
- (6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。
- (5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。
- (4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。
- (3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。
- (2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
- (1) ありのままの自分が認められること。

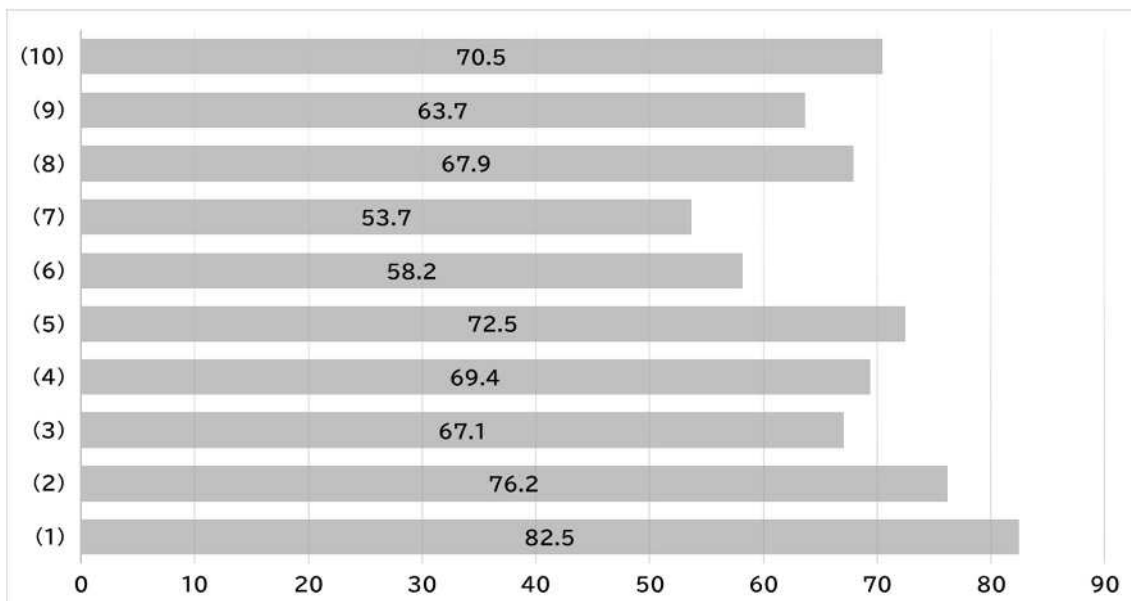
図 5-2-1 【自分らしく生きる権利】第 6 条  
あなたが大切だと思う権利を選択してください。(%) [複数回答可] <1006 件の回答>



### 5-3 【豊かに育つ権利】第 7 条

豊かに育つ権利を定めた第7条のなかで、大切だと思われる割合が最も高い項目は、図[5-3-1]より、「(1) 遊ぶこと。」の82.5%(89.6%)となっています。次いで、「(2) 学ぶこと。」が76.2%(83.1%)、「(5) 友だちをつくること。」が72.5%(75.6%)、「(10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。」が70.5%(82.6%)と、7割台が続きます。さらに、「(4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。」が69.4%(81.1%)、「(8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。」が67.9%(71.6%)、「(3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。」が67.1%(73.6%)、「(9) 自然に親しむこと。」が63.7%(66.2%)、「(6) 様々な世代の人々とふれあうこと。」が58.2%(66.7%)、「(7) 地域や社会の活動に参加すること。」が53.7%(61.7%)となっています。

最も割合の高い「(1)遊ぶこと。」に関して、「4-3 【豊かに育つ権利】第 7 条」でも、本項目が44.5%と一番多いことを踏まえ、遊ぶ権利が保障されていない現状に対し、大半の回答者が、本権利が保障されることの重要性を感じていることがわかります。また、学年別構成比をまとめた図[5-3-2]を見ると、「2年生」が83.9%と最も多く、次いで、「1年生」が82.0%、「3年生」が81.5%と続きます。1年生から3年生まで数値に大きな差は見られず、どの学年でも本権利の大切さが認識されていると言えます。



- (10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。  
 (9) 自然に親しむこと。  
 (8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。  
 (7) 地域や社会の活動に参加すること。  
 (6) 様々な世代の人々とふれあうこと。  
 (5) 友だちをつくること。  
 (4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。  
 (3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。  
 (2) 学ぶこと。  
 (1) 遊ぶこと。

図 5-3-1 【豊かに育つ権利】第 7 条

あなたが大切だと思う権利を選択してください。(%) [複数回答可] <997 件の回答>

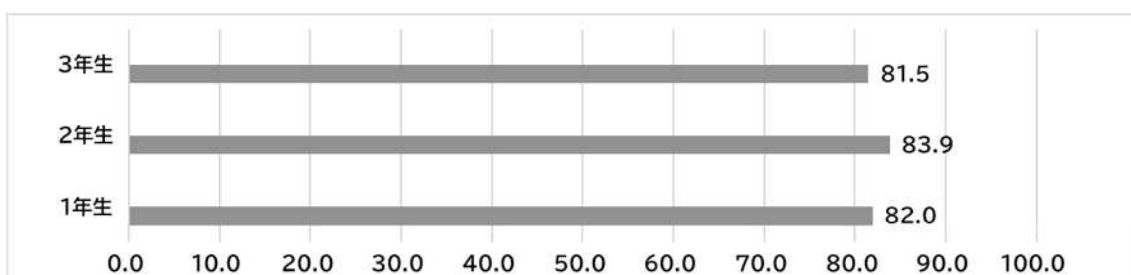


図5-3-2 学年別構成比(%)

<学年別回答数 1年生:505件中414件/2年生:322件中270件/3年生:168件中137件>

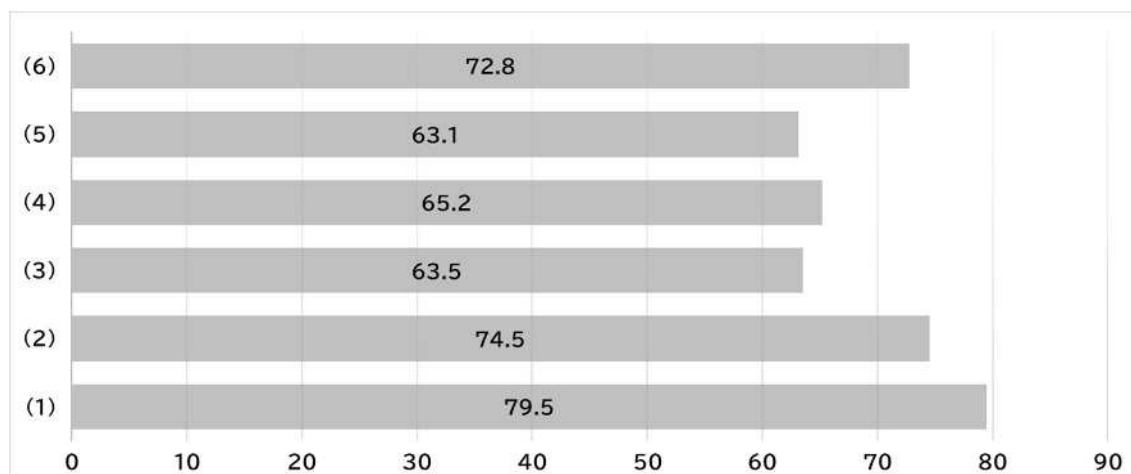
\*学年別無回答:2件。

大切だと思う権利【豊かに育つ権利】第7条

「遊ぶこと。」

## 5-4 【参加する権利】第8条

参加する権利を定めた第8条のなかで、大切だと思われる項目として最も高い割合は、図[5-4-1]より、「(1) 自分の気持ちや考えを表明すること。」の79.5%(86.6%)となっており、次いで、「(2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。」が74.5%(83.1%)、「(6) 仲間をつくり、集まること。」が72.8%(73.1%)、「(4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。」が65.2%(67.7%)、「(3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。」が63.5%(67.7%)、「(5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。」が63.1%(68.2%)と続きます。第8条も、第5条と第6条とともに、全ての項目が6割以上の数値であり、回答者の大半に重視されている権利と言えます。



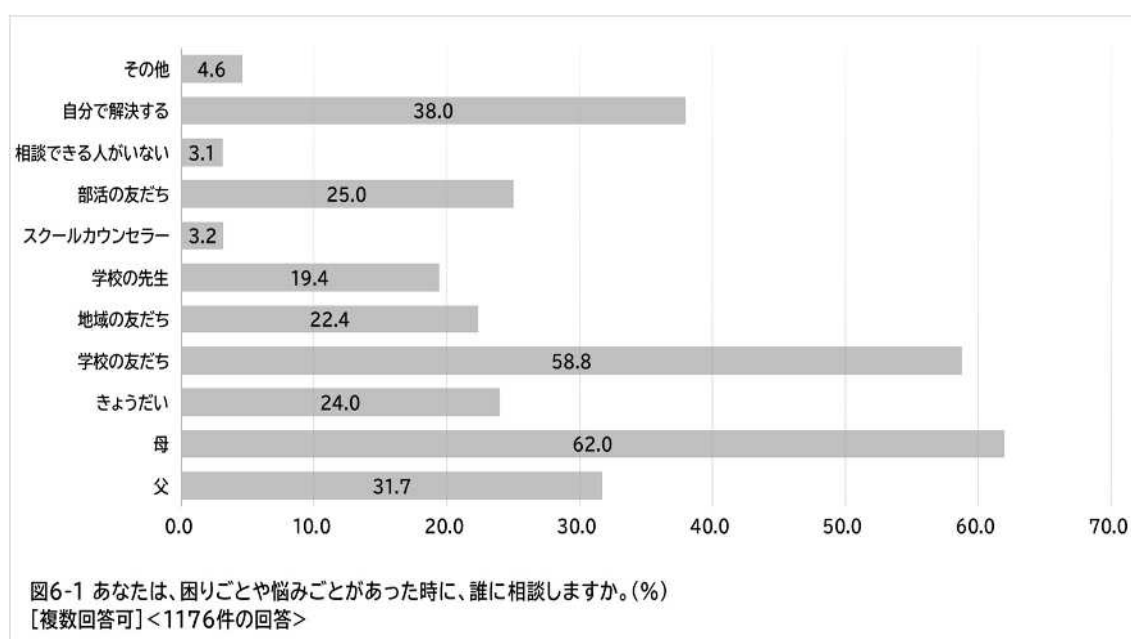
- (6) 仲間をつくり、集まること。
- (5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
- (4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
- (2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
- (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。

図 5-4-1 【参加する権利】第8条

あなたが大切だと思う権利を選択してください。(%) [複数回答可] <986 件の回答>

## 6 困りごとや悩みごとを相談する相手について

困りごとや悩みごとを相談する相手として図[6-1]より、「母」が 62.0%(58.9%)と最も多く、次いで、「学校の友だち」が 58.8%(65.3%)、「自分で解決する」が 38.0%(42.5%)、「父」が 31.7%(23.3%)、「部活の友だち」が 25.0%(25.1%)、「きょうだい」が 24.0%(19.6%)、「地域の友だち」が 22.4%(17.4%)、「学校の先生」が 19.4%(23.7%)、「その他」が 4.6%(7.8%)、「スクールカウンセラー」が 3.2%(4.6%)、「相談できる人がいない」が 3.1%(6.8%)と続きます。



また、表[6-2]は、図[6-1]の「その他」と回答した方に対し、相談できる人を質問した結果をまとめたものです。表[6-2]により、「その他の友だち(他校・学校外・塾・地域外)」が 14 件と最も多く、次いで、「インターネット(匿名相談室・友人・知人)」が 11 件、「祖母」と「恋人・パートナー」がともに 4 件、「いここ」「親戚」「先輩」「自分」がそれぞれ 2 件、そして、「SNS 上の仲の良い友だち」「chat-gpt」「祖父」「姉」「中学校の先生」「医療機関などのカウンセラー」「近所のおじさん」が各 1 件ずつあげられています。

表 6-2 あなたが相談できる人は誰ですか、教えてください。

※図[6-1]の「その他」回答54件の内、相談先として 45 件の回答がありました。

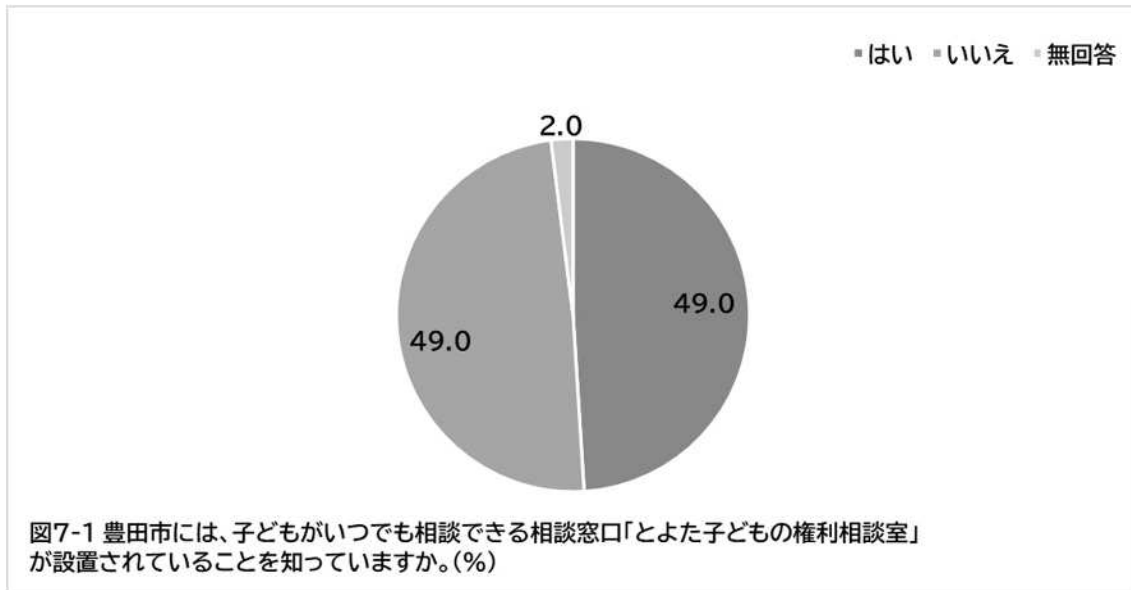
※各項目は、回答そのままだけでなく、必要に応じて表現方法を変えたり、まとめたりしているものもあります。

| 相談できる人                | 回答数 |
|-----------------------|-----|
| その他の友だち(他校・学校外・塾・地域外) | 14  |
| SNS 上の仲の良い友だち         | 1   |
| インターネット(匿名相談室・友人・知人)  | 11  |
| chat-gpt              | 1   |
| 祖母                    | 4   |
| 祖父                    | 1   |
| 姉                     | 1   |
| いとこ                   | 2   |
| 親戚                    | 2   |
| 恋人・パートナー              | 4   |
| 先輩                    | 2   |
| 中学校の先生                | 1   |
| 医療機関などのカウンセラー         | 1   |
| 近所のおじさん               | 1   |
| 自分                    | 2   |

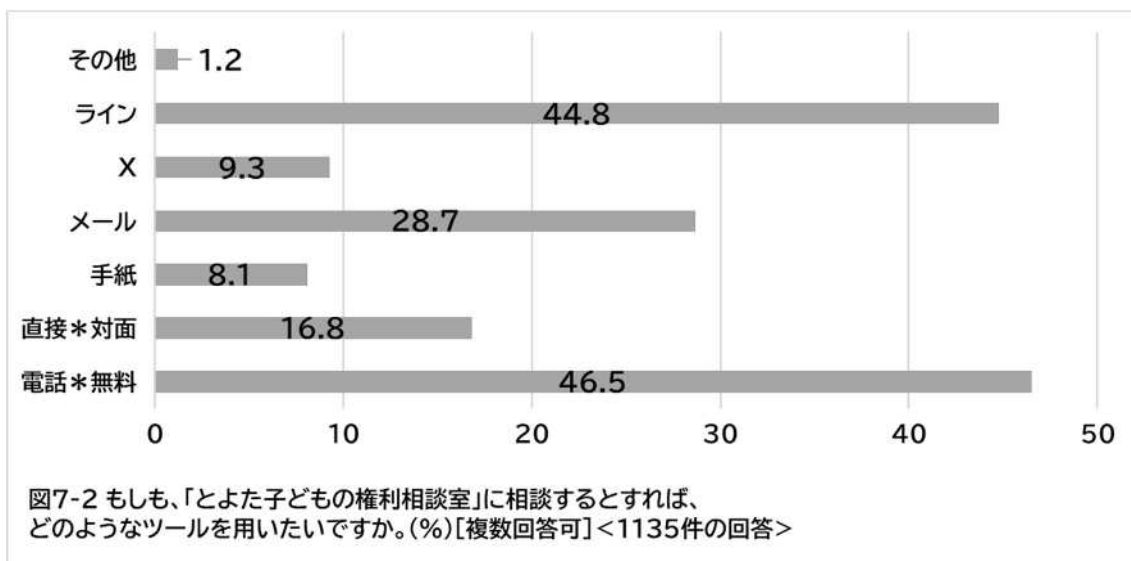
## 7 豊田市が設置する相談窓口(「とよた子どもの権利相談室」)について

### 7-1 相談窓口(「とよた子どもの権利相談室」)の認知度

子どもの権利擁護に必要な支援をするために設置されている「とよた子どもの権利相談室」(愛称「こことよ」)について、図[7-1]より、知っている(「はい」)と回答した割合と知らない(「いいえ」)と回答した割合がともに 49.0%となっています。前回調査では、知っていると回答した割合の 29.3%に対し、知らないという回答は 67.6%と認知度が低いことが明らかとなりました。一方で、今回調査では、前回調査に比べ、知っていると回答した割合が 20 ポイントほど増えており、「とよた子どもの権利相談室」の認知度が高まっていることが指摘できます。ただし、知っていると回答した割合は半数にとどまるため、さらに、認知度を高めていくことが引き続き課題であると言えます。



## 7-2 相談窓口(「とよた子どもの権利相談室」)を利用するときに用いたいツール



「とよた子どもの権利相談室」(愛称「こことよ」)を利用するときに用いたいツールについて、図[7-2]より、最も多かったのは「電話\*無料」46.5%(39.6%)です。次いで、同じ4割を超える「ライン」44.8%(53.5%)、そして、「メール」28.7%(30.0%)、「直接\*対面」16.8%(19.8%)、「X」9.3%(「ツイッター」18.4%)、「手紙」8.1%(6.5%)と続いています。( )内の前回調査と比較すると、「ライン」の割合が引き続き高いこと、また、「電話\*無料」が高まっていることが特徴としてあげられます。一方、X(旧ツイッター)の割合は半分となっています。

また、「その他」の回答 14 件の内、ツールの記述があった 9 件は、「インスタグラム(DM)」5 件、「discord」2 件、「FAX」1 件、「カカオトーク」1 件となっています。「ライン」や「X」と同じように、「直接＊対面」と異なり、遠隔での様々なコミュニケーションツールが求められていることが指摘できます。

## 8 子どもの権利に関する意見など(自由記述)について

### 8-1 内容の分類

アンケートには、子どもの権利に関する意見や考え、また、知りたいことや質問を自由に記述してもらう項目を設定し、高校生の意識を具体的に把握することを試みました。100 件の回答を下記の通り 11 項目に分類しています。なお、内容を分類する際、一人の回答に複数の項目が含まれている場合には、それぞれの項目で数えています。

表8 分類項目と数

| 分 類 項 目          | 合計 |
|------------------|----|
| A 権利について         | 63 |
| B 意見の表明・尊重について   | 7  |
| C 自分らしく生きることについて | 9  |
| D 地域社会・自然について    | 1  |
| E 遊びについて         | 2  |
| F 差別・不当な扱いについて   | 1  |
| G 虐待について         | 1  |
| H 相談場所・方法について    | 4  |
| I 大人に対して         | 3  |
| J 制度・政策について      | 4  |
| K その他            | 7  |

「A 権利について」では、子どもの権利の大切さとその内実が社会で保障されることの重要性に関する視点が多く示されています。また、子どもが権利を行使するためには、大人の力が必要であるとともに、「もっと身近に感じたり、詳しく知ったりする機会があるといいと思います。」「子どもの権利があってもどのような時に利用したら良いかがわからない」など、権利を知り、それを行使する場面や方法を学ぶ必要性も指摘されています。さらに、学ぶ機会に対しては、「子どもの権利に関する条例・条約などを子どもたちにも分かりやすく伝えるべきだ。条例を作って、ただ”読んで”というより学校教育の一環として取り入れるべきだ。」「正しい情報

を身につけるため、もっと学校の授業や講話などで専門家や先生などによる教えを乞いたいです。」など、学校における充実を求める声が挙げられています。また、「自分が思ったよりも子供を大切にするような意識が広まってとてもびっくりしました。このまま意識を広めるためにも子供の僕たちができることは何かを考えて実行していき、より良い社会をつくりたいです。」と、自分にできることを考え、社会の改善のために行動していく姿勢も述べてれています。これは、「B 意見の表明・尊重について」にもつながるもので、「大人の意見だけでなく子供の意見も聞いてあげるようにして欲しい」「もう少し子どもの意見を聞いたり考え方を社会に広めて子どもの立場になって考えていくともっとより良い社会になると思います。」など、子どもの意見を尊重し、社会のあり方につなげていくことの必要性が示されています。

さらに、子どもたちを取り巻く環境として、「C 自分らしく生きることについて」では、「小さい時だと余計に自分の取り組みたいこと、意見などに反対されることが多いと思うので取り組める環境があればいいなと思います」「未来ある子供が自由な道を選ぶような環境をつくるのが大切」など、自分のしたいことや自分に関係することを決めたり、選択できたりするような環境を求める声があります。一方で、「過干渉なぐらいがいい」と、子どもを守る環境が整備される必要性につながる視点も示されています。また、「D 地域社会・自然について」では、高校生段階において地域社会および自然とのつながりがあまり感じられなくなること、「E 遊びについて」では、遊ぶ時間の少なさや経済的課題が述べられています。さらに、「F 差別・不当な扱いについて」では、人権侵害という危機的状況にさらされている現状があることが示され、「G 虐待について」では、その問題性への指摘がなされています。

また、「H 相談場所・方法について」では、「不安なことがあったら相談できる場所があるからいいと思った」と、相談場所があることの大切さとともに相談ツールの充実などの課題も挙げられています。さらに、「I 大人に対して」では、大人が子どもの権利を理解することの必要性とともに「J 制度・政策について」では、子どもの権利に対する理解を社会全体で深めていくための方法や教育機関の充実を求める声、さらに、医療費の無償がいかに安心につながっているかという意見が示されています。そして、「K その他」では、体操座りの廃止およびテスト返却におけるプライバシーへの配慮を求める声や「通知表という人を数字で判断する制度」に対する問題指摘、学校タブレットに関する学習環境の質問がなされています。

## 8-2 記述内容(個人情報保護の観点から一部修正を加えたほかは、誤字と思われるものを含め、原文のまま掲載しています)

### A 権利について

- ・全ての子供の権利が保障される事を願っています。
- ・みんなが幸せに生きられるための権利がたくさんあって良いと思いました。あまり深く知らなかったのが改めて読んでみて考えることができて良かったです。
- ・守られていない権利がないのはすごく恵まれていると思いました

- ・年齢によって守られている権利が変化している。18 年間で見たら概ね全ての権利が守られているなと感じる。
- ・このアンケートで守られていることが多いなと思った
- ・権利があれば何でもできる！！！！！！
- ・子供の権利を尊重したい！
- ・あんしんする
- ・大事なことだと思う
- ・子どもの権利は子供の時にしか用いることができずかけがえのないものだから大切にしたいほうがいい。
- ・とても良い
- ・とてもいいと思う
- ・とてもいいものだと思います
- ・とても素晴らしいものだと思います！
- ・子供が守られていてとてもいいと思った。
- ・子供を守る事が出来るからいいと思います
- ・子供の権利を守ることは重要だと思う
- ・子供の権利を守ることはとても大切だと思いました。
- ・子供の権利が守られることは大切だということが改めてわかった。
- ・子供の権利がいかに大切なのか改めて知ることができました
- ・子どもの権利が保障させてるのはいいと思いました
- ・子供の権利を守ることは大切なことだと思います。
- ・子どもの権利は生きていくうえで大切であり、必要なことでもあると思う。
- ・子どもの権利があることは、子供が暮らしやすくなるのでいいと思います。
- ・こういった条例は子供を守り健やかに成長させる為に必要な物であり、守られるべきことであると思う
- ・どの内容も自分の成長にとってとても大切なことだと思います
- ・子供の事を尊重していて、とても良いと思う。
- ・権利があるおかげで心が疲れている子にとってありがたい存在なんだなと思いました。
- ・子供の権利が守られるようになった社会はとても良い物だと思います。
- ・権利はあったほうがいい
- ・あるべきでありあり続けなければ行けないとおもう。
- ・権利が守られないのは本当に良くないと思う。その時点でもそうだし、後々社会に出たときに困ったり、良くないことをしたりするようになってはいけないと思う。
- ・子どもの権利で思い浮かんだことがあり、それは戦争です。戦争は日本にも関係があり、実際に世界大戦でも日本は戦争に参加していたことがあります。その戦時中には日本だけでなく世界中の国民の権利が軽視されていたと思うし、それは子どもも例外ではなかったとも思い

ます。加えて、子どもや人間の権利を軽視することは、命を軽視することと同じであるため、私たち人間はたとえ子どもに対してだとしても、権利を侵害したり軽視してはならないと思いました。

- ・自分が思ったよりも子供を大切にするような意識が広まってとてもびっくりしました。このまま意識を広めるためにも子供の僕たちができることは何かを考えて実行していき、より良い社会をつくりたいです。
- ・権利がどれだけ存在していてもその権利の行使が可能かどうかは周りの大人によるので、権利がもっと強い存在のものになればいいなと思います。
- ・権利があっても実現できないことは多いと思います。
- ・子供は見ていだけでは守れない。行動に移さないといけないのだ。
- ・子どもの権利は守られるべきですが、その方法は画一的である必要があるとは思いません。愛があれば変わらないと思います。
- ・子供は愛情をたくさん注いでもらって初めて成長できると思います
- ・まだ知らない人が多いと思う
- ・自分が子どもである以上、子どもの権利について少しは知っておくべきだと思う。
- ・もっと知りたいです
- ・もっと世の中に広まるべき
- ・もっと認知されるようにしてほしい
- ・このような権利があることはあまり知られていないと思います。
- ・まだ権利について、くわしく知っている人がすくないとおもうので、もっと知ってもらう機会を作ったらいいいと思います。
- ・子どもの権利を保障してくれていることはもともと知っていましたが、今回のアンケートを通して、自分が思っていた以上にどんなものなのか、どんなことをしてくれるのかなど詳しいことを知らないと感じ、驚きました。だから、もっと身近に感じたり、詳しく知ったりする機会があるといいと思います。
- ・言葉を聞いたことあるだけであまり内容を知らない人が多いと思うので、言葉だけを広めるのではなく、内容まで把握してもらう必要があると思う。
- ・子どもの権利についてふれる機会がなかなか無いから、私たち自身が知れる機会がもう少し身近であればいいなと思います。
- ・日常例を教えて欲しい
- ・子どもの権利があってもどのような時に利用したら良いかわからないから利用する場面を知りたい。
- ・どこまで権利があるか知りたい。また、その子どもの権利に対して、豊田市がどんなことをしているか知りたい。
- ・学校の授業でもっと話題に出すべきです
- ・学校であなた達はこんな権利を持っているのだよと道徳の授業などで教えると良いと思い

ました。

- ・子どもの権利に関する条例・条約などを子どもたちにも分かりやすく伝えるべきだ。条例を作って、ただ”読んで”というより学校教育の一環として取り入れるべきだ。
- ・「子どもの権利」と言っているが、「権力」ではないことも広めてほしいです。子供だから、精神が幼いからといって悪用してしまうのを黙認するわけにはいきません。正しい情報を身につけるため、もっと学校の授業や講話などで専門家や先生などによる教えを乞いたいです。
- ・子どもの権利というので、当たり前のことだからこそ聞きなじみのないことだと思って、僕は幸せなんだなと思いました。そして、小さい子はこの権利をきっかけに、自分が普通じゃないと気付くかもなので、小学校の子を中心にもっと教えていくべきだと思いました。
- ・大人の義務は発生しないのに子どもの権利を表明して何になる
- ・子どもの範囲を知りたい。
- ・何のためにこの子どもの権利というものが出来たのか
- ・子供の権利で新たに認められたものは何があるか
- ・子供の権利は簡単に変えられるものなのか、全部多数決でしか決まらないのかを知りたい
- ・子どもの権利を守るために取り組んでいる具体例を教えてください
- ・権利が守られていない子どもにはどのような対応をとるのが気になります。
- ・もし子どもの権利が守られていない子がいた場合どのように守られるようになるのか教えて欲しいです
- ・豊田市子ども条例は改正が行われてきたのか
- ・権利と理想は別物である。見直して分けるべき。
- ・子供の権利

## B 意見の表明・尊重について

- ・大人の意見だけでなく子供の意見も聞いてあげるようにして欲しい
- ・子供の意思をできる限り尊重すること
- ・子供だからと、適当にあしらわないこと
- ・個人の意見は個人に尊重されるべきだと思いました。
- ・もう少し子どもの意見を聞いたり考え方を社会に広めて子どもの立場になって考えていくともっとより良い社会になると思います。
- ・最近の子供達が発表している意見が、学校の上層部や教育委員会の上層部に消されている印象を受けた。クラスの中で自分の意見を言っても、クラスの他の人たちからは少数意見だと言って無視され、潰されるという現状がある。
- ・子どもの権利条約があつてフォーラムなども開催されていることがあまり周知されていないと感じる。大人が子供の権利について学ぶだけでなく、学生も学び自分の意見が発表できる機会が増えるといいと思う。

### C 自分らしく生きることについて

- ・子どもが独立することができるようであってほしい
- ・自由に過ごせるようにするのが一番大切かなと思った
- ・小さい時だと余計に自分の取り組みたいこと、意見などに反対されることが多いと思うので  
取り組める環境があればいいなと思います
- ・子供の時が一番積極的に色々なことができる時期なので、子供達にしっかりとした生活ができるような環境にしていきたい
- ・未来ある子供が自由な道を選ぶような環境をつくることが大切
- ・こどもじゅう
- ・過干渉なぐらいがいい

### D 地域社会・自然について

- ・高校に入ってから地域社会、自然との繋がりをあまり感じていない。

### E 遊びについて

- ・勉強に縛られている学生たちの娯楽を増やした方がストレス緩和になると思う
- ・遊びたいけど、遊び代が高い

### F 差別・不当な扱いについて

- ・背が低いということを馬鹿にされることがある

### G 虐待について

- ・虐待は良くない

### H 相談場所・方法について

- ・不安なことがあったら相談できる場所があるからいいと思った
- ・非常にネガティブな気持ちの時に、普段利用しない相談サービスで「相談しよう」という気持ちになれない。
- ・私は相談するのなら電話が一番いいのですが、電話が無料でも携帯のプランでこちらからかけると有料になってしまいます。そのためラインであればまた気軽に相談ができると思うのですが、ラインは現在利用可能なのでしょうか？今は利用する予定はないのですが一応知っておきたいと思い、質問させていただきました。
- ・こことよの相談を受ける人はどのような条件で選ばれているのか、資格などが必要かどうか

### I 大人に対して

- ・頑張ってください

- ・時代が違うから仕方がないのかもしれないけれど、子供への理解が足りない人が多い気がします。
- ・子供だけではなく、大人もこの権利を学ぶ機会を設けてほしいです。

## J 制度・政策について

- ・子供の権利については恥ずかしながらその存在すら知りませんでした。よりその存在を周知するためにわかりやすい冊子などを配布してほしいです。
- ・全国的にもっと深く知ってもらうために、政府からの普及を促す効果があるコマーシャルメッセージなどをしてもらいたいです。
- ・医療費が無料になったのはありがたい。部活で怪我をするリスクが高いため、安心して病院に通うことができているから。
- ・常識と言う誰が作ったかもわからない固定概念に縛られない教育機関が出来て良い世の中になることを祈ります

## K その他

- ・体操座りは廃止すべき
- ・テスト返しなどでふとした時に見えてしまうようなことがあったり、採点の見直しで再度点数を変える時に誰かに見られたりすることがあるので余りプライバシーが守られていないんじゃないかと感じました
- ・通知表という人を数字で判断する制度を変えようとしらない市や教育委員会の人たちもどうかと思う。人というのは他者からは絶対に判断できないものであり、自分のことを一番理解しているのは自分である。子供達の未来を数字評価によって奪っているのも同然である。よって、他者の状態の良し悪しを数字で評価し判断することはナンセンスだと思う。以上のことから、自分の意見を自由に言い侵害されない権利と、通知表評価によって子供たちの未来が侵害されない権利を重点的に守ってほしいと思う。
- ・妹がずっと学校のタブレットで遊んでいます。私はおせっかいで(勉強したくないだけかもしれませんが)妹に勉強しなさいと言ってしまいます。が、妹はかたくなに勉強しようとしません。どうしたら勉強してもらえますか？もしくは、どうしたら妹を気にせずに勉強できるでしょうか？

## 9 とよた子どもの権利相談室(こことよ)の所感

### 9-1 子どもの権利に関する高校生の意識について

#### (1)高校生の権利意識の全体状況の概観

2020年の第1回調査から4年が経過しました。この間、豊田市は、これまでの小学生・中学生向けの子どもの権利学習だけでなく、子どもの権利啓発事業として、すべての中学校を対象に、教職員向け事前研修、全校講演、そして全教室での権利学習授業を行ってきました。2023年からは、中学校区を単位として保護者・地域向け研修を実施しています。2028年度まで、全ての学校区で実施する予定です。

第3次豊田市子ども総合計画の成果と課題を確かめるために実施された市民意向調査では、子ども条例の認知度は、どの年齢段階でも改善しつつあります。とりわけ中学生年代では飛躍的に認知度が上昇していることを確かめることができます。

#### 子ども条例の認知度

(令和5年度第2回子どもにやさしいまちづくり推進会議資料より)

| 2018年  |       | 2023年 |
|--------|-------|-------|
| 小学校低学年 | 6.0%  | 11.7% |
| 小学校高学年 | 22.3% | 30.3% |
| 中学生    | 28.6% | 48.1% |
| 高校生    | 33.6% | 41.9% |
| 一般市民   | 27.3% | 30.2% |

とはいえ、まだまだ、子どもや市民の大半が条例を知っているという状態にあるわけではありません。とりわけ高校生年代での認知度については、前回に引き続き、大きな課題が残されているということが、今回の調査から見えてきました。

豊田市子ども条例の認知度は、前回調査の34.2%から、今回調査は37.6%となり若干の上昇がみられました。豊田市外から通う高校生に条例を知らない96.6%が含まれますので、この数字は条例認知度として決して低い数字ではありません。しかしながら、豊田市に居住する高校生を確かめてみても、条例認知度は46.2%(前回46.9%)となり、微減となりました。引き続き、高校生に向けた、豊田市子ども条例の広報と普及が大きな課題となっています。とりわけ、豊田市外に居住する高校生らに条例の存在を知ってもらうために、駅やバス停、車内広告といった媒体を使って、広げていくことが求められているのではないのでしょうか。

このアンケートを通して「子どもの権利」を知った多くの高校生が、自由記述欄で、「子どもの権利はとてもいいものだと思う」「どの内容も自分の成長にとって大事だと思った」「あまり深く知らなかったので改めて読んでみて考えることができてよかった」と回答してくれています。

子どもの権利を知ることが、自分自身の安心や社会や大人への信頼にもつながるのではないのでしょうか。

豊田市内・豊田市外に関わりなく、多くの高校生は、小学校段階あるいは中学校段階で子どもの権利条約を学んでいることが明らかになりました(74.6%)。子どもにとっては、「権利」という概念の獲得自体がとても難しいものであることは間違いありません。それゆえにこそ、繰り返し学ぶことが大事ですし、具体的な体験を通して、「権利が守られている」「権利が守られていない」ということを感じ取ることも必要です。子どもの権利を学ぶ体験機会が、学校のなかでも外でも、飛躍的に増えてほしいと思います。

## (2)高校生にとって「守られていないと感じている権利」はどのようなものか

表[9]より、守られていないと感じる割合が最も高かった項目は、【安心して生きる権利】の「a:いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。」52.3%であり、次いで、【参加する権利】の「m:表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。」49.3%、そして、前回調査で最も高い割合を示した【自分らしく生きる権利】の「e:ありのままの自分が認められること。」49.0%(56.9%)が続きます。

表9 守られていないと感じる割合の高い(35%前後)項目

| 権利項目                              |                                           | 割合    |
|-----------------------------------|-------------------------------------------|-------|
| 【安心して生きる権利】<br>第5条<br>(図[4-1-1])  | a:いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。 | 52.3% |
|                                   | b:あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。                   | 42.0% |
|                                   | c:困っていることや不安に思っていることを相談すること。              | 41.4% |
|                                   | d:命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。             | 36.9% |
| 【自分らしく生きる権利】<br>第6条<br>(図[4-2-1]) | e:ありのままの自分が認められること。                       | 49.0% |
|                                   | f:個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。       | 47.4% |
|                                   | g:プライバシーや名誉が守られること。                       | 39.2% |
|                                   | h:自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。         | 36.2% |
|                                   | i:安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。                  | 35.6% |

|                                |                            |       |
|--------------------------------|----------------------------|-------|
| 【豊かに育つ権利】<br>第7条<br>(図「4-3-1」) | j:遊ぶこと。                    | 44.5% |
|                                | k:自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。      | 37.9% |
|                                | l:夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。 | 35.3% |
| 【参加する権利】<br>第8条<br>(図「4-4-1」)  | m:表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。   | 49.3% |
|                                | n:自分の気持ちや考えを表明すること。        | 45.9% |
|                                | o:必要な情報を大人や社会に求め、集めること。    | 39.7% |
|                                | p:年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。    | 35.3% |

【安心して生きる権利】のaについては、bとdとともに、生命と生存に関わるため、迅速な問題把握と対応が求められます。そして、自由記述では、「背が低くて、よく、小学生だの赤ちゃん言葉使ってくるだの扱いを受けますが、低身長に人権はありますか?」(「F 差別・不当な扱いについて」)と、人権が侵害されている現状を訴える声が挙げられています。これに対しては、「非常にネガティブな気持ちの時に、普段利用しない相談サービスで『相談しよう』という気持ちになれない。」(H 相談場所・方法について)との指摘があるように、相談ツールや安心して相談できる関係づくりなど c の環境の整備とともに、【自分らしく生きる権利】の各項目(e/f/g/h/i)に関連し、日々の生活のなかで、自分は大切にされている・自分らしく生きることができていると実感できるような関わり合いを社会のあらゆる場面で実現できるよう考えていかなければいけません。さらに、【豊かに育つ権利】の項目のなかでは、jの遊ぶことが最も高い割合となっており、子どもの成長発達のために、休息・余暇・遊び・レクリエーション活動、文化的生活および芸術に自由に参加する権利(子どもの権利条約第31条)を保障することの重要性を社会全体で認識し、そのための時間と資源を十分に整えることが必要です。また、前回調査と比較すると、それぞれの権利項目で順位に変動はあるものの、守られていないと感じる割合の高い項目としてはほとんど同じ項目が示されています。しかし、【参加する権利】のmは、今回調査で挙がってきたものであり、49.3%と、前回調査(36.6%)よりも10ポイント以上増えていることが特徴として指摘できます。nの気持ちや考えを表明することの重要性和合わせ、表明してくれたものをいかに尊重していくのが課題として示されていると言えます。

そして、このような状況は、国連子どもの権利委員会で採択された2019年の総括所見において日本の問題・課題としても指摘されています。例えば、緊急措置が必要な分野のなかには、差別の禁止や子どもの意見の尊重が含まれ、また、生命と生存・発達に対する権利項目では、社会の競争的性質によって子ども時代を享受することが妨げられないよう措置をとることが求められています。さらに、教育に関する項目では、過度な競争的システムを含むストレスの多い学校環境を改善する必要性が指摘されています。そして、自由記述のなかには、「勉強に縛られている学生たちの娯楽を増やした方がストレス緩和になると思う」(E 遊びについて)や

「通知表という人を数字で判断する制度を変えようとしないう市や教育委員会の人たちもどうかと思う。(中略)子供達の未来を数字評価によって奪っているのも同然である。よって、他者の状態の良し悪しを数字で評価し判断することはナンセンスだと思う。(後略)」(K その他)と、このような社会状況が実感として示されるとともに、競争主義に基づく数値的学力のような特定の価値基準にしばられることへの問題認識も挙げられており、これは、f や l といった自分の個性や可能性の追求につながる指摘であると言えます。

最後に、この子どもの権利を保障するための環境整備に関しては、一人ひとりの声に向き合うことのできる環境を社会全体で作りあげていくことが必要であり、そのためには、大人が子どもの権利に対する理解を深めるとともに、教職員(学校)および保護者(家庭)が抱える問題に対する制度・政策の充実など、大人自身の人格・尊厳が尊重されているのか、大人の権利も含めた改善視点も必要になります。

自由記述欄のなかに、いくつかの共通の質問がありました。以下、少し私たちなりの応答をさせていただきます。

### (3)子どもの権利はどうすれば行使できるのか

- ・子どもの権利を守るために取り組んでいる具体例を教えてください
- ・権利が守られていない子どもにはどのような対応をとるのが気になります。
- ・もし子どもの権利が守られていない子がいた場合どのように守られるようになるのか教えて欲しいです。

子どもの権利を守るための取組は、じつは身近なところにたくさんあります。どのような支援や施策があるのか、高校生の皆さんが利用可能な制度にはどのようなものがあるのか、実際に探してみたいと思います。そして、豊田市子ども条例は、子どもの権利を守るための具体的な取組として、子どもの権利擁護委員 3 名を配置し、また、子どもがいつでも相談できる場所として、こことよ(とよた子どもの権利相談室)を設置しています。

子どもの権利を擁護する活動として私たちが一番大事にしていることは、子どもからの相談にのること、子どもの意見や気持ちを聴くことです。子どもたちが何かに困っているとき、何かで辛いとか、苦しいと感じているとき、そこには何かの権利侵害が潜んでいる可能性があるかと私たちは考えています。

権利が守られていないと思われる子どもがいた場合、その当事者の子ども自身といっしょに作戦会議をひらきます。子どもがどのような解決を希望しているかを確かめますし、擁護委員・相談員から解決方法をいくつか提案する場合があります。そのなかから、いちばんよい解決策を子どもと大人がいっしょに考えて探し出します(これを「子どもの最善の利益」と言います)。ですので、権利が守られていない(と判断される)子どもへの対応の仕方は、ひとりひとりの子どもの状況に応じてさまざまです。

それから、どうすれば子どもの権利は守られるようになるのかという質問ですが、とても大事な視点だと思います。自分自身の権利が守られていないとき、あるいはお友達の権利が守られていないとき、どちらの場合も、みなさん自身が行動しなければならない場面があると思います。お友達やグループの仲間に相談することや、まわりの大人に相談することも考えられますし、こことよでは擁護委員や相談員に相談することができます。こことよは、学校や家族、お友達に知られたくないような相談ができるというメリットもあります。

#### (4)意見を聴かれる子どもの権利をもっと豊かに実現するために

- ・大人の意見だけでなく子どもの意見も聞いてほしい
- ・子どもの意見をできる限り尊重してほしい。子どもだからといって、適当にあしらわないでほしい。
- ・子どもの意見が、学校のなかで受け止めてもらえてないと感じている。
- ・クラスの中で自分の意見を言っても、クラスの他の人たちから少数意見だと言って受け止めてもらえない。

子どもの権利の中心に、「意見を聴かれる子どもの権利(子どもの意見表明権)」があります。アンケートの自由記述には、「子どもの権利が定められていることはとてもよい」「子どもの権利が守られていることがよくわかった」といった肯定的な意見も多数みられましたが、「もっと子どもの意見を聴いてほしい」「もっと子どもの意見を尊重してほしい」といった意見も少なからず存在していることを、重視したいと思います。

子どもたちの意見を表明する機会を積極的に位置づけようとする教育実践は、多くの学校や学級で広がっているのではないかと思います。豊田市内の中学校での研修場面でお伺いすると、部活動の練習方法について子どもたち自身でメニューを決めているとか、修学旅行の行き先も子どもと一っしょに話し合って決めている、といった実践もあるようです。豊田市は、条例で「子ども会議」を置いています。子ども会議を通じて、豊田市内の子どもは誰でも参加でき、市の子ども施策に対して意見表明することもできます。各家庭の様子はいかがでしょうか。

なのに、なぜ子どもたちは、「もっと子どもの意見を聴いてほしい」「意見が尊重されていない」と感じてしまうのでしょうか。じつは、子どもの意見表明権といった場合に、意見を言っ  
てくださいね、意見を聴きますね、というだけでは不十分なのです。この点、あらためて少し補足しておきたいと思いま  
す。

第一に、子どもに意見表明を求めるにあたっては、きちん  
とした情報提供が必要となります【情報提供】。制服について

意見表明を求める際には、制服とはどういうものか、世界では制服はどうなっているのか、制



服があることによって困っている子の存在(たとえば LGBTQ)なども、きちんと情報提供をしていく必要があります。また、子どもが意見を形成できるようにするために、意見表明をサポートする専門的な大人の存在が必要になります【意見形成】。そして、きちんと意見表明してもらったら、その結果をフィードバックすることも大切です【フィードバック】。この循環をすべて含んで、制度を構築していかななくてはなりません。これを、子どもの意見表明サイクルと言います。

第二に、子どもの意見表明のための条件を 2 つ挙げます。ひとつは、子どもの意見表明のための安全確保(意見を言っても叱られない、個人情報を守られる、不利益にならない、差別されない、など)です。ふたつめに、意見表明を強制されない権利もある(意見を言いたくない、という子どももいます)、ということも重要です。

こうした意見表明の条件が整わないと、子どもは安心して意見を表明することができません。子どもが意見表明できないことを子どもの責任にしてはならないのです。子どもたちが意見表明できるサポートを、きちんと出来ているかを考える必要があります。また、意見表明していくためのゆったりとした時間、じっくり考えることができる時間の保障も、大変重要です。いま、そうした時間が奪われているのではないのでしょうか。受験勉強や部活動を含め、競争的な教育環境の見直しという問題とも結びつく問題です。

なお、子どもの意見表明に対しては、子どもの意見に大人が絶対的に服従することではなく、子どもの最善の利益の観点から子どもの意見や気持ちに応えることが大切だと考えます。その上で、もしも子どもの表明した意見が採用されなかった場合には、なぜそうした判断になったのか、フィードバックされなければなりません。

## 9-2 調査結果をふまえた今後の課題

### (1) 高校生意識調査結果をふまえた課題の検証

最後に、調査結果をふまえた今後の課題について述べたいと思います。

調査結果については、こことよ(子どもの権利相談室)と名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育行政学研究室の共同で分析を行いました。アンケートからみられる高校生の意識やその実態をどうとらえるか、協議を重ねながら検証してきました。

今回、あらためて感じたことは、アンケートからだけではみえてこない、高校生のおかれている生活背景や社会的な状態、もっと改善すべき制度的な問題といったものが、構造的に横たわっているのではないかということでした。例えば、調査にご協力いただいた高校生のうち、学年別では高校 1 年生の回答者数がいちばん多く、学年があがるにつれて回答数は減少しています。高校 3 年生の回答者数がいちばん低くなるという傾向は、今回も前回も同じ傾向です。ここには、部活動の影響かもしれませんし、受験の影響があると考えられるのかもしれませんが。

自由記述に見られた「過干渉なぐらいがいい」との意見について、子どもの困っていることについて、大人がもっときちんと関わってもらいたいという大人への期待と受け止めればよいのか、子どもの発達段階によっては、より保護的(介入的)なかわりが求められるべきだとの

ご意見なのか、判断が難しいものもありました。

・豊田市子ども条例は改正が行われてきたのか

豊田市の子ども条例は、もともと、豊田市の子どもの意見をもとに制定されたという特質をっていますが、自由記述欄に示されたこのご質問は、もしかすると、「昔の子どもの意見だけではなく、今の子どもたちの意見も聴いてほしい(聴かれるべき)」との意見なのかもしれないと私たちは受け止めました。

調査結果の分析をすすめながら、私たちは、高校生自身が主体的に関わって、本調査結果をふまえて自由に意見表明ができる場を設定してはどうかと考えました。この場自体が、高校生の意見形成と意見表明の機会となり、かつ、大人からの情報提供やフィードバックの機会ともなるような、そのような場をつくっていきたいと思います。豊田市子ども条例は、これまで、まだい子ども改正をしていませんが、現行の条例では守ることが難しいような子どもの権利はあるのかどうか、もっと積極的に条例に書いたほうがよい子どもの権利があるのかどうか、高校生の皆さんからの意見を、ぜひとも聴かせてほしいと思います。もちろんのこと、私たちもいっしょになって考えたいと思います。

## (2)今後の相談活動の課題

今回の調査結果で、こことよ(子どもの権利相談室)の認知度は、29.3%(2020 年)から49.0%(2024 年)まで、大幅に改善されました。このことを、私たちは大きな喜びとともに受け止めていますが、もっと多くの高校生にとって、より身近で、より信頼される場にしていけることができるよう、引き続き取組を強化していくことをお約束したいと思います。

相談相手についての調査では(Ⅲ-6)、多くの高校生が、「友だち(学校 58.8%、部活動 25.0%、地域 22.4%)と、「家族(母 62.0%、父 31.7%、きょうだい 24.0%)」、が圧倒的多数を占めました。「自分で解決する」(38.0%)ことも、高校生段階の子どもの自立しようとする思いのあらわれであると受け止めました。相談相手としてスクールカウンセラーを選択した高校生が 3.2%にとどまっているのは、高校におけるスクールカウンセラーの配置の状況が関係している可能性があります。

数は少ないですが、その他(4.6%)を選択した方もおられます。その中には、インターネットで知り合った人や SNS でつながった人や、chat-gpt と答えた人もいました。インターネットゲームを通じて知り合った人とトラブルに発展するようなケースが、新聞やニュースでも報じられています。高校生のみなさんには、インターネット活用場面での特段の留意をお願いしたいと思います。

今回、アンケートの実施にあたり、豊田市内のすべての高校生年代の子どもたちにアンケート実施依頼をお届けできたわけではありませんでした。引き続き関係機関と連携を図り、改善に努めたいと思いますので、みなさまのご協力とご理解を賜りますよう、どうぞよろしくお願い致します。

## 参考資料

### 1 単純集計結果

問 1-1 あなたの学年を教えてください。

|      | 回答数  | 構成比(%) |
|------|------|--------|
| 1 年生 | 613  | 51.9   |
| 2 年生 | 375  | 31.8   |
| 3 年生 | 190  | 16.1   |
| 4 年生 | 0    | 0.0    |
| 無回答  | 2    | 0.2    |
| 合計   | 1180 | 100.0  |

問 1-2 あなたの性別を教えてください。

|     | 回答数  | 構成比(%) |
|-----|------|--------|
| 女   | 497  | 42.1   |
| 男   | 670  | 56.8   |
| その他 | 9    | 0.8    |
| 無回答 | 4    | 0.3    |
| 合計  | 1180 | 100.0  |

問2 あなたは豊田市内に住んでいますか、それとも豊田市外に住んでいますか。

|      | 回答数  | 構成比(%) |
|------|------|--------|
| 豊田市内 | 943  | 79.9   |
| 豊田市外 | 235  | 19.9   |
| 無回答  | 2    | 0.2    |
| 合計   | 1180 | 100.0  |

問3 あなたは豊田市に「豊田市子ども条例」があることを知っていますか。

|     | 回答数 | 構成比(%) |
|-----|-----|--------|
| はい  | 444 | 37.6   |
| いいえ | 735 | 62.3   |
| 無回答 | 2   | 0.1    |
| 合計  | 225 | 100.0  |

問4 あなたは「豊田市子ども条例」を読んだことがありますか。

|     | 回答数  | 構成比(%) |
|-----|------|--------|
| はい  | 77   | 6.5    |
| いいえ | 1101 | 93.3   |
| 無回答 | 2    | 0.2    |
| 合計  | 1180 | 100.0  |

問5 あなたは国連の「子どもの権利条約」を知っていますか。

|     | 回答数  | 構成比(%) |
|-----|------|--------|
| はい  | 548  | 46.4   |
| いいえ | 630  | 53.4   |
| 無回答 | 2    | 0.2    |
| 合計  | 1180 | 100.0  |

問6 あなたはこれまで、学校で、子どもの権利について学んだことがありますか。

|     | 回答数  | 構成比(%) |
|-----|------|--------|
| はい  | 880  | 74.6   |
| いいえ | 297  | 25.2   |
| 無回答 | 3    | 0.3    |
| 合計  | 1180 | 100.0  |

問7 あなたは、子どもの権利について、もっとよく知りたいと思いますか。

|     | 回答数  | 構成比(%) |
|-----|------|--------|
| はい  | 635  | 53.8   |
| いいえ | 543  | 46.0   |
| 無回答 | 2    | 0.2    |
| 合計  | 1180 | 100.0  |

問 8-1 【安心して生きる権利】第 5 条  
自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。

[複数回答可]

|      | 回答数 | 比率(%) |
|------|-----|-------|
| (1)  | 129 | 36.9  |
| (2)  | 117 | 33.4  |
| (3)  | 106 | 30.3  |
| (4)  | 119 | 34.0  |
| (5)  | 93  | 26.6  |
| (6)  | 147 | 42.0  |
| (7)  | 145 | 41.4  |
| (8)  | 183 | 52.3  |
| 対象者数 | 350 | —     |

問 8-2 【自分らしく生きる権利】第 6 条  
自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。

[複数回答可]

|      | 回答数 | 比率(%) |
|------|-----|-------|
| (1)  | 179 | 49.0  |
| (2)  | 173 | 47.4  |
| (3)  | 132 | 36.2  |
| (4)  | 105 | 28.8  |
| (5)  | 130 | 35.6  |
| (6)  | 103 | 28.2  |
| (7)  | 143 | 39.2  |
| 対象者数 | 365 | —     |

問 8-3 【豊かに育つ権利】第 7 条

自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。

〔複数回答可〕

|      | 回答数 | 比率(%) |
|------|-----|-------|
| (1)  | 141 | 44.5  |
| (2)  | 95  | 11.0  |
| (3)  | 90  | 28.4  |
| (4)  | 120 | 37.9  |
| (5)  | 97  | 30.6  |
| (6)  | 109 | 34.4  |
| (7)  | 82  | 25.9  |
| (8)  | 91  | 28.7  |
| (9)  | 96  | 30.3  |
| (10) | 112 | 35.3  |
| 対象者数 | 317 | —     |

問 8-4 【参加する権利】第 8 条

自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。

〔複数回答可〕

|      | 回答数 | 比率(%) |
|------|-----|-------|
| (1)  | 134 | 45.9  |
| (2)  | 144 | 49.3  |
| (3)  | 95  | 32.5  |
| (4)  | 103 | 35.3  |
| (5)  | 116 | 39.7  |
| (6)  | 98  | 33.6  |
| 対象者数 | 292 | —     |

問 9-1 【安心して生きる権利】第 5 条

あなたが大切だと思う権利を選択してください。

〔複数回答可〕

|      | 回答数  | 比率(%) |
|------|------|-------|
| (1)  | 840  | 83.7  |
| (2)  | 720  | 71.7  |
| (3)  | 609  | 60.7  |
| (4)  | 733  | 73.0  |
| (5)  | 686  | 68.3  |
| (6)  | 705  | 70.2  |
| (7)  | 622  | 62.0  |
| (8)  | 755  | 75.2  |
| 対象者数 | 1004 | —     |

問 9-2 【自分らしく生きる権利】第 6 条

あなたが大切だと思う権利を選択してください。

〔複数回答可〕

|      | 回答数  | 比率(%) |
|------|------|-------|
| (1)  | 791  | 78.6  |
| (2)  | 725  | 72.1  |
| (3)  | 654  | 65.0  |
| (4)  | 623  | 61.9  |
| (5)  | 726  | 72.2  |
| (6)  | 722  | 71.8  |
| (7)  | 756  | 75.1  |
| 対象者数 | 1006 | —     |

問 9-3 【豊かに育つ権利】第 7 条  
 あなたが大切だと思う権利を選択して  
 ください。 [複数回答可]

|      | 回答数 | 比率(%) |
|------|-----|-------|
| (1)  | 823 | 82.5  |
| (2)  | 760 | 76.2  |
| (3)  | 669 | 67.1  |
| (4)  | 692 | 69.4  |
| (5)  | 723 | 72.5  |
| (6)  | 580 | 58.2  |
| (7)  | 535 | 53.7  |
| (8)  | 677 | 67.9  |
| (9)  | 635 | 63.7  |
| (10) | 703 | 70.5  |
| 対象者数 | 997 | —     |

問 10-1 あなたは、困りごとや悩みごと  
 があった時に、誰に相談しますか。  
 [複数回答可]

|                | 回答数  | 比率(%) |
|----------------|------|-------|
| 父              | 373  | 31.7  |
| 母              | 729  | 62.0  |
| きょうだい          | 282  | 24.0  |
| 学校の友だち         | 691  | 58.8  |
| 地域の友だち         | 264  | 22.4  |
| 学校の先生          | 228  | 19.4  |
| スクール<br>カウンセラー | 38   | 3.2   |
| 部活の友だち         | 294  | 25.0  |
| 相談できる人が<br>いない | 36   | 3.1   |
| 自分で解決する        | 447  | 38.0  |
| その他            | 54   | 4.6   |
| 対象者数           | 1176 | —     |

問 9-4 【参加する権利】第 8 条  
 あなたが大切だと思う権利を選択して  
 ください。 [複数回答可]

|      | 回答数 | 比率(%) |
|------|-----|-------|
| (1)  | 784 | 79.5  |
| (2)  | 735 | 74.5  |
| (3)  | 626 | 63.5  |
| (4)  | 643 | 65.2  |
| (5)  | 622 | 63.1  |
| (6)  | 718 | 72.8  |
| 対象者数 | 986 | —     |

問 10-2 「10-1」の質問で「その他」と答  
 えた方に質問します。あなたが相談でき  
 る人は誰ですか、教えてください。

|      | 回答数 | 構成比(%) |
|------|-----|--------|
| 記述あり | 45  | 83.3   |
| 無回答  | 9   | 16.7   |
| 対象者数 | 54  | 100.0  |

問 11 豊田市には子どもがいつでも相談できる相談窓口「とよた子どもの権利相談室」が設置されていることを知っていますか。

|     | 回答数  | 構成比(%) |
|-----|------|--------|
| はい  | 578  | 49.0   |
| いいえ | 578  | 49.0   |
| 無回答 | 24   | 2.0    |
| 合計  | 1180 | 100.0  |

問 12-1 もしも、「とよた子どもの権利相談室」に相談するとすれば、どのようなツールを用いたいですか。

[複数回答可]

|       | 回答数  | 比率(%) |
|-------|------|-------|
| 電話＊無料 | 528  | 46.5  |
| 直接＊対面 | 191  | 16.8  |
| 手紙    | 92   | 8.1   |
| メール   | 326  | 28.7  |
| X     | 106  | 9.3   |
| ライン   | 508  | 44.8  |
| その他   | 14   | 1.2   |
| 合計    | 1135 | －     |

問 12-2 「12-1」の質問で「その他」と答えた方に質問します。どのようなツールを用いたいか、教えてください。

|      | 回答数 | 構成比(%) |
|------|-----|--------|
| 記述あり | 9   | 64.3   |
| 無回答  | 5   | 35.7   |
| 対象者数 | 14  | 100.0  |

問 13 子どもの権利に関することについて、あなたの意見や考えをお聞かせください。わからないことや知りたいこと、質問でも構いません。

[自由記述]

|      | 回答数  | 構成比(%) |
|------|------|--------|
| 記述あり | 118  | 10.0   |
| 無回答  | 1062 | 90.0   |
| 合計   | 1180 | 100.0  |

## 2 質問項目(漢字調査票)

子どもの権利に関する高校生意識調査アンケート

-----

・この調査は、「豊田市子どもの権利擁護委員」が、豊田市内の高校に通学する高校生を対象に、子どもの権利に関する意識調査を行うものです。

・「豊田市子どもの権利擁護委員」は、豊田市子ども条例に基づき設置されている子どもの権利救済機関です。

・ここで「子ども」とは 18 歳未満の人のことをいいます。

・18 歳又は 19 歳で高校に在学中の人も豊田市子ども条例に規定された「子どもの権利」の保障の対象となります。

・この調査は、個人の考え方を特定して、正しいかどうかを判定するものではありません。あなたのご意見やお考えを率直にお答えください。

・アンケートの内容は、個人が特定されることがないように統計的に処理をしたうえで後日公開されます。

・あなたの個人的な情報を、あなたの家庭やあなたの通う学校の方々にお伝えすることはあえてありませんので、安心してご回答ください。

・アンケートの回答中、つらい気持ちや悲しい気持ちになるようなことがあれば、いつでも回答を中止することができます。回答を中止することで、あなたが不利益を受けるようなことは一切ありません。

・この調査の実施にあたっては、名古屋大学教育学部教育行政学研究室が協力しています。

-----

1-1 あなたの学年を教えてください。

1 年生

2 年生

3 年生

4 年生

1-2 あなたの性別を教えてください。

男

女

その他

2 あなたは豊田市内に住んでいますか、それとも豊田市外に住んでいますか。

豊田市内

豊田市外

3 あなたは豊田市に「豊田市子ども条例」があることを知っていますか。

はい

いいえ

4 あなたは「豊田市子ども条例」

(<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/ikusei/1007534.html>)を読んだことがありますか。

はい

いいえ

5 あなたは国連の「子どもの権利条約」

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>)を知っていますか。

はい

いいえ

6 あなたはこれまで、学校で、子どもの権利について学んだことがありますか。

はい

いいえ

7 あなたは、子どもの権利について、もっとよく知りたいと思いますか。

思う

思わない

8 「豊田市子ども条例」は、次のような子どもの権利を保障しています。「8-1」「8-2」「8-3」「8-4」のそれぞれの権利のなかで、自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。いくつ選択してもかまいません。

8-1【安心して生きる権利】第 5 条 子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。
- (2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。
- (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
- (5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。
- (6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- (7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。
- (8) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。

8-2【自分らしく生きる権利】第 6 条 子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) ありのままの自分が認められること。
- (2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
- (3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。
- (4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。
- (5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。
- (6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。
- (7) プライバシーや名誉が守られること。

8-3【豊かに育つ権利】第 7 条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次のことが保障されます。自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。
- (5) 友だちをつくること。
- (6) 様々な世代の人々とふれあうこと。
- (7) 地域や社会の活動に参加すること。
- (8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。
- (9) 自然に親しむこと。
- (10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。

8-4【参加する権利】第 8 条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会などに主体的に参加するために、次のことが保障されます。自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。
- (2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
- (4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
- (6) 仲間をつくり、集まること。

9「豊田市子ども条例」の権利のうち、あなたが大切だと思う権利を選択してください。いくつ選択してもかまいません。

9-1【安心して生きる権利】第 5 条 子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。あなたが大切だと思う権利を選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。
- (2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。
- (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
- (5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。
- (6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- (7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。
- (8) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。

9-2【自分らしく生きる権利】第 6 条 子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。あなたが大切だと思う権利を選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) ありのままの自分が認められること。
- (2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
- (3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。
- (4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。
- (5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。
- (6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。
- (7) プライバシーや名誉が守られること。

9-3【豊かに育つ権利】第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次のことが保障されます。あなたが大切だと思う権利を選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。
- (5) 友だちをつくること。
- (6) 様々な世代の人々とふれあうこと。
- (7) 地域や社会の活動に参加すること。
- (8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。
- (9) 自然に親しむこと。
- (10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。

9-4【参加する権利】第8条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会などに主体的に参加するために、次のことが保障されます。あなたが大切だと思う権利を選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。
- (2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
- (4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
- (6) 仲間をつくり、集まること。

10-1 あなたは、困りごとや悩みごとがあった時に、誰に相談しますか。[複数回答可]

- 父
- 母
- きょうだい
- 学校の友だち
- 地域の友だち
- 学校の先生
- スクールカウンセラー
- 部活の友だち
- 相談できる人がいない
- 自分で解決する
- その他

10-2 10-1 の質問で「その他」と答えた方に質問します。あなたが相談できる人は誰ですか、教えてください。

11 豊田市には、子どもがいつでも相談できる相談窓口「とよた子どもの権利相談室(愛称「こことよ」)」

(<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisetsu/sodan/1029292/index.html>)が設置されていることを知っていますか。

はい

いいえ

12-1 もしも、「とよた子どもの権利相談室(愛称「こことよ」)」に相談するとすれば、どのようなツールを用いたいですか。[複数回答可]

電話(無料)

直接(対面)

手紙

メール

X(旧ツイッター)

ライン

その他

12-2 12-1 の質問で「その他」と答えた方に質問します。どのようなツールを用いたいか、教えてください。

13 子どもの権利に関することについて、あなたの意見や考えをお聞かせください。わからないことや知りたいこと、質問でも構いません。[自由記述]

### 3 高校生アンケート協力依頼文書

## 子ども条例に関する意識調査アンケートにご協力をお願いします。

みなさんは豊田市子ども条例を知っていますか？豊田市では、子どもの権利を守るために子ども条例を制定しています。

この調査は、高校生のみなさんを対象に「豊田市子ども条例」・「子どもの権利」に関する意識調査を行うものです。「子ども条例」の認知度を調査し、子どもにやさしいまちづくりを推進していくために活用します。みなさんの生活の中で、子どもの権利は守られているか教えてください。

以下のQRコードまたはとよた子どもの権利相談室ホームページからアクセスし、ご回答をお願いいたします。

#### <QRコード>

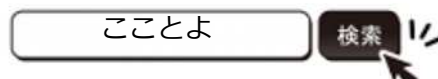


(漢字版)



(ひらがな版)

#### <インターネット検索>



- ✓ とよた子どもの権利相談室（こことよ）のホームページへアクセス
- ✓ 高校生意識調査にある外部リンクからアンケートへ

所要時間：10分程度

回答期限：令和6年8月31日まで

調査実施者：とよた子どもの権利相談室（豊田市）及び名古屋大学

この調査によるあなたの個人情報、家族や学校の方々に伝えることはありません。また、調査に参加しないことによる不利益は一切ありません。

※通信料は自己負担となります。

問い合わせ

とよた子どもの権利相談室 TEL：0565-33-9317

＜参考資料＞

- ・ 豊田市子ども条例
- ・ 豊田市子ども規則
- ・ 2024 年度 擁護委員・相談員・室長 名簿



## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条～第3条）

#### 第2章 子どもにとって大切な権利（第4条～第8条）

#### 第3章 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障（第9条～第11条）

#### 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第12条～第20条）

#### 第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条～第26条）

#### 第6章 子どもに関する施策の推進と検証（第27条～第30条）

#### 第7章 雑則（第31条）

### 附則

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在であり、自らの力で未来を切りひらく主体です。このため、子どもの心と体が大切にされなければなりません。子どもと子ども、子どもと大人とが、育ち合い、学び合う関係の中で、発達が保障され、社会と文化の創造に参加する機会が与えられなければなりません。

大人は、子どもとふれあい、子どもの声を聴き、子どもと共に生きることによって、喜びと夢を分かち合うことができます。子どもは、地域の宝であり、社会の宝です。保護者や、子どもにかかわる仕事や活動に従事する大人だけでなく、すべての市民が子どもに対する責任を負っています。このため、社会全体で、子どもと直接向き合う大人への支援と子どもが育つ環境づくりを進めなければなりません。

子どもにやさしいまちは、すべての人にとってやさしいまちになります。子どもが夢をかなえることができるまちは、すべての人にとって希望のあふれるまちになります。私たちは、子どもと大人が手をつなぎ、子どもにやさしいまちづくりをめざします。

私たちは、こうした考えのもと、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めることを宣言し、ここに豊田市子ども条例を制定します。

#### 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。

## （定義）

第2条 この条例で「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。また、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人を含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、子どもを対象とする学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設などをいいます。

3 この条例で「事業者」とは、事業活動を行うすべての人や団体をいいます。

## （責務）

第3条 保護者は、子育てについての第一義的責任を持ち、子どもの年齢や発達にふさわしい環境の下で子どもを育てなければなりません。

2 市は、保護者が子育てについての第一義的責任を遂行するために必要な支援をしなければなりません。

3 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの権利を保障し、お互いに協力して子どもの育ちを支え合わなければなりません。

4 市は、国や他の公共団体などと協力して、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めなければなりません。

## 第2章 子どもにとって大切な権利

### （子どもの権利と責任）

第4条 子どもは、あらゆるとき、あらゆる場所において、この章に定める権利が特に大切なものとして保障されます。

2 子どもは、自分の権利を大切にしよう努めなければなりません。

3 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重しよう努めなければなりません。

4 子どもは、子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を身

に付けるために必要な支援を受けることができます。

（安心して生きる権利）

第5条 子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。

- （1）命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。
- （2）愛情と理解をもってはぐくまれること。
- （3）年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。
- （4）平和で安全な環境の下で生活すること。
- （5）健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。
- （6）あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- （7）困っていることや不安に思っていることを相談すること。
- （8）いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。

（自分らしく生きる権利）

第6条 子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。

- （1）ありのままの自分が認められること。
- （2）個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
- （3）自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。
- （4）自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。
- （5）安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。
- （6）安心して過ごすことができる居場所を持つこと。
- （7）プライバシーや名誉が守られること。

（豊かに育つ権利）

第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次のことが保障されます。

- （1）遊ぶこと。
- （2）学ぶこと。
- （3）保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。
- （4）自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。
- （5）友だちをつくること。

- (6) 様々な世代の人々とふれあうこと。
- (7) 地域や社会の活動に参加すること。
- (8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。
- (9) 自然に親しむこと。
- (10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。

(参加する権利)

第8条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会などに主体的に参加するために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。
- (2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
- (4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
- (6) 仲間をつくり、集まること。

### 第3章 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障

(家庭における権利の保障)

第9条 保護者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それにこたえていくとともに、子どもと十分に話し合わなければなりません。
- 3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、保護者が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、学習の機会や情報の提供などの必要な支援をしなければなりません。
- 4 保護者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
- 5 保護者は、たばこや酒類の害から、子どもを保護しなければなりません。

(育ち学ぶ施設における権利の保障)

第10条 育ち学ぶ施設は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設は、子どもの気持ちや考えを受け止め、相談に応じ、対話などをしなければなりません。
- 3 育ち学ぶ施設は、子どもを育ち学ぶ施設の一員として認め、その主体的な自治的活動を支援しなければなりません。
- 4 育ち学ぶ施設の管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、職場環境の整備や研修の機会の提供などの必要な支援をしなければなりません。
- 5 育ち学ぶ施設は、いじめを防止するとともに、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備しなければなりません。また、いじめが発生したときは、関係する子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて対応しなければなりません。
- 6 育ち学ぶ施設は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
- 7 育ち学ぶ施設、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

(地域における権利の保障)

第11条 市民及び事業者は、地域の中で、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければなりません。

- 2 市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、その気持ちや考えを受け止め、対話などをするとともに、地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努めなければなりません。
- 3 市民及び事業者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
- 4 市民、事業者、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

#### 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの権利の周知と学習支援)

第12条 市は、この条例と子どもの権利について、市民に広く知らせなければなりません。

2 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域などにおいて、子どもが自分の権利と他者の権利を学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう支援しなければなりません。

3 市は、市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう支援しなければなりません。

（子育て家庭への支援）

第13条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければなりません。

2 市、育ち学ぶ施設及び事業者は、子育てをしている家庭の一人ひとりの保護者に寄り添って、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めなければなりません。

（特別なニーズのある子ども・家庭への支援）

第14条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、外国籍の子ども、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども、経済的に困難な家庭の子ども、不登校の子ども、社会的ひきこもりの子ども、虐待を受けた子ども、心理的外傷を受けた子ども、非行を犯した子どもなどで、特別なニーズがあると考えられる子どもとその家庭に気を配り、適切な支援をしなければなりません。

（子どものいじめの防止などに関する取組）

第15条 市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、豊田市いじめ防止基本方針を作り、子どもの健やかな育ちを支え、いじめのない社会の実現を目指します。

（子どもの虐待の予防などに関する取組）

第16条 市は、子どもに対する虐待の予防と早期発見に取り組まなければなりません。

2 子どもは、自らが虐待を受けたときや虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、市や関係機関に相談することができます。

3 育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもに気を配るとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報しなければなりません。

4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援をしなければなりません。

（有害・危険な環境からの保護）

第17条 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの健やかな発達を支援するために、次のものに子どもが接することがないように取り組まなければなりません。

(1) 環境たばこ煙や環境汚染物質などの健康に有害なもの

(2) 喫煙、飲酒及び薬物の濫用

(3) 売買春、児童ポルノなどの性的搾取や性的虐待

(4) 過激な暴力や性などの有害な情報

(5) 犯罪の被害や加害

(6) 公共施設や交通機関などにおける危険な環境

(子どもの居場所づくりの推進)

第18条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めなければなりません。

2 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、地域において、子どもが様々な世代の人々とふれあうことのできる場や機会の提供に努めなければなりません。

3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが多様で豊かな体験をすることのできる場や機会の提供に努めなければなりません。

4 市は、子どもが自然に親しむことのできる環境の整備に努めなければなりません。

5 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、居場所づくりなどについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

(意見表明や参加の促進)

第19条 市は、市政などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けなければなりません。

2 育ち学ぶ施設は、施設の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

3 市民及び事業者は、地域の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

4 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの気持ちや考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するよう努めなければなりません。

(子ども会議)

第20条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴くため、豊田市子ども会議を置きます。

## 第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利擁護委員の設置など)

第21条 市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が選びます。

4 擁護委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。

5 擁護委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれません。ただし、市長は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。

(擁護委員の仕事)

第22条 擁護委員は、次の仕事を行います。

(1) 子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために必要な情報を収集し、助言や支援などをすること。

(2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整をすること。

(3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。

(4) 調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。

(5) 勧告や要請を受けたものに対して、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。

2 擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

(1) 仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も同様とします。

(2) 申立人などの人権について十分に気を配ること。

(3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

(擁護委員への協力)

第23条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援しなければなりません。

2 保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(勧告や要請への対応)

第24条 市の機関は、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告しなければなりません。

2 市の機関以外のものは、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告するよう努めなければなりません。

(勧告や要請などの内容の公表)

第25条 擁護委員は、必要と認めたときは、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表することができます。

2 擁護委員は、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に気を配らなければなりません。

(活動状況などの報告と公表)

第26条 擁護委員は、毎年の活動状況などを市長に報告し、市民に公表します。

## 第6章 子どもに関する施策の推進と検証

(子ども総合計画)

第27条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、豊田市子ども総合計画（以下「子ども総合計画」といいます。）を作ります。

2 子ども総合計画は、必要に応じて、その内容を見直します。

3 市は、子ども総合計画を作るときや見直すときは、子どもを含めた市民や豊田市子ど

もにやさしいまちづくり推進会議の意見を聴きます。

- 4 市は、子ども総合計画を作ったときや見直したときは、速やかにその内容を公表します。

（子どもにやさしいまちづくり推進会議の設置など）

第28条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くとともに、子どもに関する施策の実施状況を検証するため、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）を置きます。

- 2 推進会議の委員は、30人以内とします。

- 3 委員は、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人、豊田市子ども会議の代表者、市民及び事業者のうちから、市長が選びます。

- 4 委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。

- 5 推進会議には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項の規定に基づく児童福祉に関する合議制の機関として、豊田市児童福祉審議会を置きます。

- 6 推進会議には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく幼保連携型認定こども園に関する合議制の機関として、豊田市幼保連携型認定こども園審議会を置きます。

（推進会議の仕事）

第29条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、次のことを調査したり、審議したりします。

- （1）子ども総合計画に関すること。
- （2）子どもに関する施策の実施状況に関すること。
- （3）その他子どもにやさしいまちづくりに関すること。

- 2 推進会議は、必要があるときは自らの判断で、子どもにやさしいまちづくりに関して、調査したり、審議したりできます。

- 3 推進会議は、前2項に定める仕事のほか、いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会の事務及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号の事務を行います。

- 4 推進会議は、必要に応じて、委員以外の人に出席を求め、意見を聴くことができます。  
(報告、提言など)

第30条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、又は自らの判断で調査したり、審議したりしたときは、その結果を市長その他の執行機関に報告し、提言します。

- 2 市長その他の執行機関は、推進会議から報告や提言を受けたときは、その内容を公表します。

- 3 市長その他の執行機関は、推進会議の報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

## 第7章 雑則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第19条並びに第5章及び第6章の規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(平成20年3月規則第4号で、附則ただし書に規定する規定のうち、第19条及び第6章の規定は同20年6月1日から、第5章の規定は同20年10月1日から施行)

附 則 (平成25年6月28日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行します。

(豊田市社会福祉審議会条例の一部改正)

- 2 豊田市社会福祉審議会条例(平成12年条例第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成26年10月1日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行します。

附 則 (平成27年3月26日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行します。

（豊田市議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正）

2 豊田市議会の議決すべき事件に関する条例（平成22年条例第34号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和5年6月30日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。

# ○豊田市子ども規則

平成20年3月28日

規則第3号

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 豊田市子ども会議（第3条・第4条）

第3章 豊田市子どもの権利擁護委員（第5条～第17条）

第4章 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（第18条～第25条）

第5章 雑則（第26条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この規則は、豊田市子ども条例（平成19年条例第70号。以下「条例」といいます。）第31条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要なことを定めます。

#### （子どもの定義）

第2条 条例第2条第1項に規定するこれらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人とは、年齢が18歳又は19歳の人で、次の学校や施設に在学したり、入所していたりする人をいいます。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校又は中等教育学校

（2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設

（3）前2号に準ずる学校や施設

### 第2章 豊田市子ども会議

#### （委員）

第3条 条例第20条に規定する豊田市子ども会議（以下「子ども会議」といいます。）の委員は、公募により市長が選びます。

#### （子ども会議の意見）

第4条 子ども会議は、市長その他の執行機関に対して、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、意見を提出することができます。

- 2 市長その他の執行機関は、子ども会議から意見の提出を受けたときは、その内容を公表します。
- 3 市長その他の執行機関は、子ども会議の意見を尊重し、必要な措置をとります。

### 第3章 豊田市子どもの権利擁護委員

#### (兼職などの禁止)

第5条 条例第21条第1項に規定する豊田市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

- 2 擁護委員は、市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができません。
- 3 擁護委員は、前2項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

#### (代表擁護委員)

第6条 擁護委員のうち1人を代表擁護委員とし、擁護委員の互選により決めます。

- 2 代表擁護委員は、擁護委員の会議を招集し、議事を運営するほか、擁護委員に関する庶務を行います。
- 3 代表擁護委員に事故があるとき又は代表擁護委員が欠けたときは、代表擁護委員があらかじめ指名する擁護委員が、その仕事を行います。
- 4 その他擁護委員の会議について必要なことは、代表擁護委員が他の擁護委員の意見を聴いて決めます。

#### (子どもの権利相談員)

第7条 擁護委員の仕事を補助するため、豊田市子どもの権利相談員（以下「相談員」といいます。）を置きます。

- 2 条例第22条第2項及びこの規則の第5条の規定は、相談員について準用します。

#### (相談及び救済の申立て)

第8条 何人も、擁護委員に対して、市内に住所を有したり、在勤したり、在学したりする子どもの権利の侵害について、文書や口頭により、相談したり、救済を申し立てたりすることができます。

2 相談や救済の申立ての受付は、擁護委員及び相談員が行います。

(救済の申立書など)

第9条 救済の申立て(以下「申立て」といいます。)は、文書による場合は次のことを記載した申立書を提出し、口頭による場合はこれらのことを述べることにします。

(1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号

(2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地

(3) 申立ての趣旨

(4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日

(5) 権利の侵害の内容

(6) 他の機関への相談などの状況

2 擁護委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、前項のことを聴き取り、書面に記録しなければなりません。

(調査)

第10条 擁護委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査しなければなりません。ただし、その申立てが次のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。

(1) 判決、裁決などにより確定した権利関係に関するとき。

(2) 裁判所において係争中の権利関係や行政庁において不服申立ての審理中の権利関係に関するとき。

(3) 議会に請願又は陳情を行っているとき。

(4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときを除きます。

(5) 条例に基づく擁護委員の行為に関するとき。

(6) 申立てに重大な偽りがあるとき。

(7) 具体的な権利の侵害を含まないとき。

(8) その他擁護委員が調査することが適当でないと認めるとき。

2 擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった

場合や、条例第22条第1項第3号の規定により調査する場合は、その子ども又は保護者の同意を得て調査しなければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、擁護委員がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。

- 3 擁護委員は、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければなりません。

（調査の中止など）

第11条 擁護委員は、調査を開始した後においても、前条第1項のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を一時中止したり、打ち切ったりすることができます。

- 2 擁護委員は、調査を一時中止したり、打ち切ったりしたときは、理由を付して、申立人や前条第2項の同意を得た者（以下「申立人など」といいます。）に速やかに通知しなければなりません。

（市の機関に対する調査など）

第12条 擁護委員は、市の機関に対し調査を開始するときは、あらかじめその機関に通知しなければなりません。

- 2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関に資料の提出や説明を求めることができます。
- 3 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための調整（以下単に「調整」といいます。）をすることができます。
- 4 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに通知しなければなりません。

（市の機関以外のものに対する調査など）

第13条 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに資料の提出や説明について協力を求めることができます。

- 2 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について協力を求めることができます。

3 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに通知しなければなりません。

（身分証明証の提示）

第14条 擁護委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければなりません。

（相談室の設置など）

第15条 子どもの権利の擁護に必要な支援をするため、とよた子どもの権利相談室（以下「相談室」といいます。）を豊田市小坂本町1丁目25番地（豊田産業文化センター内）に設置します。

2 相談室は、次に掲げる事務を行います。

- （1）擁護委員及び相談員の仕事の補助に関すること。
- （2）子どもの権利の侵害に関する相談に関すること。
- （3）子どもの権利の救済及び回復の支援に関すること。
- （4）条例の普及及び子どもの権利の啓発に関すること。
- （5）関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事務

3 相談室に室長その他の職員を置きます。

4 室長は、相談室の事務を管理します。

（相談室の開館日及び開館時間）

第16条 相談室の開館日及び開館時間は、次の表のとおりとします。ただし、12月28日から翌年の1月4日までを除きます。

| 開館日              | 開館時間          |
|------------------|---------------|
| 日曜日、水曜日、木曜日及び土曜日 | 午前10時から午後6時まで |
| 金曜日              | 午前10時から午後8時まで |

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館日又は開館時間を変更することができます。

（相談の受付）

第17条 擁護委員及び相談員が、相談を受け付けることができる日及び時間は、次の表

のとおりとします。ただし、12月28日から翌年の1月4日までを除きます。

| 受付日              | 受付時間         |
|------------------|--------------|
| 日曜日、水曜日、木曜日及び土曜日 | 午後1時から午後6時まで |
| 金曜日              | 午後1時から午後8時まで |

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に受付日又は受付時間を変更することができます。

#### 第4章 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

##### (会長及び副会長)

第18条 条例第28条第1項に規定する豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）に会長と副会長各1人を置き、委員の互選により決めます。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理します。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を行います。

##### (会議)

第19条 推進会議の会議（以下「会議」といいます。）は、会長が招集し、会長がその議長となります。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

##### (会議の特例)

第20条 会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下同じです。）を送信し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができます。

- 2 前条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的記録による審議について準用します。この場合において、同条第2項中「会議」とあるのは「会議における審議」と、「が出席しなければ開くことができません」とあるのは「から書面又は電磁的記録により回答

がなければ成立しません」と、同条第3項中「出席した」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった」と読み替えるものとします。

(委員)

第21条 条例第28条第3項の規定により市民のうちから選ばれる委員は、公募によるものとします。

(豊田市児童福祉審議会)

第22条 条例第28条第5項に規定する豊田市児童福祉審議会(以下「児童福祉審議会」といいます。)については、児童福祉法第9条に定めるもののほか、次項から第4項までに定めるところによります。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、児童福祉審議会の委員長と副委員長について準用します。この場合において、第18条第2項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとします。

3 第19条及び第20条の規定は、児童福祉審議会の会議について準用します。この場合において、第19条第1項中「推進会議」とあるのは「児童福祉審議会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、第20条第1項中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとします。

4 臨時委員は、児童福祉審議会の会議を開き、又は議決を行う場合(前項の規定により準用する第20条の規定により委員に書面を送付し又は電磁的記録を送信し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代える場合を含みます。)には、同項の規定により準用する第19条第2項及び第3項並びに第20条の規定の適用について、委員とみなします。

(豊田市幼保連携型認定こども園審議会)

第23条 条例第28条第6項に規定する豊田市幼保連携型認定こども園審議会(以下「幼保連携型認定こども園審議会」といいます。)については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に定めるもののほか、次項及び第3項に定めるところによります。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、幼保連携型認定こども園審議会の委員長と副委員長について準用します。この場合において、第18条第2項及び第3項中「会長」と

あるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとします。

- 3 第19条及び第20条の規定は、幼保連携型認定こども園審議会の会議について準用します。この場合において、第19条第1項中「推進会議」とあるのは「幼保連携型認定こども園審議会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、第20条第1項中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとします。

#### (部会)

第24条 推進会議は、必要に応じて、部会を置くことができます。

- 2 部会に属する委員は、会長が推進会議の意見を聴いて指名します。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により決めます。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会の調査審議の経過や結果を推進会議に報告します。
- 5 部会は、その調査審議に必要があると認めたときは、委員以外の人に出席を求め、説明や意見を聴くことができます。
- 6 推進会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項第1号及び第2号に掲げる事務を処理するに当たって部会を置いたときは、その部会の議決をもって推進会議の議決とすることができます。
- 7 第19条の規定は、部会の会議について準用します。

#### (庶務)

第25条 推進会議の庶務はこども・若者部こども・若者政策課において、児童福祉審議会及び幼保連携型認定こども園審議会の庶務は同部保育課において処理します。

### 第5章 雑則

#### (委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。

#### 附 則

この規則中第2章及び第4章の規定は平成20年6月1日から、第3章の規定は平成20年10月1日から、その他の規定は公布の日から施行します。

#### 附 則（平成20年9月30日規則第69号）

この規則は、平成20年10月1日から施行します。

附 則（平成24年12月27日規則第92号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行します。

附 則（平成26年10月1日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行します。

附 則（平成27年3月18日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行します。

附 則（平成27年3月26日規則第25号）

この規則は、平成27年4月1日から施行します。

附 則（平成30年3月26日規則第22号）

この規則は、平成30年8月1日から施行します。

附 則（令和2年12月24日規則第147号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の豊田市子ども規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月30日規則第35号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第27号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 2024年度 擁護委員・相談員・室長 名簿

| 職 名                              | 氏 名                                                                                          | 職業等                         |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 子どもの権利擁護委員<br>(代表)               | 渡邊 佐知子<br> | 元名古屋市<br>中央児童相談所所長          |
| 子どもの権利擁護委員                       | 山谷 奈津子<br> | 弁護士<br>(愛知県弁護士会)            |
| 子どもの権利擁護委員<br>(～2024. 9. 30)     | 石井 拓児<br>  | 名古屋大学大学院教授                  |
| 子どもの権利擁護委員<br>(2024. 10. 1～)     | 米津 直希<br>  | 南山大学准教授                     |
| 子どもの権利相談員<br>(専門員)               | 間宮 静香                                                                                        | 弁護士<br>(愛知県弁護士会)            |
| 子どもの権利相談員<br>(専門員)               | 山田 麻紗子                                                                                       | 臨床心理士 公認心理士<br>日本福祉大学客員研究所員 |
| 子どもの権利相談員<br>(専門員)(～2024. 9)     | 大村 恵                                                                                         | 愛知教育大学教授                    |
| 子どもの権利相談員<br>(専門員)(2024. 10～)    | 石井 拓児                                                                                        | 名古屋大学大学院教授                  |
| 子どもの権利相談員<br>(専門職)               | 木村 浩美                                                                                        | 豊田市会計年度任用職員                 |
| 子どもの権利相談員<br>(一般職)               | 石田 優美                                                                                        | 同                           |
| 子どもの権利相談員<br>(一般職)               | 竹生 あけみ                                                                                       | 同                           |
| 子どもの権利相談員<br>(一般職)(～2024. 12)    | 黒野 巳保子                                                                                       | 同                           |
| 子どもの権利相談員<br>(専門職)(2025. 1. 20～) | 小霜 紗悠美                                                                                       | 同                           |
| 室長(兼務)                           | 宇佐美 由紀                                                                                       | こども・若者政策課課長                 |
| 室長代理(事務局職員)                      | 高部 広明                                                                                        | こども・若者政策課職員                 |

## あ と が き

豊田市は、2007年10月に愛知県で初めて「豊田市子ども条例」を制定し、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支えあうことで、本市の未来をになう子どもたちが幸せに暮らすことのできるまちの実現を目指してまいりました。そして子どもの権利の擁護に必要な支援をするため、「とよた子どもの権利相談室」を2008年10月に設置し16年8か月が経過しました。この間、活動内容については、年次ごとに「活動報告書」により皆様に公表しております。

昨年7月には、2020年度以来となる「第2回子どもの権利に関する高校生意識調査」を実施しました。また、とよた子どもの権利相談室（こことよ）の体制強化に向けて、相談員に指導・助言を行うスーパーバイザーを配置し、専門性の向上に努めてまいりました。

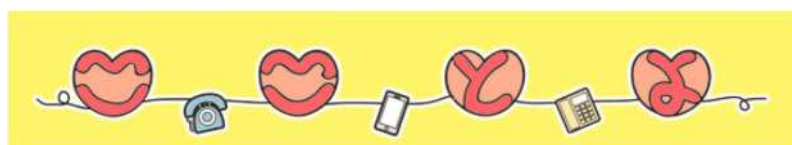
2025年1月、本市は全国6番目、中部地方初のユニセフ日本型CFCI実践自治体に承認されました。子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）とは、国連「子どもの権利条約」に明記されている子どもの権利を実現することに市町村が積極的に取り組む、ユニセフが提唱する世界的な活動です。

このことは、子ども本人から直接話を聴くことを基本とし、一緒に考え解決を目指していく「こことよ」の活動も評価されたものと考えられ、これまでの活動に様々な形で関わっていただきました関係者の皆様のお力添えの賜物であり、深く感謝するとともに、次代に繋げていくことの重要性和その責務に決意を新たにしたところです。

「こことよ」は、子どもをとりまくあらゆる関係者との連携・協力の中で、引き続き「こどもにとって一番いいこと」を目指し、子どもと共に解決を図っていけるよう一層の努力を重ねて参ります。今後につきましても、「こことよ」の活動へのご支援、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

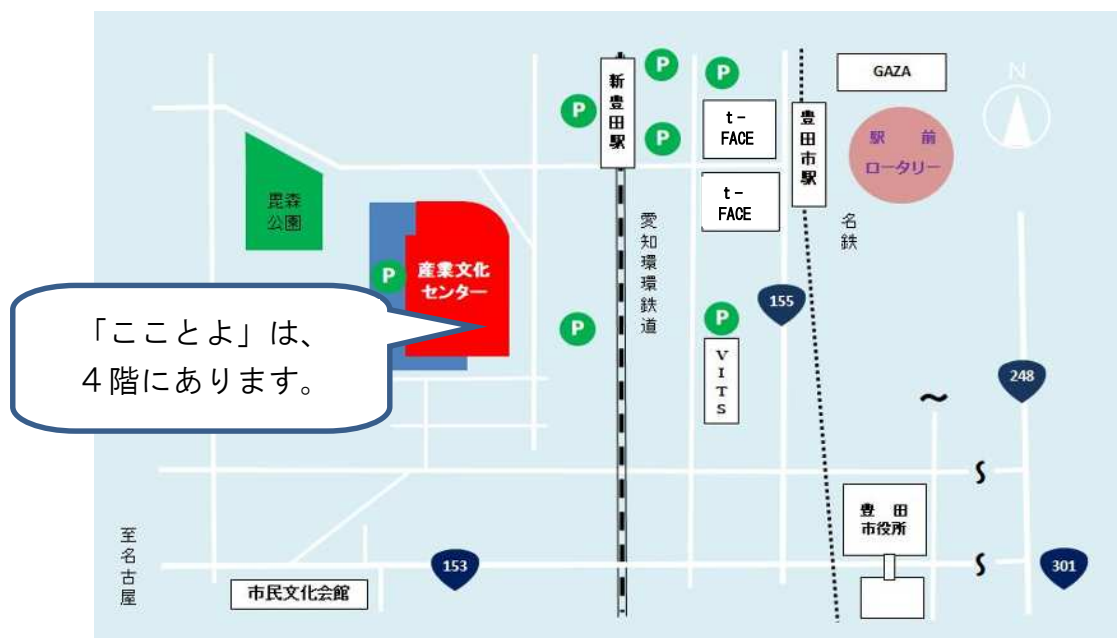
2025年6月

とよた子どもの権利相談室  
室長代理 高部 広明





## ＜「こことよ」へのアクセス＞



（電車の場合）

- ・名鉄「豊田市駅」下車
- ・愛知環状鉄道「新豊田駅」下車

（バスの場合）

- ・名鉄バス「豊田市」下車
- ・おいでんバス「新豊田駅西」下車

2024年度

豊田市子どもの権利擁護委員・とよた子どもの権利相談室 活動報告書

2025年6月発行

発行：とよた子どもの権利相談室 こことよ

住所：〒471-0034

愛知県豊田市小坂本町1丁目25番地 豊田産業文化センター4階

電話：0565-33-9317（事務局）

FAX：0565-33-9314

《こことよ相談専用電話》

0120-797-931（フリーダイヤル）



子ども条例マスコットキャラクター  
チルコ